



毎月2回10日・25日発行

発行所

川崎市役所

(総務企画局総務部法制課)

川崎市川崎区宮本町1

電 話 044-200-2062

F A X 044-200-3748

監 査 公 表

- ◇令和5年度包括外部監査の結果に関する報告について…………… (第4号)
- ◇令和4年度包括外部監査の結果に基づく措置について…………… (第5号)



6 川 監 公 第 4 号

令和 6 年 2 月 8 日

令和 5 年度包括外部監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 7 第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人から次のとおり、令和 5 年度包括外部監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第 2 5 2 条の 3 8 第 3 項の規定に基づき公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

同 石 田 康 博

同 かわの 忠 正

# 令和5（2023）年度 包括外部監査結果報告書

業務委託に関する財務事務の執行及び民間活用による効率化について

令和6（2024）年2月

川崎市包括外部監査人

公認会計士 小俣雅弘

## 目次

<b>I. 包括外部監査の概要</b> .....	1
1. 外部監査の種類 .....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ） .....	1
3. 事件を選定した理由 .....	1
4. 包括外部監査人及び補助者 .....	1
5. 包括外部監査の対象部署・対象期間・実施期間 .....	2
6. 主な監査要点 .....	2
7. 主な監査手続 .....	2
8. 「監査の結果」と「意見」 .....	3
9. 利害関係 .....	3
<b>II. 委託契約の概要</b> .....	4
1. 委託契約とは .....	4
2. 委託の契約方法 .....	4
3. 外部委託に関する川崎市の条例・規則 .....	7
<b>III. 川崎市の財政状況と財政運営における民間活用</b> .....	8
1. 川崎市の財政の状況 .....	8
2. 今後の財政の見通しと財政運営における民間活用.....	11
<b>IV. 川崎市の委託契約における契約方法の傾向</b> .....	13
<b>V. 川崎市における民間活用の考え方の変遷</b> .....	14
1. 民間活用の考え方の変遷.....	14
2. 民間活用（川崎版 PPP）推進方針の策定 .....	18
<b>VI. 川崎市における委託業務のモニタリング</b> .....	21
1. 委託業務におけるモニタリングとは.....	21
2. 川崎市におけるモニタリング方法等.....	21
3. 他団体のモニタリング事例等.....	25
<b>VII. 監査の結果及び意見（総論）</b> .....	27
1. 監査の結果及び意見の概要 .....	27
2. 監査人の所見 .....	31
3. 総括的意見.....	31
<b>VIII. 監査の結果及び意見（各論）</b> .....	39
1. 監査の結果及び意見（各論）の概要.....	39
2. 結果及び意見 .....	45

(本報告書における記載内容等の注意事項)

#### 1. 端数処理

報告書の数値は、原則として、金額の単位未満の端数を切り捨て、比率の表示単位未満について切り捨てにより表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

#### 2. 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として川崎市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

報告書の数値等のうち、川崎市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

## 1. 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく監査

### 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

業務委託に関する財務事務の執行及び民間活用による効率化について

### 3. 事件を選定した理由

地方公共団体が行う業務委託は、民間企業のみならず非営利団体や市民団体等多くの相手方と契約がなされ、また、業務の内容は、多岐にわたっており、業務委託は、典型的な調達等の手段という側面だけでなく、市民にとって欠かせない行政サービスを提供するための重要な手段となる。

川崎市においても「行財政改革第 3 期プログラムに基づく行財政改革の推進」の「取組 1.社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築 ウ.市民サービスの向上に向けた民間活用の推進」において、「民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組の推進」が記載されている。また、民間活用（川崎版 P P P）推進方針が作成されており、行財政改革の視点に留まらず、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現、資産マネジメントといった視点からも積極的な民間活用が必要とされている。

このように多くの業務委託が行われている中で、業務委託における財務事務の執行は重要であり、業者の選定手続、契約手続における合規性、透明性が確保されているか、業務委託による効果について、当初予定した行政目的を達成しているかの検証は行われているかといった点は積極的な民間活用を推進する川崎市の行財政運営における重要なポイントであり、包括外部監査のテーマとすることは有用であると考えた。

以上から、業務委託に関する財務事務の執行及び民間活用による効率化を特定の事件（テーマ）として選定した。

### 4. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	小俣 雅弘	公認会計士
補助者	板垣 宏一郎	公認会計士
同	歌 夏子	公認会計士
同	佐藤 秀忠	公認会計士
同	鶴見 尚毅	公認会計士
同	佐々木 智弘	公認会計士
同	山本 夏海	公認会計士
同	疋田 翔	公認会計士

5. 包括外部監査の対象部署・対象期間・実施期間

(1) 対象部署

公営企業である交通局、上下水道局及び病院局は対象外にした上で、委託支出命令額、契約方法、委託業務の内容を考慮し、対象部署を選定した。

(2) 対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）を対象とした。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

(3) 実施期間

令和5年7月1日から令和6年1月22日まで

6. 主な監査要点

包括外部監査の主な監査要点は以下のとおりである。

- ・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 地方自治法上、契約の方法は一般競争入札が原則的方法とされており、指名競争入札、随意契約等は一定の事由がある場合に限りすることができるが、財務規則及びガイドラインに基づき選定しているか。
- ・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか。
- ・ 1つの取引先と長期にわたって随意契約することの合理性があるか。
- ・ 入札方式に変更し委託料圧縮を図れる随意契約はないか。
- ・ 委託料の積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- ・ 契約に至った委託料の積算根拠は妥当で合理的なものか。
- ・ 委託成果品の検査及び委託業務の履行確認が適正に行われているか。
- ・ 委託契約の支払条件は妥当か。
- ・ 委託料は契約どおりに支払われているか。
- ・ 委託業務の履行確認の後支払いが行われているか。
- ・ 再委託の際に、契約事務規則等で定める必要な手続が行われているか。
- ・ 委託の効果について、事後の検証が行われているか。

7. 主な監査手続

- ・ 委託契約に関する決裁文書、委託契約書、委託仕様書等の閲覧
- ・ 競争入札に関する資料の閲覧
- ・ 随意契約理由書の確認

- ・ 委託料について、積算基準及び積算根拠資料等との照合
- ・ 委託成果品の検査及び履行確認の状況について、委託先からの報告書及び検査確認書等の閲覧
- ・ 委託料の支払いに関する資料の閲覧

#### 8. 「監査の結果」と「意見」

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（主に合规性に関する事項）に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

#### 9. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## II. 委託契約の概要

### 1. 委託契約とは

委託とは法律行為又は法律行為でない事務その他の事実行為を他の機関又は特定のものに依頼することを指す。すなわち、川崎市に当てはめると川崎市が直接行うべき業務を川崎市に代わって受託者が実施するものを指す。一方、契約とは、二人以上の当事者の意思表示の合致によって成立する法律行為である。契約には公法上の契約と私法上の契約があり、民法には13種類の典型契約が例として挙げられているが、その中に委託契約はない。

総務省が設置した「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」の報告書（平成19年3月）においては、民間委託を「私法上の請負契約及び準委任契約」と定義づけている。一般的にも請負契約や準委任契約を委託契約としていることが多い。

### 2. 委託の契約方法

地方自治法234条第1項では、地方公共団体における契約締結の方法として、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定されている。

このように契約締結方法としては、①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約、④せり売りの4つが規定されているが、地方公共団体の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる一般競争入札が原則となり、②指名競争入札、③随意契約、④せり売りについては政令で定める場合に該当する限り実施できることになる（地方自治法234条第2項）。

#### 第6節 契約

##### （契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

#### （1）一般競争入札

一般競争入札とは、入札に参加する者に必要な資格等を公告することにより、不特定多数の者を誘引して、入札により申込みをさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、契約を締結する方法である。

一般競争入札は、広く不特定多数の者に入札に参加する機会が与えられ、また、不特

定多数の者に競争させ、最も有利な条件を提示した者と契約を締結するという方法であり、機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができるという長所がある。

他方、公告、資格審査、入札、開札といった他の方法と比べ複雑な手続が必要であり、契約担当者の事務手続の負担が大きく、また、広く不特定多数の者に入札に参加する機会が与えられ、価格だけで競争させるため、契約の確実な履行を確保できない者が参加する可能性があるといった短所を有することになる。

### (2) 指名競争入札

指名競争入札とは、資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、その者に入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方法である。

指名競争入札は、資力、信用等により入札参加者を特定の者に限定するため、広く不特定多数の者に入札に参加する機会が与えられる一般競争入札に比べて不適格な業者を排除することができるという長所がある。

他方、入札参加者が固定される可能性があり、業者間の談合により公正な競争が阻害される可能性があるといった短所を有することになる。

### (3) 随意契約

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法である。

随意契約は、信用、経歴を基に、契約の目的に最も適した業者を契約の相手方に選定し、簡便で迅速な契約手続ができるという長所がある。

他方、特定の業者との契約となるため、入札に比べて競争の原理が働きにくいという短所を有することになる。そのため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号で規定する場合にのみ随意契約の方法によることができる。

「随意契約ガイドライン」では当該施行令を参照し、随意契約ができる場合を以下のとおり定めている。

#### 随意契約ができる場合

##### 施行令第 167 条の 2 第 1 項

- 1 号 予定価格が契約規則で定める額（施行令別表第 5 と同じ）を超えないとき  
（いわゆる「少額随契」）
- 2 号 その性質又は目的が競争入札に適しないとき（いわゆる「特命随契」）
- 3 号 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受けるとき
- 4 号 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等をするとき

5号	緊急の必要によるとき（いわゆる「緊急随契」）
6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
7号	時価に比べ著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき
8号	入札者又は落札者がいないとき（いわゆる「不落随契」）
9号	落札者が契約を締結しないとき

上述の契約方法を整理すると以下のとおりとなる。

契約方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>不特定多数の者を誘引して、入札により申込みをさせる方法により競争を行わせ、最も有利な条件をもって申込をした者を選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、競争させ、契約の相手方となる者を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定</li> </ul>
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資力、信用等により入札参加者を特定の者に限定するため一般競争入札に比べて不適格な業者を排除することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用、経歴を基に、契約の目的に最も適した業者を契約の相手方に選定できる。</li> <li>簡便で迅速な契約手続ができ、事務負担が軽減できる。</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>公告、資格審査、入札、開札といった契約担当者の事務手続の負担が大きい。</li> <li>不特定多数の者に入札に参加する機会が与えられ、価格だけで競争させるため、契約の確実な履行を確保できない者が参加する可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加者が固定される可能性があり、業者間の談合により公正な競争が阻害される可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の業者との契約となるため、入札に比べて競争の原理が働きにくい。</li> </ul>

### 3. 外部委託に関する川崎市の条例・規則

委託契約に関連する川崎市の条例及び規則等は、以下のとおりである。

条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川崎市契約条例</li> </ul>
規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川崎市契約規則</li> <li>・ 川崎市公共工事の前払金に関する規則</li> </ul>
規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川崎市契約審査委員会規程</li> <li>・ 川崎市競争入札参加者選定規程</li> </ul>
要綱・ガイドライン等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川崎市業務委託総合評価一般競争入札試行要綱</li> <li>・ 川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針</li> <li>・ 川崎市業務委託総合評価審査委員会設置要領</li> <li>・ 川崎市業務委託低入札価格調査取扱要領・運用指針</li> <li>・ 長期継続契約に係る入札・契約関係事務取扱要綱・運用指針</li> <li>・ 随意契約ガイドライン</li> <li>・ 委託業務の総合評価落札方式（試行）のガイドライン</li> <li>・ 川崎市プロポーザル方式（業務委託）実施ガイドライン</li> <li>・ 主観評価項目制度実施要綱・要領</li> <li>・ 川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領</li> <li>・ 川崎市競争入札参加者心得</li> <li>・ 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱</li> <li>・ 契約事務の手引き</li> </ul>

（注）工事又は製造に係る契約や物件の買入れ等のみに関連する規程等は省略している。

### Ⅲ. 川崎市の財政状況と財政運営における民間活用

川崎市の財政状況を確認するとともに、今後、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想される中、今後の財政運営において民間活用がどのように位置付けられているか、川崎市の財政運営における民間活用に関する考え方を明確にする。

#### 1. 川崎市の財政の状況

##### (1) 収支の状況

平成29年度から令和3年度までの財政状況は以下のとおりである。

歳入規模は7,000億円から9,000億円で推移している。令和2年度は9,071億円と歳入総額が大幅に増加しているが、これは、特別定額給付金給付事業や幼児教育・保育の無償化の平年度化による国県支出金の増、「川崎市複合福祉センター ふくふく」の整備や新川崎地区小学校新設に伴う用地の取得に係る市債の増などがあったことによるものである。

歳入歳出差引額の「形式収支」から次年度への繰越事業に充当する「翌年度に繰り越すべき財源」を差し引いた額である実質収支はプラスとなっている。

#### 【収支状況】

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入総額	700,798,709	715,393,440	739,133,605	907,176,643	795,373,552
歳出総額	697,012,352	712,401,058	735,658,102	903,211,857	786,995,809
歳入歳出差引	3,786,357	2,992,382	3,475,503	3,964,786	8,377,743
翌年度に繰越すべき財源	3,069,716	2,363,318	3,029,353	3,424,461	2,160,593
実質収支	716,641	629,064	446,150	540,325	6,217,150
単年度収支	139,242	-87,577	-182,914	94,175	5,676,825
積立金	126,189	387,002	181,639	48,388	944,187
繰上償還金	0	0	0	0	6,628
積立金取崩し額	0	28,000	15,000	0	50,099
実質単年度収支	265,431	271,425	-16,275	142,563	6,577,541

(出典：川崎市ウェブサイト 財政状況資料集)

(2) 歳入の状況

歳入の詳細は以下のとおりである。

歳入の内訳として各年度ともに地方税が歳入全体の約 40%～49%を占め、次いで国庫支出金が約 17%～34%、さらに地方債が約 6%～7%といった構成となっている。

【歳入状況】

(単位：千円、%)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	決算額	構成比								
地方税	311,185,928	44.4	353,077,005	49.4	361,896,242	49	365,387,980	40.3	364,605,509	45.8
地方譲与税	3,042,255	0.4	3,333,651	0.5	3,050,143	0.4	2,977,793	0.3	3,074,336	0.4
利子割交付金	363,394	0.1	344,646	0	180,486	0	182,341	0	154,130	0
配当割交付金	1,712,752	0.2	1,448,364	0.2	1,666,393	0.2	1,543,051	0.2	2,304,241	0.3
株式等譲渡所得割交付金	1,851,015	0.3	1,275,034	0.2	1,004,063	0.1	1,830,884	0.2	2,940,102	0.4
分離課税所得割交付金	285,964	0	334,133	0	423,611	0.1	399,632	0	403,007	0.1
道府県民税所得割臨時交付金	39,186,078	5.6	5,343,387	0.7	-	-	-	-	-	-
地方消費税交付金	24,235,654	3.5	25,565,846	3.6	24,627,586	3.3	30,077,561	3.3	33,062,714	4.2
ゴルフ場利用税交付金	35,857	0	35,636	0	33,280	0	28,134	0	33,917	0
特別地方消費税交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車取得税交付金	1,660,546	0.2	1,647,486	0.2	876,929	0.1	707	0	-	-
軽油引取税交付金	3,938,327	0.6	4,005,868	0.6	4,071,963	0.6	3,922,740	0.4	3,726,586	0.5
自動車税環境性能割交付金	-	-	-	-	332,978	0	682,581	0.1	719,855	0.1
法人事業税交付金	-	-	-	-	-	-	1,851,118	0.2	2,943,778	0.4
地方特例交付金等	1,498,310	0.2	1,677,384	0.2	3,961,929	0.5	2,189,551	0.2	3,352,715	0.4
個人住民税減収補填特例交付金	-	-	-	-	1,855,383	0.3	1,844,315	0.2	1,895,302	0.2
自動車税減収補填特例交付金	-	-	-	-	173,057	0	326,729	0	228,004	0
軽自動車税減収補填特例交付金	-	-	-	-	7,932	0	18,507	0	16,534	0
子ども・子育て支援臨時交付金	-	-	-	-	1,925,557	0.3	-	-	-	-
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特例交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	1,212,875	0.2
地方交付税	470,189	0.1	268,981	0	1,426,799	0.2	355,323	0	3,732,290	0.5
普通交付税	-	-	-	-	-	-	-	-	3,088,254	0.4
特別交付税	469,213	0.1	267,867	0	1,425,679	0.2	354,567	0	643,366	0.1
震災復興特別交付税	976	0	1,114	0	1,120	0	756	0	670	0
(一般財源計)	389,466,289	55.6	398,357,421	55.7	403,552,402	54.6	411,429,396	45.4	421,053,180	52.9
交通安全対策特別交付金	312,496	0	302,962	0	302,655	0	330,355	0	331,064	0
分担金・負担金	11,875,790	1.7	14,843,325	2.1	14,417,491	2	9,499,309	1	10,876,186	1.4
使用料	13,167,376	1.9	12,912,246	1.8	12,427,922	1.7	11,798,544	1.3	12,278,638	1.5
手数料	3,420,125	0.5	3,415,825	0.5	3,445,367	0.5	3,658,573	0.4	3,713,472	0.5
国庫支出金	125,724,693	17.9	125,749,996	17.6	133,230,146	18	311,722,492	34.4	203,067,438	25.5
国有提供交付金(特別区財調交付金)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都道府県支出金	25,368,753	3.6	25,861,859	3.6	30,315,531	4.1	34,504,561	3.8	37,224,694	4.7
財産収入	4,040,825	0.6	4,132,697	0.6	3,524,937	0.5	3,956,214	0.4	9,203,486	1.2
寄附金	185,161	0	463,086	0.1	557,058	0.1	396,716	0	1,194,873	0.2
繰入金	34,148,070	4.9	47,446,924	6.6	55,762,572	7.5	2,868,662	0.3	2,913,991	0.4
繰越金	4,382,677	0.6	3,686,462	0.5	2,896,358	0.4	3,383,932	0.4	3,872,322	0.5
諸収入	34,936,474	5	31,326,837	4.4	31,159,966	4.2	48,348,589	5.3	32,786,708	4.1
地方債	53,770,000	7.7	46,893,800	6.6	47,541,200	6.4	65,279,300	7.2	56,857,500	7.1
うち減収補填債(特例分)	-	-	-	-	-	-	1,653,000	0.2	-	-
うち猶予特例債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち臨時財政対策債	28,000	0	-	-	-	-	-	-	3,231,000	0.4
歳入合計	700,798,709	100	715,393,440	100	739,133,605	100	907,176,643	100	795,373,552	100

(出典：川崎市ウェブサイト 財政状況資料集)

(3) 歳出の状況

歳出の詳細は以下のとおりである。

人件費、扶助費、公債費の合計である義務的経費が歳出全体に占める割合は約 47%～58%で推移している。義務的経費の中でも扶助費が占める割合が高くなっている。高齢者人口の増加などにより、今後も扶助費は増加する可能性がある。

【歳出状況（性質別）】

(単位：千円、%)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	決算額	構成比								
義務的経費計	399,840,068	57.4	404,560,472	56.8	415,760,474	56.5	425,411,894	47.1	458,338,030	58.2
人件費	147,221,252	21.1	146,189,128	20.5	147,338,877	20	148,540,854	16.4	149,312,081	19
うち職員給	107,286,840	15.4	107,733,146	15.1	108,653,349	14.8	109,927,220	12.2	110,194,514	14
扶助費	181,025,359	26	185,627,852	26.1	197,148,729	26.8	207,399,100	23	239,022,199	30.4
公債費	71,593,457	10.3	72,743,492	10.2	71,272,868	9.7	69,471,940	7.7	70,003,750	8.9
内訳										
元利償還金	71,592,987	10.3	72,743,410	10.2	71,270,704	9.7	69,471,055	7.7	70,003,412	8.9
うち元金	58,546,915	8.4	60,186,464	8.4	59,966,203	8.2	59,147,906	6.5	60,533,377	7.7
うち利子	13,046,072	1.9	12,556,946	1.8	11,304,501	1.5	10,323,149	1.1	9,470,035	1.2
一時借入金利子	470	0	82	0	2,164	0	885	0	338	0
その他の経費	200,301,651	28.7	215,374,395	30.2	231,784,603	31.5	366,737,576	40.6	230,244,427	29.3
物件費	66,714,544	9.6	69,584,176	9.8	73,676,755	10	78,999,914	8.7	102,735,677	13.1
維持補修費	6,132,866	0.9	6,737,572	0.9	6,136,836	0.8	6,438,553	0.7	6,618,872	0.8
補助費等	57,356,036	8.2	70,234,601	9.9	82,769,975	11.3	199,052,347	22	48,235,032	6.1
うち一部事務組合負担金	58,659	0	48,121	0	72,517	0	34,641	0	73,248	0
繰出金	36,577,967	5.2	36,845,255	5.2	37,912,192	5.2	38,624,737	4.3	39,310,090	5
積立金	2,205,345	0.3	2,679,080	0.4	3,384,928	0.5	2,326,346	0.3	3,676,433	0.5
投資・出資金・貸付金	31,314,893	4.5	29,293,711	4.1	27,903,917	3.8	41,295,679	4.6	29,668,323	3.8
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
投資的経費計	96,870,633	13.9	92,466,191	13	88,113,025	12	111,062,387	12.3	98,413,352	12.5
うち人件費	3,374,877	0.5	3,387,317	0.5	3,478,724	0.5	3,532,923	0.4	3,575,784	0.5
内訳										
普通建設事業費	96,676,430	13.9	92,466,191	13	87,729,821	11.9	109,240,246	12.1	97,821,485	12.4
うち補助	37,480,368	5.4	40,263,280	5.7	39,576,386	5.4	42,281,017	4.7	42,402,218	5.4
うち単独	56,049,538	8	49,446,950	6.9	45,726,164	6.2	63,411,353	7	50,026,183	6.4
災害復旧事業費	194,203	0	-	-	383,204	0.1	1,822,141	0.2	591,867	0.1
失業対策事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歳出合計	697,012,352	100	712,401,058	100	735,658,102	100	903,211,857	100	786,995,809	100

(出典：川崎市ウェブサイト 財政状況資料集)

## 2. 今後の財政の見通しと財政運営における民間活用

川崎市の今後の財政見通しについては、市が公表する「今後の財政運営の基本的な考え方」で示されている。

高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少への転換、公共施設の老朽化など、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すと見込んでおり、このような環境下において、扶助費や公共施設の更新費用の増加、長期的には人口減少に伴う税収の減少が想定される状況にあると分析している。

そして、そのような状況のなか、市政運営の基本姿勢である「最幸のまち かわさき」を実現し、将来もそうあり続けるためには、多様化する課題への的確な対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立が必要であることから、以下のような基本的考え方が示されている。

### 【財政運営に関する基本的な考え方】

#### ◆効率的・効果的な事業執行の推進

公共施設の整備・管理・運営において、指定管理者制度やPPP・PFIなど民間活力の活用により事業の再構築などを行い、施策・事業の効率化を進める。また、資産マネジメントによる資産保有の最適化、施設の長寿命化を図る。

#### ◆税源涵養に向けた取組の推進

川崎の優れたポテンシャルを活かし、臨海部における国際戦略拠点の形成や大規模な土地利用の転換による、成長が見込まれる分野の産業の振興や、中小企業活性化条例に基づく施策の推進に取り組むとともに、拠点整備や交通結節機能強化など、民間活力を活かした安全・安心で利便性の高いまちづくりを推進し、市内経済の活性化を通じて、税源の充実につながる取組を進める。

#### ◆財源確保に向けた取組の推進

受益者負担の適正化や負担の公平性の観点から、市税等の債権確保策を強化するとともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の設定を行う。また、庁舎等の余剰地・余剰床の貸付や広告事業など市有財産の有効活用に取り組み、財源の確保に努める。

#### ◆将来負担の抑制

市債を適切に活用しながらも、若い世代や子どもたちにとって過度な将来負担とならないように、中長期的にプライマリーバランス（基礎的財政収支：過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支）の安定的な黒字の確保に努め、市債残高を適正に管理する。

また、減債基金（市債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金）からの借入金についても、早期の返済に努

める。

◆「収支フレーム」に沿った財政運営

持続可能な行財政基盤の構築に向けて、指針となる「収支フレーム」に沿った財政運営を行う。

(出典：川崎市「今後の財政運営の基本的な考え方（令和4年3月改定）」)

「民間活力の活用により事業の再構築などを行い、施策・事業の効率化を進める」、  
「民間活力を活かした安全・安心で利便性の高いまちづくりを推進し、市内経済の活性化を通じて、税源の充実につながる取組を進める」といった記載のとおり、民間活用による事業の効率化によるコスト削減、民間活用による経済活性化という財政運営面からも民間活用は重要な手段であると考えます。

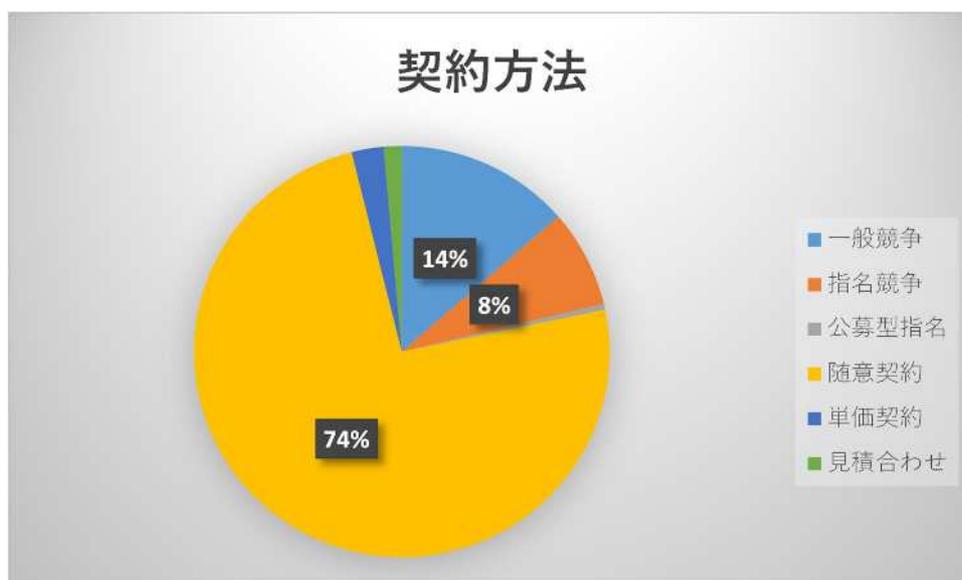
#### IV. 川崎市の委託契約における契約方法の傾向

川崎市の財務会計システムでは、委託料を契約単位別に把握するためには、財務会計システムの支出伝票データについて一定の加工・集計作業が必要である。

そのため、財務会計システムの支出伝票データを①一般競争入札、②指名競争入札、③指名競争入札（公募型指名）、④随意契約、⑤単価契約、⑥見積合わせという契約方法別に集計した。

このように集計した委託料から把握した川崎市の委託契約における契約方法の傾向については、「【参考】委託料の契約方法別の割合（支出伝票データ）」に記載のとおりである。当該作業により今回の包括外部監査において、市全体の委託契約方法の傾向を概括的に把握することが可能となった。

【参考】委託料の契約方法別の割合（支出伝票データ）



結果として、市全体では随意契約の割合が多くなっている傾向が見受けられる。随意契約は、競争入札に比べて簡便で迅速な契約手続きができることから、事務負担は軽減されていると考えられるが、特定の業者との契約となるため、入札に比べて競争の原理が働きにくくなっており、透明性、競争性、公正性、経済性の観点からも、契約規則や随意契約ガイドラインに従った契約事務手続きを厳正に行う必要がある。

## V. 川崎市における民間活用の考え方の変遷

委託は民間活用のための手法の1つである。単に市の業務を職員ではない外部業者が実施するというだけでなく、地域において多様な主体が公共サービスの提供を担っていくための重要な手法として位置付けられる。また、公共部門の生産性向上を実現するとともに、真に行政として対応しなければならない政策・課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政を実現する手法としても有用である。

そのため、委託契約について財務事務の執行のみならず、委託契約を通じた民間活用による効率化を検討するにあたっては、委託を含む民間活用についての川崎市の考え方を把握することが重要と考えている。

### 1. 民間活用の考え方の変遷

川崎市における民間活用の考え方の変遷であるが、川崎市行財政改革プラン（平成14年度～平成19年度）において、効率的な職員配置の推進の観点から、効率的で効果的な「民間活用型公共サービス提供システム」の構築を掲げ、「民間でできるものは民間で」という基本原則のもと、「市民が求める質の高いサービスを効率的かつ効果的に享受できる環境を作りあげることが基本的な方針とし、民間活用を推進するとされている。

「民間でできることは民間で」という基本原則は、その後の川崎市行財政改革プラン（平成20年度～平成25年度）にも引き継がれ、この時期に「民間活用ガイドライン」が策定され、最適な民間活用手法を選択し、安全で質の高い多様な公共（行政）サービスを市民に安定的に届けることのできるものにしていくよう、さらなる民間活用の推進が行われている。

その後、川崎市行財政運営に関する改革プログラムでは、行政には、サービスを直接提供するという役割から、安全で安心できるサービスが安定的に提供されるよう、民間部門が提供するサービスのモニタリング・評価を行う役割が求められている点を踏まえ、公共施設の整備・管理・運営に当たっての民間部門の活用については、指定管理者制度や、P P P・P F I、施設の民間への譲渡などの手法から、状況に応じた最も効果的なものを選択するとともに、市による適正なモニタリングや、これに基づく事業者との調整、さらには、これらの着実な実施に向けた体制、手法の見直し等を通じ、より質の高いサービスの提供に向けた民間活用を推進するとされている。

民間活用の考え方の変遷

行財政改革プラン等	考え方
<p>➤ 川崎市行財政改革プラン（平成 14 年度～平成 19 年度）【第 1 次改革プラン、第 2 次改革プラン】</p>	<p>■ 効率的な職員配置の推進の観点から、効率的で効果的な「民間活用型公共サービス提供システム」の構築を掲げ、「民間でできるものは民間で」という基本原則のもと、「市民が求める質の高いサービスを効率的かつ効果的に享受できる環境を作りあげる」ことを基本的な方針とし、以下の考え方に基づき民間活用を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市場原理が的確に働く領域では積極的に民間活力を導入する。</li> <li>② 市場原理が働かない領域においては、民間部門が提供するサービスを川崎市が監視・指導・必要な支援」を行う。</li> <li>③ 民間部門の提供が適さないものは川崎市が直接サービスを提供し、行政責任を果たす。</li> </ul> <p>■ 「民間部門」とは、いわゆる民間企業のほか、市民・家族、NPO、ボランティア、町内会・自治会、まちづくりクラブ等、国・地方公共団体などの公共部門以外のものを幅広く含む。</p>
<p>➤ 川崎市行財政改革プラン（平成 20 年度～平成 25 年度）【第 3 次改革プラン、第 4 次改革プラン】</p>	<p>■ 「民間でできることは民間で」というこれまでの原則を踏襲し、公共サービスの担い手として着実に成長を遂げている多様な提供主体を適切に監視・指導・助言しながら、あるいは連携・協調を図りながら、これまで川崎市が直接担ってきた領域でも積極的に活用することにより、的確かつ安全な公共サービスの提供体制を構築する。</p> <p>■ 「民間活用ガイドライン」を策定し、最適な民間活用手法を選択し、安全で</p>

行財政改革プラン等	考え方
	<p>質の高い多様な公共（行政）サービスを市民に安定的に届けることのできるものにしていく。</p>
<p>➤ 川崎市行財政運営に関する改革プログラム（平成26年度～平成27年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 規制緩和・民間開放の流れの中で公共サービスにおける民間部門の活動領域は拡大傾向にあること、また、民間企業だけではなく市民団体やNPO法人などの多様な主体に公共サービスの担い手が広がりつつある状況を踏まえ、行政には、サービスを直接提供するという役割から、安全で安心できるサービスが安定的に提供されるよう、民間部門が提供するサービスのモニタリング・評価を行う役割が求められている。この状況を踏まえ、行政として直接提供する市民サービスの必要性や市場の成熟度などの社会経済情勢の変化に合わせ、それぞれのサービスにおける「公」の責任や関与の明確化を図り、公の施設の管理運営体制の見直しや公共（行政）サービス提供における民間部門の活用などの民間活力の導入を図る。</li> <li>■ 指定管理者制度においては、民間事業者の力を最大限活用し、市民サービスの向上や管理運営経費の縮減などを図っていけるように運用の見直しを行う。</li> </ul>
<p>➤ 川崎市行財政改革プログラム（平成28年度～平成29年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 民間部門を最大限に活用した改革を計画的に推進する。</li> <li>■ 公共施設の整備・管理・運営に当たっての民間部門の活用については、指定管理者制度や、PPP・PFI、施設の民間への譲渡などの手法から、状況</li> </ul>

行財政改革プラン等	考え方
	<p>に応じた最も効果的なものを選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適正なモニタリングや、それを可能とする体制構築等を通じ、より質の高いサービス提供に向けた民間活用を推進する。</li> </ul>
<p>➤ 川崎市行財政改革第2期プログラム（平成30年度～平成33年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 将来にわたる必要な市民サービスの確実な提供と、その質の一層の向上を主眼とした、民間部門を最大限に活用した改革を計画的に推進する。</li> <li>■ 公共施設の特性や状況に応じた最も効果的なものを選択し、民間事業者の有するノウハウを最大限に活用できるよう、最適な仕組みづくりに向けた検討を推進する。</li> <li>■ 市による適正なモニタリングや、これに基づく事業者との調整、さらには、これらの着実な実施に向けた体制、手法の見直し等を通じ、より質の高いサービスの提供に向けた民間活用を推進する。</li> </ul>

このように川崎市における民間活用の考え方は、効率的な職員配置（量的改革）の観点からの民間活用の考え方がスタートであり、「民間活用」を「公共サービスの提供主体（プレーヤー）を民間部門にゆだね、行政はその管理・監督者（マネージャー）の役割を担うこと」として定義している。また、当初から「民間部門」を、「民間企業」だけではなく「市民団体」や「NPO」なども含めた概念として整理しているものの、施設運営や市民サービス提供の補完的な役割を担う者としての位置づけが中心であった。

そして、具体的な民間活用の取組や手法導入の考え方について、川崎市は以下の3つの方針として整理してきている。

方針等	内容
<p>➤ 川崎市における新事業手法導入に関する基本方針（平成13年1月策定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ P F I 法等の関係法令等を踏まえ、川崎市において実施される事業の執行に P F I 等の新事業手法を導入していく</li> </ul>

方針等	内容
	<p>ことを基本的な考え方とし、候補事業選定における視点などを概括的に整理</p>
<p>➤ 新事業手法（川崎版 P F I）導入実務指針（平成 1 4 年 5 月策定）</p>	<p>■ P F I の概要や特徴（性能発注、V F M の実現、債務負担行為の設定等）、事業執行における留意点（透明性・公平性の確保、行財政運営の効率化、市民サービス向上等）など P F I 制度の基礎的概念のほか、P F I 等の新事業手法を導入する際の一助となるよう、候補事業選定の考え方や事業化に向けた意思決定プロセス・検討内容、各段階における関係部局の役割などを整理</p>
<p>➤ 川崎市民間活用ガイドライン（平成 2 0 年 1 1 月策定）</p>	<p>■ 平成 2 0 年 3 月に策定した「川崎市新行財政改革プラン」において、「民間部門との適切な役割分担による公共サービスの提供」を行財政運営の視点として位置づけ、積極的な民間活用を推進することとしていることを踏まえ、P F I 以外の手法も視野に民間活用に関する川崎市の基本的な考え方を整理するとともに、個々の事務事業にマネジメントサイクルの視点を取り入れ、民間活用を実施する上での課題に対応した標準的な手順を示すことにより、民間活用の適切な推進と安全で良質な公共サービスの提供を行うための考え方を整理</p>

## 2. 民間活用（川崎版 PPP）推進方針の策定

川崎市における民間活用の考え方の変遷に記載した民間活用の考え方に、新たな要素を加えた「民間活用（川崎版 PPP）推進方針」が 2020 年 3 月に作成されている。本方針は市民サービスの提供等における川崎市が目指す民間活用の考え方や取組の基本的な方針等を整理し、効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上の実現につなげることを目的に策定されたものである。

つまり、今後、少子高齢化のさらなる進展や人口減少への転換などが想定されていることから、川崎市の財政環境は今後、極めて厳しい状況が見込まれている。このような状態のなか、総合計画に掲げた「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の達成に向けた「市民サービスの質的改革の推進」などを基本理念とする行財政改革を、「民間活用」の視点から推進するための考え方を示すものである。

民間活用(川崎版 PPP)推進方針では、今後の民間との連携に向けて必要な視点として、①多様な主体との連携による取組推進、②資産マネジメントの考え方を踏まえた民間活用という2つの視点を加えているとともに、法改正(PFI 法等の改正)等の環境変化を踏まえ、取組を推進するとされている。

そのために、これまでの民間活用の考え方に新たな要素を加え、民間企業をはじめとした多様な主体とあらゆる施策分野・事業分野で連携を進め、それを定着・恒常化させるための仕組みの再構築が図られている。

これまでの民間活用の考え方に加える新たな要素は以下のとおりである。

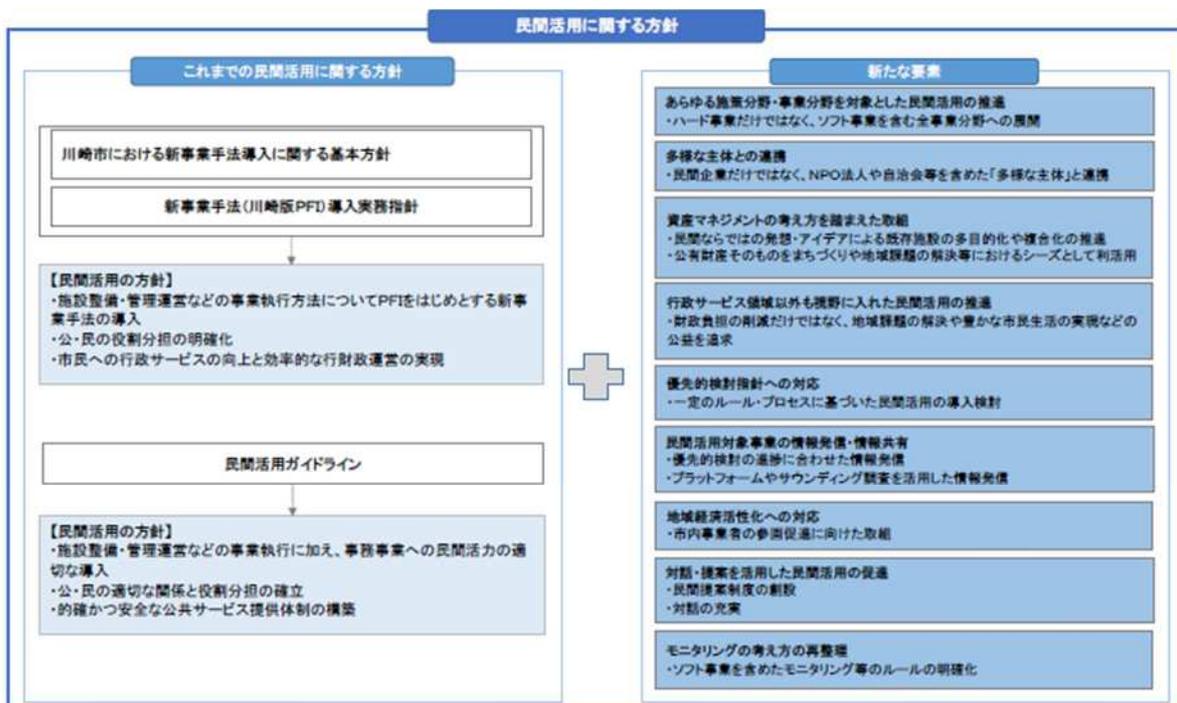
特に、最後のモニタリングの考え方の再整理については、川崎市において、さらなる民間活用を進めるために、民間活用で期待していた効果の検証を行い、民間活用に係る PDCA サイクルを有効に機能させる上で重要であると考ええる。

#### これまでの民間活用の考え方に加える新たな要素

新たな要素	内容
➤ あらゆる施策分野・事業分野を対象とした民間活用の推進	■ ハード事業だけではなく、ソフト事業を含む全事業分野への展開
➤ 多様な主体との連携	■ 民間企業だけではなく、NPO 法人や自治会等を含めた「多様な主体」と連携
➤ 資産マネジメントの考え方を踏まえた取組	■ 民間ならではの発想・アイデアによる既存施設の多目的化や複合化の推進 ■ 公有財産そのものをまちづくりや地域課題の解決等におけるシーズとして活用
➤ 行政サービス領域以外も視野に入れた民間活用の推進	■ 財政負担の削減だけではなく、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現などの公益を追求
➤ 優先的検討指針への対応	■ 一定のルール・プロセスに基づいた民間活用の導入検討
➤ 民間活用対象事業の情報発信・情報共有	■ 優先的検討の進捗に合わせた情報発信 ■ プラットフォームやサウンディング調査を活用した情報発信

新たな要素	内容
➤ 地域経済活性化への対応	■ 市内事業者の参画促進に向けた取組
➤ 対話・提案を活用した民間活用の促進	■ 民間提案制度の創設 ■ 対話の充実
➤ <u>モニタリングの考え方の再整理</u>	■ ソフト事業を含めたモニタリング等の ルールの明確化

【イメージ図】



(出典：民間活用（川崎版 PPP）推進方針～最適な市政経営の実現に向けて～)

## VI. 川崎市における委託業務のモニタリング

前章の「川崎市における民間活用の考え方の変遷」に記載のとおり、川崎市では民間活用の考え方に新たな要素を加え、民間企業をはじめとした多様な主体とあらゆる施策分野・事業分野で連携を進め、それを定着・恒常化させるための仕組みの再構築が図られている。その中でモニタリングの考え方の再整理が行われている。

つまり、性能発注による委託や包括的な委託は民間活用の重要な手法であり、委託範囲及び受託者によるアイデアやノウハウの発揮の効果を事後的に検証モニタリングすることは、民間活用を進めるうえで委託業務によるPDCAサイクルを効果的に機能させることになり、民間活用の委託化を推進した効果検証をする上で非常に重要である。外部委託を行うという意思決定を行い、契約を締結すれば終わりではなく、民間委託による効果の検証といった、その後のモニタリングを行うことが委託を含む民間活用を進めるうえで重要と考える。

### 1. 委託業務におけるモニタリングとは

委託業務におけるモニタリングとは、委託業務が契約書、仕様書等で定められたとおりに履行されたかの「履行確認」と、住民サービスの向上を目的に委託されたものは、当初意図したサービスの質は確保されたかの「履行評価」を行うことである。

### 2. 川崎市におけるモニタリング方法等

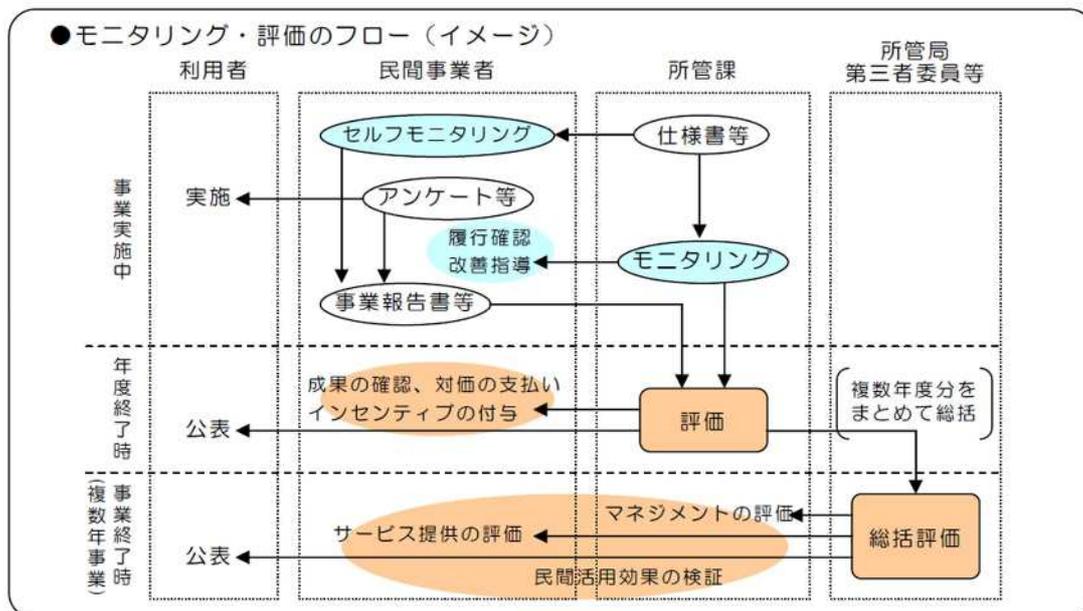
指定管理者制度適用事業を想定した「川崎市民間活用ガイドライン（平成20年11月）」に基づき実施される民間活用手法のモニタリングについては、本ガイドラインで、事業実施中の「モニタリング」・「評価」と事業終了年度の「総括評価」に整理されている。

#### 「モニタリング」・「評価」と「総括評価」

種類	目的	実施者	実施時期
モニタリング	・ 履行状況の確認 (不具合があれば改善指導)	民間事業者及び所管課	随時及び定期、月、四半期、半期
評価	・ 成果の確認（成果に見合った対価の支払い、インセンティブの付与）	所管課	年度終了時又は事業終了時
総括評価	・ 民間活用による効果の検証 (活用手法の妥当性、所管課によるマネジメントの確認)	所管課 第三者委員等	事業終了年度 (最終契約年度)

(出典：川崎市民間活用ガイドライン)

また、指定管理者制度適用事業を想定したモニタリング・評価のフローは以下のようになっている。



（出典：川崎市民間活用ガイドライン）

その後、「民間活用（川崎版PPP）推進方針（2020年3月）」でモニタリング等の考え方の再整理が行われている。

再整理したモニタリング等の目的は、①公共サービスの質・安全性（継続性）確保、②次期取組等に向けた必要な見直しを行うための状況把握の2つである。

民間活用を進めるにあたっては、民間が（又は、行政が民間とともに）実施・提供するサービスの質、安全性（継続性）が確保される必要があり、公費が投入されるか否かに関わらず、所期の目的の達成状況を確認し、より良質な公共サービスの実現に向けて必要な見直しを行っていくことも必要であるとしている。

また、ソフト事業におけるモニタリング等を「レビュー」と位置づけている。共同研究や連携協定といった多様な主体と行政が協働で行う公益的な事業をソフト事業と定義される。

当該ソフト事業のレビューを含めた「民間活用（川崎版PPP）推進方針（2020年3月）」で再整理されたモニタリング等の取組内容をまとめると以下のとおりである。

#### モニタリング等の取組内容

事業内容	取組内容
多様な主体と行政が協働で取り組む事業（協働連携事業等）	監視的なモニタリングではなく、より良い事業の実現に向けて、取組による効果が得られているか、改善する余地が無いかについて、定期的に確認し合う。

	⇒以下、この行為を「レビュー」と定義する。
上記以外の事業（民間によるサービス提供）	より良い事業の実現に向けて、民間により提供される公共サービスの履行状況を監視・確認し、必要に応じて指導・助言する。 ⇒以下、この行為を「モニタリング」と定義する。
	モニタリングの結果を踏まえ、事業目的や水準の達成度を測り、達成度に応じたインセンティブ（ディスインセンティブ）の付与や未達成事項への改善について、指導・助言する。 ⇒以下、この行為を「評価」と定義する。

（出典：民間活用（川崎版 PPP）推進方針）

そして、具体的なモニタリング等の手法については、モニタリング等における委託先である民間と川崎市の役割を明確にするとともに、評価結果と対価支払いを連動させることで適正なサービス提供を促している。

#### モニタリング・評価における民間（委託先）と川崎市の役割

主体	役割
民間（委託先）	・ 自ら提供するサービス水準の維持・確保や履行状況の評価・整理を行う。
川崎市	・ 民間の自己評価の結果を定期的に確認することで、民間より提供されるサービスの履行状況を確認（モニタリング）し、その水準が所期の目的等を満たしているか否かを評価する。 ・ 必要に応じて実地における事实现為の確認も行い、確実なサービス履行と水準を確保する。

モニタリング等を通じた個別の民間活用事業の効果検証及び課題把握は事業所管課が行い、その検証結果等が適切であるかを民間活用に係る制度所管課が確認することになる。そして、必要に応じて、学識経験者等第三者機関の専門的、公正・中立な立場からの意見を聴取し、次期事業につなげる仕組みとしている。ここでいう学識経験者等第三者機関は、川崎市民間活用推進委員会や民間活用事業者選定評価委員会、川崎市公共事業評価審査委員会など既存の附属機関が該当する。

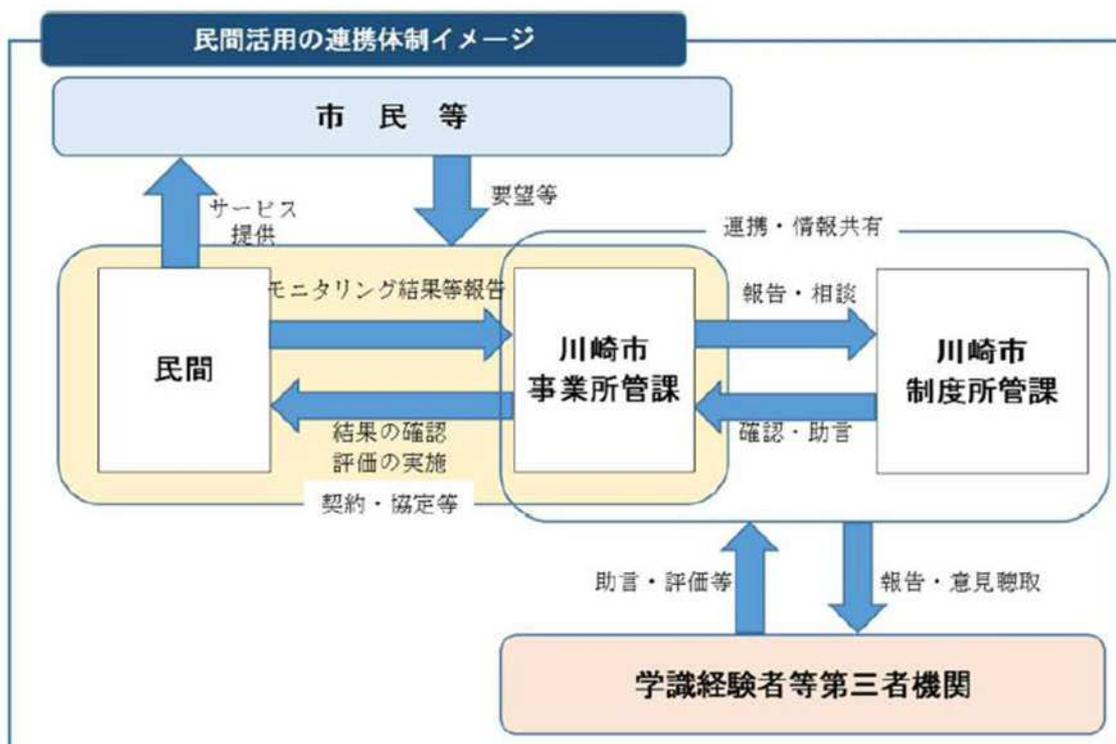
なお、全ての案件について学識経験者等第三者から意見聴取するのではなく、対象案件については、以下の案件を基本としている。

事業分野	対象案件
ソフト事業	・ 終期の定めのない協定（ただし、災害協定や防犯に関

	する協定など平時に取組がないものを除く) ・ 期間が5年以上にわたる協定
施設整備・管理運営事業 (ハード事業)	・ P F I 事業 ・ 指定管理者制度適用事業 ・ 施設整備及び管理運営を伴う事業のうち、事業期間が5年以上の事業
公有財産利活用事業	・ 事業提案を伴う貸付又は売却 (ただし、事業の主たる内容が提案に依存するもの)

(出典：民間活用 (川崎版 PPP) 推進方針)

これまで記載したモニタリング等を中心とした民間活用の連携体制のイメージ図は以下のとおりである。



(出典：民間活用 (川崎版 PPP) 推進方針)

### 3. 他団体のモニタリング事例等

また、地方自治体ではないが、独立行政法人では委託業務のモニタリングに該当する取り組みとして、調達等合理化計画の策定と自己評価を実施している。

すなわち、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する」こととされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう取り組みが行われている。

具体的には、各法人において毎年度、調達等合理化計画が策定され、随意契約に対する透明性、公平性の確保に資するとともに、効果的、効率的な委託契約を推進するために、公表されている。そして年度終了後、調達等合理化計画の実施状況について、設定した指標による自己評価を実施し、その結果を公表するとともに、主務大臣に報告が行われている。

また、同じ地方自治体である千葉県においても、行政の説明責任を果たし、契約の透明性、公平性の確保に資するため、随意契約適正化の取組指針に基づき、契約方法別に分析を行い公表している。（下図：「令和 3 年度分の契約に関する統計調査の結果について」参照）

このような PDCA サイクルを円滑に推進するためにも事後評価であるモニタリングや分析、公表は重要と考える。

## 令和3年度分の契約に関する統計調査の結果について

県では、平成18年度から、随意契約の見直し及び入札・契約制度の改善に取り組んでいます。その取組の一環として、今回、令和3年度分の工事・委託・物品の契約に関する統計調査を取りまとめました。

- 令和3年度の契約総数は、11,529件で、このうち随意契約が2,505件、一般競争入札は2,946件、指名競争入札は5,705件となっています。
- 令和2年度と比較すると、随意契約は188件増加し、契約総数に占める割合は、20.1%から21.7%となりました。また、一般競争入札は27件減少し、契約総数に占める割合は、25.8%から25.6%となりました。指名競争入札は、220件減少し、契約総数に占める割合は51.4%から49.5%となりました。
- 前年度より随意契約は増加していますが、見直し前の平成17年度と比較すると、随意契約の割合が減少する一方、一般競争入札の割合が増加し、随意契約の見直し及び入札・契約制度の改善への取組が定着してきています。

### 1 統計調査の概要

随意契約適正化の取組指針（平成19年3月20日決定）に基づき、令和3年度の契約状況を調査しました。

### 2 契約全体の状況

0内は契約総数に対する割合%

区分	令和3年度		令和2年度		増減		平成17年度		
	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	
契約総数	11,529	330,369	11,534	290,665	△5	39,704	9,969	207,100	
内訳	随意契約	2,505	87,897	2,317	49,408	188	38,489	2,694	77,669
		(21.7)	(26.6)	(20.1)	(17.0)	(1.6)	(9.6)	(27.0)	(35.1)
	一般競争入札	2,946	156,337	2,973	153,940	△27	2,397	287	15,708
		(25.6)	(47.3)	(25.8)	(53.0)	(△0.2)	(△5.7)	(2.9)	(7.6)
指名競争入札	5,705	75,158	5,925	82,192	△220	△7,034	6,855	115,803	
	(49.5)	(22.8)	(51.4)	(28.3)	(△1.9)	(△5.5)	(68.8)	(55.9)	
プロポーザル (競争性のある随意契約)	373	10,977	319	5,125	54	5,852	133	2,920	
	(3.2)	(3.3)	(2.7)	(1.7)	(0.5)	(1.6)	(1.3)	(1.4)	

### 3 随意契約の状況

0内は契約総数に対する割合%

区分	令和3年度		令和2年度		増減	
	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)
(1)随意契約	2,505	87,897	2,317	49,408	188	38,489
	(21.7)	(26.6)	(20.1)	(17.0)	(1.6)	(9.6)
(2)(1)から不適合契約等を除いたもの※	2,487	86,906	2,297	48,526	190	38,380
	(21.6)	(26.3)	(19.9)	(16.7)	(1.7)	(9.6)
(3)(2)から用地取得費を除いたもの	2,338	83,947	2,189	47,177	149	36,770
	(20.3)	(25.4)	(19.0)	(16.2)	(1.3)	(9.2)
用地取得費	149	2,959	108	1,349	41	1,610

(出典：千葉県ウェブサイト)

## VII. 監査の結果及び意見（総論）

### 1. 監査の結果及び意見の概要

監査対象の委託業務の抽出にあたっては、公営企業である交通局、上下水道局及び病院局は対象外にした上で、委託支出命令額、契約方法、委託業務の内容を考慮し、監査対象となる委託業務を抽出した。

その結果、監査対象とした委託業務数は全部で 223 件であり、また、監査の結果、発見された指摘の数は 28 件、意見の数は 29 件となっている。（（1）監査対象の委託業務数、指摘及び意見の数 参照）

また、指摘及び意見について、その内容から 5 つに分類し、集計している。（（2）指摘及び意見の分類 参照）

#### （1）監査対象の委託業務数、指摘及び意見の数

対象部署		委託業務数	指摘の数	意見の数
総務企画局	都市政策部企画調整課、コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課、人事部人事課、人事部職員厚生課、情報化施策推進室、デジタル化推進室、公共施設総合調整室、シティプロモーション推進室、都市政策部広域行政担当	17	0	0
財政局	税務部税制課、財政部財政課、財政部資金課	9	0	0
市民文化局	市民生活部戸籍住民サービス課、市民生活部企画課、コミュニティ推進部区政推進課、コミュニティ推進部協働・連携推進課、市民スポーツ室、市民文化振興室、パラムーブメント推進担当、岡本太郎美術館	15	2	10

	対象部署	委託業務数	指摘の数	意見の数
経済労働局	公営事業部総務課、経営支援部経営支援課、労働雇用部、中央卸売市場北部市場管理課、産業政策部消費者行政センター、観光・地域活力推進部、都市農業振興センター農業振興課、農地課、イノベーション推進室	27	3	6
環境局	施設部処理計画課、生活環境部収集計画課、環境対策部環境保全課、環境対策部環境対策推進課、脱炭素戦略推進室、環境総合研究所	16	1	1
健康福祉局	医療保険部医療保険課、生活保護・自立支援室、総務部保健福祉システム課、保健医療政策部健康増進担当、新型コロナウイルスワクチン調整室、地域包括ケア推進室 障害保健福祉部障害者施設指導課、総務部施設課 障害保健福祉部障害福祉課	24	0	3
こども未来局	こども支援部こども家庭課、子育て推進部保育対策課、保育事業部保育第2課、児童家庭支援・虐待対策室、総務部企画課、こども家庭センター	15	2	2
まちづくり局	施設整備部施設計画課、住宅政策部住宅整備推進課、指導部宅地企画指導	16	1	0

	対象部署	委託業務数	指摘の数	意見の数
	課、市街地整備部防災まちづくり推進課、市街地整備部地域整備推進課、計画部都市計画課			
建設緑政局	緑政部みどりの管理課、緑政部みどりの保全整備課、緑政部みどりの事業調整課、道路河川整備部施設維持課、道路河川整備部道路整備課、等々力緑地再編整備室、自転車利活用推進室	15	1	0
港湾局	川崎港管理センター港湾管理課、港湾経営部経営企画課、港湾振興部誘致振興課	10	0	0
川崎区役所	道路公園センター管理課 地域みまもり支援センター地域ケア推進課、まちづくり推進部生涯学習支援課、まちづくり推進部地域振興課	11	1	0
中原区役所	道路公園センター管理課、地域みまもり支援センター地域ケア推進課、まちづくり推進部生涯学習支援課、まちづくり推進部地域振興課、まちづくり推進部企画課、まちづくり推進部総務課、地域みまもり支援センター衛生課	10	1	2
消防局	警防部救急課、警防部指令課、警防部航空隊、総務部施設装備課	14	15	4

	対象部署	委託業務数	指摘の数	意見の数
教育委員会事務局	学校教育部指導課、支援教育課、職員部給与厚生課、総務部庶務課、健康給食推進室、教育環境整備推進室、総合教育センター総務室、総合教育センター情報・視聴覚センター、生涯学習部中原図書館、生涯学習部多摩図書館、生涯学習部麻生図書館	24	1	1
合計		223	28	29

(2) 指摘及び意見の分類

	再委託関係	情報資産の管理	予定価格の適正な算定	随意契約関係	その他	合計
指摘	2	20	1	0	5	28
意見	0	1	10	8	10	29

## 2. 監査人の所見

今回の包括外部監査においては、川崎市が業務委託という重要な民間活用を、今後も効果的、効率的に推進していくために、有用な改善提案や助言ができればと考え、業務委託をテーマに監査を実施したところである。

監査を実施した結果、業務委託の財務事務が規則、市のガイドライン等に準拠しているかという合规性の点では、確認したサンプルの範囲では重要な問題は生じていない。しかしながら、再委託における手続、情報資産の管理といった委託業務における重大なリスクへ発展する可能性が高い課題が発見されている。

今後、川崎市がさらなる民間活用を推進し、業務の効率化及び行政サービスの向上を進める目的のために、このような課題が重大なリスクとならないよう、リスクを予防・発見する仕組みの強化による改善は重要と考える。また、民間活用を推進する上では、民間活用の効果検証を実施し、民間活用の委託化に伴う PDCA サイクルを効果的に機能させることが重要と考える。

そのため、個々の委託案件における課題については、「監査の結果と意見（各論）」に記載しているが、総論においては、そのような再委託における手続、情報資産の管理といった重大なリスクへ発展する可能性が高い課題への対応や民間活用の委託化に伴う PDCA サイクルを効果的に機能させる全庁横断的な仕組みの構築を含めた改善提案を中心に総括的意見として記載している。

## 3. 総括的意見

### (1) 再委託について【意見】

委託業務の内容によっては、委託先のみでは業務遂行が困難なものもあり、委託先がさらに業務を委託する、再委託が行われる場合もある。再委託は委託業務を遂行するうえで必要不可欠な場合もあり、これを制限することは、川崎市が今後も推進する民間活用の促進を阻害する可能性がある。

他方、業務委託契約において、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に再委託することについては、再委託先の能力不足により業務の履行が遅延する、あるいは履行が完了しないリスクがあり、問題が起きたときの責任の所在が曖昧となる可能性もある。さらに、再委託先からの情報漏えいのリスクも考えられる。

そのため、川崎市では川崎市委託契約約款（標準約款）第5条において、再委託は原則として禁止する旨が規定されている。ただし、業務の主要な部分ではない業務（附随的な業務、補助的な業務）の再委託については、やむを得ない合理的な理由がある場合に限り例外として認められている。

## 川崎市委託契約約款

### (再委託の禁止等)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

2 受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

今回の包括外部監査では、事前の承諾なく再委託されている案件が見受けられた。上述のとおり、再委託については再委託先の能力不足により業務の履行が遅延する、あるいは履行が完了しないリスクがあり、再委託された契約が特命随意契約であった場合、特命随意契約の相手先として適切だったかという疑問も生じることになる。

このような事前の承諾がない再委託を防止するため、①契約時には再委託の予定の有無を確認する、②再委託については再委託承諾申請書による事前の承諾が必要であることを業者に周知する等の対策を検討する必要がある。

また、再委託を求める場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、商号、氏名、再委託をする業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を委託先に提出してもらい、①再委託を行う合理的理由、②再委託の相手方の履行体制及び実績、③その他必要と認められる事項を審査し、適当と認められる場合に承諾するという、事前の承諾が必要であることが財政局契約課で作成した「契約事務の手引き」において記載されている。

委託先に提出してもらった「再委託の相手方の住所、商号、氏名、再委託をする業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面」については再委託申請書として参考様式が定められているが、当該申請書の「再委託して処理する内容」の記載について、具体的に仕様書のどの部分が再委託されているか分かりにくい記載が散見された。委託契約約款第5条第1項では「受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。」旨が規定されている。業務の全部又は業務の主要な部分が委託されていないことを再委託の決裁者が判断する上でも「再委託して処理する内容」の記載の充実を図ることは重要であると考え。例えば、再委託申請書の参考様式を修正し、「再委託して処理する内容」について仕様書等に照らして、より具体的な記載となるような工夫を検討する必要がある。

さらに、これらの対策については、各局において漏れなく実施されるよう、契約事務の手引き等に記載し周知することを検討する必要がある。

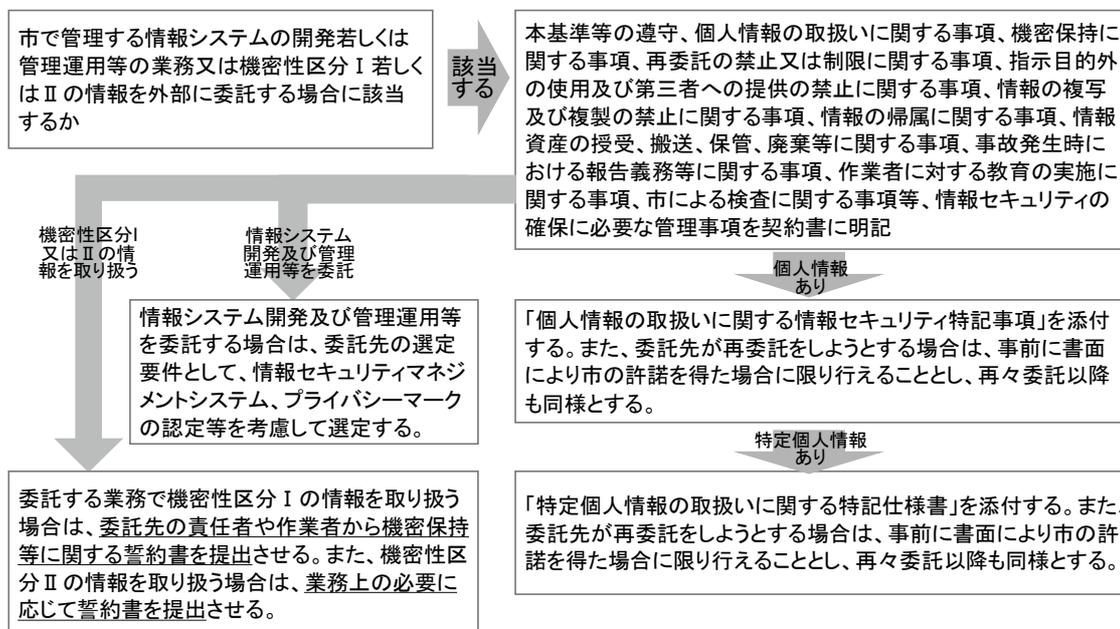
(2) 情報資産の取扱いに関する運用方法の明確化について【意見】

委託契約の内容によっては、機密性がある情報や個人情報等を委託先に提供する必要性があり、このような機密情報や個人情報等が委託先あるいは再委託先から流出した場合、市に多大な影響を与えるとともに、民間活用の推進も停滞する可能性がある。一方で厳格すぎる情報資産の取扱いは委託契約における財務事務の執行を非効率なものとする可能性がある。

そのため、情報漏えい等のリスクとそれを防止するための手続の効率性を勘案し、委託業務における情報資産の取扱いに関する運用方法を明確化することが重要と考える。

川崎市情報セキュリティ基準（以下「セキュリティ基準」と言う。）では、川崎市で管理する情報システムの開発若しくは管理運用等の業務又は機密性区分Ⅰ若しくはⅡの情報を取り扱う業務を外部に委託する場合の管理方法について規定している。

具体的な管理方法を示すと以下のとおりである。



また、業務委託における情報資産の管理については、安全管理体制及び安全管理方法に関する業者からの書面の提出、情報の貸与、返却、廃棄についての受渡票等の作成、委託業者が機密性のある情報を複写及び複製していないことの書面による確認がセキュリティ基準で定められている。

川崎市情報セキュリティ基準 9 業務委託業者の管理（2）委託業者への確認及び指導

イ 情報システムの開発又は管理運用等を委託する場合は、委託業者に委託業務遂行過程における安全管理体制及び安全管理方法について、委託前に書面により提出させるとともに、提出した書面に基づき、業務遂行過程においても、遵守状況を把握する。

エ 情報管理責任者は、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票

等の書類により行う。

オ 情報管理責任者は、委託業者が受託業務に関し、機密性区分 I 又は II の情報を保有している場合は、委託業務終了後速やかに市に返却又は廃棄させなければならない。この場合、受渡票等の書類により行う。

カ 情報管理責任者は、委託業者が借用又は取得した機密性区分 I 又は II の情報の複写及び複製をしていないことについて、書面により確認を行う。

このように業務委託において情報資産が適切に扱われず、情報漏えい等の事故が生じないようセキュリティ基準で情報資産の取扱いが規定されているが、今回の包括外部監査で抽出した委託業務において情報資産の管理について規定に従った取扱いと言えるのか判断できず、運用方法について整理した方がよいと思われる取扱いが見受けられた。

具体的には、情報資産を貸与する場合の受渡票等の書類の作成についてであるが、セキュリティ基準では、上記のとおり「情報管理責任者は、委託業者に機密性区分 I 又は II の情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行う。」と規定されている。実際にどのようなものが受渡票等に該当するのか、デジタル化施策推進室にヒアリングしたところ、どのようなデータを受け渡しているかを正確に記録するためのものであり、紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとのことであった。

しかしながら、今回の包括外部監査で抽出した委託業務では受渡票は作成せず、受渡の記録としてメールによって代替しているものがあり、さらに当該メールの記録については、委託業務完了後に削除しているケースもあった。これは受渡票の様式が職員に認知されていないことが原因のひとつであるため、制度所管課において受渡票の様式等について定期的に周知を図ることが望ましい。

また、セキュリティ基準で定めた事項について、実際の実務上の運用において、どこまでの手続きをもってセキュリティ基準が遵守されていると言えるかは、実際に行われている手続きによって、情報資産を安全に管理運用及び利用するという目的が達成されているかによると考える。そのため、実際の実務上の運用を明確にし、全庁横断的に周知し管理徹底することの検討が望まれる。また、運用方法の明確化により、情報資産の管理に関する手続きをより効率的に実施できる可能性もあり、委託契約における財務事務の執行の効率化の点からも運用方法の明確化は有用と考える。さらに、情報漏えい等の事故が絶えず生じている昨今の状況においては、情報漏えい等のリスクを事前に防止する必要があり、セキュリティ基準で定めた情報資産の取扱いが徹底されているか、川崎市全体でのモニタリングを徹底することを検討することが望まれる。

### (3) モニタリング対象の検討について【意見】

委託業務に対するモニタリングは、今回の包括外部監査のテーマである委託業務による

民間活用の効果検証を実施し、民間活用の委託化に伴う PDCA サイクルを効果的に機能させるために、重要かつ必要な手続きであり、効果的な民間活用を進める上で欠かせない手続きであると考えます。

「VI. 川崎市における委託業務のモニタリング」で記載したとおり、「民間活用（川崎版 P P P）推進方針（2020 年 3 月）」に基づき実施される民間活用手法のモニタリング等については、個別の民間活用事業の効果検証及び課題把握は事業所管課が行い、その検証結果等が適切であるかを民間活用に係る制度所管課が確認する仕組みとしている。

実際の運用では、個別のモニタリング等を事業所管課が行い、その検証結果等を制度所管課が確認する仕組みの対象となっているのは、P F I 事業、指定管理者制度適用事業であり、個々の委託業務については、個別のモニタリング等を事業所管課が行っているが、その検証結果等が適切であるかを制度所管課が確認する仕組みの対象に含まれていない。

仕組みの対象には含まれていない委託業務でも、金額的に重要性があったり、複数年度の契約が締結されていたり、同じ業者への随意契約が長期に渡って行われているなど、委託業務の効果検証及び課題把握について、市全体の委託業務に関して横断的かつ定期的に制度所管課が確認した方がよいと思われる案件が含まれている可能性がある。特に民間活用による業務効率化といった効果の検証については、所管課だけでなく、制度所管課が第三者視点で評価を行うことは、評価が所管課による自己評価で完結することなく、委託業務に関する効果の検証における評価の客観性が保持され、モニタリングの精度を高める点からも重要である。

そこで、上記のモニタリング等の仕組みに含める範囲について、例えば、①プロポーザル方式で事業者を選定した業務、②長期継続契約、③単年度契約の委託業務のうち、3 年以上同一業者を継続して指定をしている随意契約について、「民間活用（川崎版 P P P）推進方針（2020 年 3 月）」を参考にしたモニタリング等の仕組みの構築を検討することが望まれるが、業務負担等を考慮すると、実行するためには新たな体制整備が必要になることもあり、まずは契約別のデータ分析や公表に向けた取組について検討されたい。

#### (4) 委託料を契約単位で把握できる仕組みの必要性について【意見】

委託は、市の歳出に与える影響も大きく、民間活用による効率化、行政サービスの質の向上という面からも重要な手段である。そのため、委託料の契約単位別の情報が容易に取得可能であれば、それを集計することで局別、あるいは部・課別の委託金額や契約方法を容易に把握でき、監査の際の個別検討対象の把握等に役立てることが可能と考える。さらに「VI. 川崎市における委託業務のモニタリング」でも記載したとおり、独立行政法人においては調達等合理化計画のもと、委託業務についても調達の全体像を把握したうえで随意契約の見直しの検討といった調達等合理化の取組が行われ、契約方法別の金額等についても公表している。今後、このような取組を川崎市でも進めていくことの検討が、民間活用としての委

託を効果的、効率的に推進するにあたり必要と考えられ、契約方法別の前期比較といった現状分析を容易に行える仕組みを取り入れることは有用であると考え。

また、現状、川崎市は随意契約の公表について、地方自治法施行令第167条の2第1項3号、4号に該当する契約のみを公表しているが、行政の説明責任を果たし、契約の透明性、公平性の確保に資するため、他の随意契約も公表している団体もある。今後、民間活用としての委託を推進していくにあたり、契約の透明性、公平性の観点から、随意契約の公表範囲を拡大していく取組の検討を川崎市でも進めていくことが望まれる。そのためにも、契約方法別の情報を容易に取得できる仕組みの構築について検討することは有用と考える。

しかしながら、現在の財務会計システムでは、委託料を契約単位別に把握する場合や、局別の委託料を把握する場合も、一定の加工・集計作業が必要となり、非効率であり、上述のような委託業務のモニタリングや随意契約の公表への対応が必要となった場合でも直ちに対応することは困難である。

今回の包括外部監査では、委託料の支出額を集計することで契約単位の委託料を算出した。具体的には財務会計システムの支出伝票データの件名欄に記載の名称（例：川崎市市税収納代行事務委託業務（5月分））から委託内容を把握し、支出額を集計することで契約額を把握した。この方法は委託先への支払が1回の場合には集計する作業は不要であるが、例えば契約上、委託料が毎月分割で支払うことになっている場合等、委託料が複数回で支払われている場合、集計作業が必要である。

このように委託料の支出額を集計し、契約金額を把握することで、監査に必要なサンプル抽出のための母集団の作成や、部局別の委託金額や個々の委託に関する契約方法を把握した。

以上のように一定の加工・集計作業を行えば、委託料を契約単位別に把握することも可能であるが、この方法は集計作業に時間を要し、また集計誤りが発生する可能性もあり、恒常的な仕組みとすることは非効率である。そのため、例えば川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プランの取組に合わせて、将来的には、財務会計システム等により委託料の内訳を契約単位で容易に把握できる仕組みを検討することが必要と考える。

#### (5) 予定価格の適切な算定について【意見】

予定価格は予算執行の際の上限額としての性格を持つものであり、議会の議決を受けた予算を計画的に執行するために必要なものである。そのため、予定価格は競争入札、随意契約といった契約方法の種類を問わず作成されるものであり、川崎市が民間活用による委託化を効果的、効率的に推進していくにあたり、契約金額を決定し適正な契約を行うためにも、予定価格の適正かつ客観的な金額の設定が不可欠である。

川崎市契約規則では予定価格の決定方法として、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適

正に定めるとされている。

#### 川崎市契約規則

##### (予定価格の決定方法)

第 14 条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。  
ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

このように、予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要となるが、今回の包括外部監査のサンプルの中で、予算策定時に業者から入手した参考見積書の金額がそのまま予定価格として使用されているケースが見受けられた。また、そのまま予定価格として使用されていない場合でも、1者からの参考見積書を基礎に予定価格を算定しているケースも見受けられた。

川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであることを考慮し、民間活用手段である委託契約の透明性、競争性、公正性、経済性の観点からも、予定価格の決定方法の精緻化が求められる。具体的には、予定価格の決定方法として、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めると規定している契約規則に基づき、参考見積書の価格をそのまま予定価格として使うのではなく、参考見積書をベースに契約規則で定める視点を考慮して積算を行うなど、予定価格の積算の精度を高めることが必要と考える。また、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精度を高めることについても必要と考える。

#### (6) 随意契約ガイドラインについて【意見】

地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項において、地方自治体の契約方法は、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の 4 つの方法とし、一般競争入札を原則として、それ以外は一定の場合に限り認められることとしている。

特に随意契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に掲げる場合のみに認められる極めて限定的な契約方法であり、その取扱いは厳正に行わなければならない。

そのため、川崎市においては、各局において契約事務を適正に執行するため、財政局資産管理部契約課が随意契約ガイドラインを作成し、例外的な契約方法である随意契約につい

での標準的な解釈・指針を示している。

このようなガイドラインは基準等の解釈・指針であり、基準等では明確に示されていない運用方法が記載されており、民間活用の手法である委託を効果的、効率的に推進していくにあたり、実務上、重要な指針であると言える。仮に基準は整備されていても、ガイドラインの記載が不明瞭な場合、運用がうまくいかず誤りが生じるリスクもある。そのようなリスクを防止するため、統一した運用方法が記載されたガイドラインの存在は重要であると考えられる。

今回の包括外部監査では、財政局資産管理部契約課が作成している随意契約ガイドラインとは別に、局独自に作成されたガイドラインが存在することが判明した。具体的には、まちづくり局の「委託等業務審査委員会付議案件における随意契約ガイドライン」である。随意契約は、特定の業者との契約となるため、入札に比べて競争の原理が働きにくく、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、透明性、競争性、公正性、経済性の観点からも、最も厳格に取り扱う契約形態である。局独自のガイドラインと市全体のガイドラインとの間で記載が相違する部分があることに起因して、随意契約の判断に影響を与える可能性があるため、独自のガイドラインを制定している場合は、最新のガイドラインと整合しているか各局が確認を徹底するとともに、独自のガイドラインについては、本当に必要性があるのかについても随時検討することが望ましい。また、制度所管課についてもガイドラインを更新する際は、局独自のガイドラインが存在することに留意して、内容の相談等に対応しながら、更新内容が徹底されるよう周知を工夫されたい。

## VIII. 監査の結果及び意見（各論）

### 1. 監査の結果及び意見（各論）の概要

「VII.監査の結果及び意見（総論）」に記載したとおり、監査対象とした委託業務数は全部で223件であり、監査の結果、発見された指摘の数は28件、意見の数は29件となっているが、指摘、意見の対象となった委託業務の件名及び内容をまとめると以下のとおりである。

#### 指摘及び意見の内容

監査対象局	指摘	意見	件名	分類	項目
市民文化局	○		プラチナ音楽祭2022運営業務委託	情報資産の管理	情報の複写及び複製に関する書面による確認について
市民文化局	○		プラチナ音楽祭2022運営業務委託	情報資産の管理	情報資産の受渡しに関する証憑の保管について
市民文化局		○	プラチナ音楽祭2022運営業務委託	その他	委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について
市民文化局		○	岡本太郎美術館 常設展示室等壁面整備業務委託	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
市民文化局		○	国際交流センターほか5施設アスベスト分析調査業務委託	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
市民文化局		○	国際交流センターほか5施設アスベスト分析調査業務委託	その他	契約方法の統一について
市民文化局		○	川崎区役所大師支所ほか1施設アスベスト分析調査業務	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
市民文化局		○	郵送請求事務進捗管理システム構築等業務委託	予定価格の適正な算定	積算根拠過程の文書化について

監査対象局	指摘	意見	件名	分類	項目
市民文化局		○	令和4年度 川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託	その他	業務完了届の統一について
市民文化局		○	令和4年度若者の参加促進事業実施委託	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
市民文化局		○	令和4年度若者の参加促進事業実施委託	随意契約関連	参加意向申出書の提出期間について
市民文化局		○	令和4年度多様な主体との人材マッチング事業実施委託	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
経済労働局		○	川崎駅北口行政サービス施設コンシェルジュ業務委託	情報資産の管理	機密保持等に関する誓約書の入手について
経済労働局	○		農商工等連携推進事業実施委託	情報資産の管理	情報資産の受渡管理及び情報の複写・複製に関する書面による確認について
経済労働局	○		令和4年度特定生産緑地等データ更新等業務委託	情報資産の管理	情報資産の受渡票への資料提供日及び廃棄日の記載漏れについて
経済労働局		○	川崎競輪開催業務等包括委託業務	その他	広報戦略及び広報に係る委託費の負担の在り方について
経済労働局		○	令和4年度北部市場汚水処理場修繕業務委託	予定価格の適正な算定	複数業者からの参考見積書の入手について
経済労働局		○	川崎市消費生活相談員業務委託	随意契約関連	一者応募の改善について
経済労働局		○	川崎市勤労者福祉共済厚生事業等業務委託	随意契約関連	一者応募の改善について
経済労働局		○	川崎市生活文化会館	随意契約	一者応募の改善について

監査対象局	指摘	意見	件名	分類	項目
			管理運営委託	関連	て
経済労働局	○		川崎じもと応援券（第2弾）発行運營業務	情報資産の管理	情報資産の受渡管理及び情報の複写及び複製に関する書面による確認について
環境局		○	王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託	その他	決裁文書へ添付する資料の誤りについて
環境局	○		令和4年度 廃タイヤ収集運搬・処分業務委託（第2回）	予定価格の適正な算定	積算根拠資料の記載誤りについて
健康福祉局		○	基幹相談支援センター運營業務委託（川崎市中部基幹相談支援センター）	その他	変更契約の締結時期について
健康福祉局		○	川崎市自立支援センター日進町管理運営委託	その他	選考委員会設置要綱の改定について
健康福祉局		○	令和4年度生活づくり支援ホーム下野毛（分館含む。）設置及び管理運営委託	予定価格の適正な算定	予定価格の積算根拠の検証について
こども未来局	○		おなかま保育室事業委託契約	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
こども未来局		○	川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託	予定価格の適正な算定	過去の実績を基礎とした予定価格の算定について
こども未来局		○	川崎市社会的養護自立支援事業業務委託	随意契約 関連	一者応募が続く委託業務における事業継続性の検討について
こども未来局	○		子育て世帯への臨時	その他	特定業務委託契約にお

監査対象局	指摘	意見	件名	分類	項目
局			特別給付金事務処理センター業務委託		ける台帳の未入手について
まちづくり局	○		川崎市垂直写真・斜め写真複製業務委託	その他	借用書の返納時欄の記載漏れについて
建設緑政局	○		自転車等保管所管理運営業務委託	情報資産の管理	情報の複写及び複製に関する書面による確認について
川崎区役所	○		令和4年度川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業実施委託	情報資産の管理	情報の複写及び複製に関する書面による確認について
中原区役所	○		令和4年度中原区子育て支援者養成事業業務委託	その他	書類の名称誤りについて
中原区役所		○	令和4年度デジタルエックス線画像処理装置保守点検業務委託	その他	委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について
中原区役所		○	なかはら世紀越え記念カプセル開封等イベント業務委託	その他	変更契約の締結時期について
消防局	○		ヘリコプター1号機の4,100時間定期整備業務委託	再委託関係	再委託の事前申請について
消防局	○		ヘリコプター1号機の4,100時間定期整備業務委託	情報資産の管理	「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付漏れについて
消防局	○		ヘリコプター1号機の4,100時間定期整備業務委託	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
消防局	○		ヘリコプター1号機の4,100時間定期整備業務委託	情報資産の管理	情報資産の受渡管理について
消防局	○		ヘリコプター2号機	再委託関係	再委託の事前申請につ

監査対象局	指摘	意見	件名	分類	項目
			の1,750時間定期整備業務委託	係	いて
消防局	○		ヘリコプター2号機の1,750時間定期整備業務委託	情報資産の管理	「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付漏れについて
消防局	○		ヘリコプター2号機の1,750時間定期整備業務委託	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
消防局	○		ヘリコプター2号機の1,750時間定期整備業務委託	情報資産の管理	情報資産の受渡管理について
消防局	○		事業用操縦士限定変更訓練(A S 3 6 5型)業務委託	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
消防局	○		事業用操縦士限定変更訓練(A S 3 6 5型)業務委託	情報資産の管理	情報資産の受渡管理について
消防局	○		事業用操縦士限定変更訓練(B K 1 1 7)業務の委託	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
消防局	○		事業用操縦士限定変更訓練(B K 1 1 7)業務の委託	情報資産の管理	情報資産の受渡管理について
消防局		○	消防業務用無線機(陸上移動局)その1保守点検業務委託	随意契約関連	一者応募の改善について
消防局		○	消防業務用無線機(陸上移動局)その3保守点検業務委託	随意契約関連	一者応募の改善について
消防局	○		川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託	情報資産の管理	セキュリティ基準が要求する書類の未提出について
消防局	○		川崎市応急手当普及	情報資産	情報資産の受渡管理に

監査対象局	指摘	意見	件名	分類	項目
			啓発活動事業に関する業務委託	の管理	について
消防局	○		川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託	その他	委託業務完了届の記載誤りについて
消防局		○	川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託	随意契約 関連	一者応募の改善について
消防局		○	A I を活用した救急隊の現場到着時間の短縮に係る業務委託	予定価格 の適正な 算定	複数業者からの参考見積書の入手について
教育委員会 事務局		○	学校小荷物専用昇降機保守点検業務	その他	最低制限価格制度や低入札価格調査制度が適用される業務の拡大について
教育委員会 事務局	○		川崎市立特別支援学校スクールバス車両の運転等業務委託（令和3～5年度）	その他	委託仕様書で定められた証明書類の未入手について

## 2. 結果及び意見

監査の結果、発見された指摘と意見の詳細については以下のとおりである。

### ① 市民文化局

【対象部署：市民文化局 市民文化振興室】

#### ➤ 業務委託名

プラチナ音楽祭2022運営業務委託

#### ➤ 業務委託の概要

シニア世代に合唱や合奏の発表の場を提供することで、文化活動に参加する機会を広げ、生きがいづくりを応援することを目的として委託するものである。具体的な業務内容は以下のとおりである。

- (1) 音楽祭の運営
- (2) 8月31日リハーサル時の舞台等進行管理・運営
- (3) 9月17日音楽祭当日の運営
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施
- (5) その他

#### ➤ 委託契約の概要

契約件名	プラチナ音楽祭2022運営業務委託
契約者名	特定非営利活動法人 カワサキミュージックキャスト
契約開始日	2022年4月15日
契約終了日	2022年10月31日
契約方法	随意契約（見積合わせ）
予定価格	899,000円（税抜）
入札価格（※）	899,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）（※）	100%
契約金額	899,000円（税抜）
入札参加者数	3社

※競争入札以外の契約方法でも、入札価格、落札率という表現を用いている。（以下の表でも同様）

➤ 監査の結果及び意見

**【指摘】** 情報の複写及び複製に関する書面による確認について

川崎市情報セキュリティ基準の 9 業務委託業者の管理（2）委託業者への確認及び指導には以下の記載がある。

カ 情報管理責任者は、委託業者が借用又は取得した機密性区分 I 又は II の情報の複写及び複製をしていないことについて、書面により確認を行う。

当該委託業務では機密性区分 I 又は II の情報があるが、情報の複写及び複製をしていないことについて、書面による確認は行われていない。

情報セキュリティ基準にもとづき書面による確認を行う必要がある。

**【指摘】** 情報資産の受渡しに関する証憑の保管について

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項の第 11 条によると、情報資産の提供・返却又は廃棄については受渡票等で確認することとなっている。また、川崎市情報セキュリティ基準の 9 業務委託業者の管理（2）委託業者への確認及び指導では「情報管理責任者は、委託業者に機密性区分 I 又は II の情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行う。」旨が規定されている。

当該委託業務で委託業者に提供した情報は機密性区分 I に該当し、情報資産の提供・返却又は廃棄については受渡票等を作成する必要があるが、受渡票等は作成されていない。この点、情報資産はメールでの提供のため、メールの記録が情報資産の受渡しの記録になっているとのことであった。ただし、業務完了後は当該メールを削除しており、記録が残っていない。

情報を貸与する場合の受渡票等の書類は紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとされていることから、受渡票を作成し管理する必要がある。

**【意見】** 委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について

委託契約約款第 2 条では業務日程表の提出を受ける旨が記載されているが、業務日程表の提出を受けていない。

川崎市委託契約約款

（日程表の提出）

第 2 条 受注者は、この契約締結後 7 日以内に設計図書に基づいて業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務日程表を受理した日から

7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

約款は、不特定多数の者と同一の契約を迅速・効率的に行うために作成された定型的な内容の取引条項であり、日程表の提出についても定型的な内容の取引条項として記載されていると考えられる。そのため、当該委託業務においては日程表の提出がなかったとしても業務の遂行に支障をきたす可能性は低いと思われるが、約款として記載されている以上、日程表の提出を受ける必要があったと考える。仮に日程表の提出が必要ではないと判断された場合、次回の内容の契約では、契約書の約款について削除する等、業務の実態に応じた対応を行うことが望まれる。

【対象部署：市民文化局 岡本太郎美術館】

➤ 業務委託名

岡本太郎美術館 常設展示室等壁面整備業務委託

➤ 業務委託の概要

岡本太郎美術館の常設展示室の塗装に関する業務委託である。

具体的には、美術館の長期休館中に、岡本太郎作品にあわせて設計された常設展示室等の壁面について再塗装等の整備を行うとともに、岡本作品に準じたレリーフ<太陽の顔>部分についても、周囲の壁面とあわせて再塗装を行う。壁面の色については現状と同じ色調となるよう調色をおこない、岡本作品にふさわしい展示空間として再整備を行うものである。

➤ 委託契約の概要

契約件名	岡本太郎美術館 常設展示室等壁面整備業務委託
契約者名	株式会社 フィールド・ノート
契約開始日	2022年12月1日
契約終了日	2023年2月28日
契約方法	指名競争入札
予定価格	4,100,000円(税抜)
入札価格	4,100,000円(税抜)
落札率(入札価格/予定価格)	100%
契約金額	4,100,000円(税抜)
入札参加者数	5社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 複数業者からの参考見積書の入手について

予定価格の算定にあたり、1者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。そして、参考見積書提出業者が契約を締結する業者に決定され、委託積算書で積算した予定価格と契約金額が一致している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。1者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

【対象部署：市民文化局 市民生活部企画課】

➤ 業務委託名

国際交流センターほか5施設アスベスト分析調査業務委託

➤ 業務委託の概要

国際交流センター、市民プラザ、平和館、高津区役所、宮前区役所向丘出張所及び多摩区役所の長寿命化改修工事等の設計にあたり、アスベスト含有懸念建材の試材を採取し、アスベスト含有の有無を把握することを目的とし、成分分析調査を行う業務である。

調査対象施設の概要

	国際交流センター	市民プラザ	平和館
場所	中原区木月祇園町 2-2	高津区新作 1-19-1	中原区木月住吉町 33-1
構造、階数	鉄筋コンクリート造 地上1階地上3階建て	鉄骨鉄筋コンクリート 造地下1階地上4階建て	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建て
延床面積	9091.26 m <sup>2</sup>	12,504.44 m <sup>2</sup>	2,567.63 m <sup>2</sup>
建築年月	平成6年6月	昭和54年1月	平成3年7月

	高津区役所	宮前区役所 向丘出張所	多摩区役所
場所	高津区下作延 2-8-1	宮前区平 1-1-10	多摩区登戸 1775- 1
構造、階 数	鉄筋コンクリート造 地下2階地上5階建て	鉄筋コンクリート造 地上2階建て	鉄骨鉄筋コンクリ ート造地下2階地上12 階建て
延床面積	10,276.94 m <sup>2</sup>	1,025.40 m <sup>2</sup>	18,544.10 m <sup>2</sup>
建築年月	平成4年11月	昭和53年11月	平成8年9月

➤ 委託契約の概要

契約件名	国際交流センターほか5施設アスベスト分析調査業務委託
契約者名	東北緑化環境保全 株式会社 神奈川事務所
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2022年6月24日
契約方法	指名競争入札
予定価格	2,417,000円（税抜）
入札価格	1,250,000円（税抜）
落札率（入札価格/予 定価格）	51%
契約金額	1,250,000円（税抜）
入札参加者数	4社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 複数業者からの参考見積書の入手について

予定価格の算定にあたり、1者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。1者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

【意見】 契約方法の統一について

当該委託業務と同じアスベスト含有懸念建材の試材を採取し、アスベスト含有の有無を把握することを目的とした業務である、「川崎区役所大師支所ほか1施設アスベスト分析調査業務」が同じ年度である令和4年度に市民文化局の区政推進課において契約方法として一般競争入札を採用している。

市内中小企業者への優先発注の徹底に関する庁内通知が発出されていることから、当該委託業務については市内中小企業者である業者を指名選定したとのことであるが、同内容の業務について同じ局内の他課では一般競争入札が行われていることから、今後は他課での実施状況を確認し、透明性及び公正性の点から一般競争入札が可能なものは一般競争入札の実施を検討することが望まれる。

【対象部署：市民文化局 区政推進課】

➤ 業務委託名

川崎区役所大師支所ほか1施設アスベスト分析調査業務

➤ 業務委託の概要

川崎区役所大師支所の解体工事及び、川崎区役所の改修工事に向けて、アスベスト含有懸念建材の試材を採取し、アスベスト含有の有無を把握することを目的として、大師支所アスベスト採取予定検体一覧表、川崎区役所採取予定検体一覧表に記載の試料を採取し、アスベスト含有の調査を行う業務である。

調査対象施設の概要

	川崎区役所大師支所	川崎区役所
場所	川崎市川崎区東門前2丁目1番1号	川崎区東田町8番地
構造、階数	鉄筋コンクリート造 地上3階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上20階建の一部
延床面積	2,588.34 m <sup>2</sup>	6,600.34 m <sup>2</sup>
建築年月	昭和50年4月	平成2年10月

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎区役所大師支所ほか1施設アスベスト分析調査業務
契約者名	株式会社アップ総合企画
契約開始日	2022年12月19日
契約終了日	2023年3月17日
契約方法	一般競争入札

予定価格	3,649,800 円（税抜）
入札価格	2,344,100 円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	64%
契約金額	2,344,100 円（税抜）
入札参加者数	4 社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 複数業者からの参考見積書の入手について

予定価格の算定にあたり、1 者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。1 者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

【対象部署：市民文化局 戸籍住民サービス課】

➤ 業務委託名

郵送請求事務進捗管理システム構築等業務委託

➤ 業務委託の概要

郵送請求事務進捗管理システムの開発業務である。

具体的には、川崎市郵送請求事務センターで取扱う請求書の内容に応じた各種証明書等の交付及び附随する関連業務や請求等に係る金券等の管理、川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）第 2 条第 6 号から第 14 条及び第 17 号、第 295 号に規定する手数料の収納に関すること及び附随する関連業務について、進捗管理システムでデータの一括管理及び運用を行うため、本業務の特性に合うカスタマイズされた進捗管理システムを導入し安定的な運用を図るための開発業務となる。

➤ 委託契約の概要

契約件名	郵送請求事務進捗管理システム構築等業務委託
------	-----------------------

契約者名	アジアクエスト 株式会社
契約開始日	2022年10月20日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	一般競争入札
予定価格	9,000,000円（税抜）
入札価格	6,360,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	70%
契約金額	6,360,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 積算根拠過程の文書化について

予定価格の算定にあたっては参考見積書を手に入れ、当該見積書を基礎として予定価格を算定している。予定価格算定の根拠資料である「郵送請求事務センター業務委託積算」を閲覧したところ、参考見積書の金額が7,000,000円であるのに対し、積算した予定価格は9,000,000円と2,000,000円の差異が生じていた。

当該差異の原因について確認したところ、コロナ渦の折、人員の確保や電子部品の調達に不透明な部分があったことから、不調のリスクを低減するため、予算額の範囲内で余裕のある予定価格の積算をとっているとのことであった。

差異原因については理解できるが、当該差異原因について積算根拠資料において記載がなされていない。本委託業務は一般競争入札であるが、競争入札において予定価格は契約金額を決定するための基準となるものであり、予定価格の設計は重要である。また、設計根拠の記載は予定価格算定にあたっての根拠を示すものである。今後はそのような積算過程については可能な限り文書化し、予定価格の積算過程について、より明確なものとするのが望まれる。

【対象部署：市民文化局 戸籍住民サービス課】

➤ 業務委託名

令和4年度 川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託

➤ 業務委託の概要

令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、令和4年度末までにほぼ全ての国民がマイナンバーカード（以下「カード」とい

う。)を保有する社会を目指すこととされた。これを踏まえ、川崎市では令和2年7月に、かながわサイエンスパーク内に「川崎市マイナンバーカードセンター」(以下「センター」という。)を開設し、カードの交付体制の強化を図ったが「マイナポイントを活用した消費活性化策」や、健康保険証利用の本格運用をはじめ新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のデジタル化における利用など国の普及促進策が継続して行われていることから、令和4年度においても、更なる交付促進を図ることを目的として、引き続きセンターを中心とした交付体制の構築が必要となった。そのため、センターの運用に必要な次の(1)から(9)の業務を委託するものである。

- (1) センター設置機材の維持管理
- (2) コールセンターの運営
- (3) カード交付予約システムの提供及び運用保守
- (4) カードの管理、運搬等
- (5) センター運営支援
- (6) サービス要求水準合意書及び指標の作成・検証
- (7) 交付率向上に向けた取組の実施
- (8) 次年度受託者への事務の引継ぎ
- (9) その他

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度 川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託
契約者名	りらいあコミュニケーションズ 株式会社
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約(特命随意契約)
予定価格	480,484,560円(税抜)
入札価格	480,484,560円(税抜)
落札率(入札価格/予定価格)	100%
契約金額	480,484,560円(税抜)
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 業務完了届の統一について

委託契約は「令和4年度川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託」に関

するもの1つであるが、業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書については以下のとおり2つ作成されている。

業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書①

業務名	令和4年度 川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託
履行場所	川崎市マイナンバーカードセンター 他
請負金額	¥517,389,136- (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥47,035,376-)
履行期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
完了年月日	令和5年3月31日
備考	

業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書②

業務名	令和4年度 川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託
履行場所	川崎市マイナンバーカードセンター 他
請負金額	¥12,449,360- (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥1,131,760-)
履行期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
完了年月日	令和5年3月31日
備考	

※当該委託契約は変更契約による増額(1,305,480円)があるため、業務完了届①と②の請負金額の合計額が変更契約による増額を加えた契約金額(529,838,496円)と一致する。

業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書が2種類作成されている理由であるが、個人番号カード交付センター運営委託料と情報化施策推進室から予算令達されたマイキーID設定支援委託料の科目が異なっていたため、分けて作成したとのことである。

使用する科目が異なる場合でも、契約としては1本であり、業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書も1つでよかったものと思われる。

業務効率化の観点からは、使用する科目によって作成する書類を分けることなく、業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書は1つにすることが望まれる。

【対象部署：市民文化局 協働・連携推進課】

➤ 業務委託名

令和4年度若者の参加促進事業実施委託

➤ 業務委託の概要

川崎市においては、川崎市自治基本条例第 28 条の規定に基づき、市民の多様な参加の機会を整備することを推進している。また、「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成を基本理念として、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を平成 31 年 3 月に策定したところである。市民自治のまちづくりを進める上では、多様な世代・立場の市民による参加が求められており、若者（当事業では市内の高校生や大学生などを中心とした概ね 30 歳台までの市民を対象とする。以下「若者」という。）を対象とした参加層の掘り起こしにこれまでも取り組んできた。

これらを背景とし、多様な主体の連携による持続可能な暮らしやすい地域の実現に向けて、若者の声を市政に反映していくための取組みの一つとして、若者目線での課題検討と課題解決へ向けた活動を通じて、若者の社会参加・地域参加のすそ野を広げ、主体的な市政参加へのきっかけの提供と、これまでの取組によって醸成された若者の「地域への関心の高まり」と「都市に対する愛着・誇り」を、地域の活性化と持続的な発展に向けた好循環へと繋げることを目的として実施されるのが若者の参加促進事業である。そして当該事業における具体的な委託業務内容は以下のとおりである。

- (1) ワークショップイベントの企画提案及び運営
- (2) ワークショップイベント実施前後のフォローアップ
- (3) 地域の活性化と持続的な発展に向けた好循環の構築
- (4) 実施報告書の作成
- (5) その他、本事業・取組の実施に必要な支援、全体の進行管理

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和 4 年度若者の参加促進事業実施委託
契約者名	認定特定非営利活動法人 カタリバ
契約開始日	2022 年 4 月 21 日
契約終了日	2023 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	2,272,728 円（税抜）
入札価格	2,272,728 円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	2,272,728 円（税抜）
入札参加者数	1 社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 複数業者からの参考見積書の入手について

予定価格の算定にあたり、1者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。そして、参考見積書提出業者が契約を締結する業者に決定し、委託積算書で積算した予定価格と契約金額が一致している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。1者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

【意見】 参加意向申出書の提出期間について

公募型プロポーザル方式により業者を選定しているが、参加意向申出書の配布・提出期間が令和4年1月18日（火）から令和4年1月27日（木）と8営業日になっている。公募してきた業者も1者であり、多くの業者に参加してもらうためには、参加意向申出書の配布・提出期間について公募全体のスケジュールから、10営業日程度に設定してもよかったと思われる。

今後同様の公募型プロポーザル方式により業者を選定する場合には、より多くの業者に周知され、業者が業務内容を理解し、参加の意思決定ができるよう、参加意向申出書の配布・提出期間について検討することが望まれる。

【対象部署：市民文化局 協働・連携推進課】

➤ 業務委託名

令和4年度多様な主体との人材マッチング事業実施委託

➤ 業務委託の概要

地域課題の解決を目指す市民活動団体や町内会・自治会等と、地域貢献に関心のある人材（プロボノワーカー）とをマッチングし、プロボノの活用による団体の基盤強化を図ることで、地域課題の解決に多層的に市民が関わる土壌づくりを行う。併せて、継続的な社会参加に向け、参加者のネットワーク形成を行うことを目的とした事業である。そして当該事業における具体的な委託業務内容は以下のとおりである。

- (1) 参加者（プロボノワーカー）の募集
- (2) 参加団体の募集と団体ヒアリング
- (3) プロボノワーカーと参加団体のマッチング
- (4) 団体の課題解決に向けたプロジェクトの実施（支援活動の具体化、進行状況のフォロー）
- (5) 振り返り会の実施
- (6) 市民向け講演会の開催
- (7) プロボノ広報チラシ、事例紹介等の作成
- (8) 各種説明会における会場・講師の手配及び支払い（オンライン開催の場合にはオンライン会議環境の整備）
- (9) 協働・連携ポータルサイト等を活用したプロボノに関する情報発信
- (10) 報告書の作成
- (11) その他

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度多様な主体との人材マッチング事業実施委託
契約者名	公益財団法人 かわさき市民しきん
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	1,930,000 円（税抜）
入札価格	1,930,000 円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	1,930,000 円（税抜）
入札参加者数	1 社

➤ 監査の結果及び意見

**【意見】** 複数業者からの参考見積書の入手について

予定価格の算定にあたり、1者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。そして、参考見積書提出業者が契約を締結する業者に決定し、委託積算書で積算した予定価格と契約金額が一致している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規

則で規定されている。1 者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

## ② 経済労働局

【対象部署：経済労働局 観光・地域活力推進部】

### ➤ 業務委託名

川崎駅北口行政サービス施設コンシェルジュ業務委託

### ➤ 業務委託の概要

川崎市では、J R川崎駅北口自由通路内に、川崎駅北口行政サービス施設（以下「本施設」という。）を設置している。本施設はJ R川崎駅北口自由通路に面した好立地を活かし、おもてなしの姿勢で、「川崎のまちのゆしみ」を外国人も含めた多様な利用者伝える観光案内・魅力発信の拠点とするとともに、証明書発行や市バス乗車券発売所等の身近な行政サービスを便利で快適に提供する複合施設として設置されている。

本施設では総合案内を行うコンシェルジュを1名以上配置し、様々な目的を持って来られる市民や観光客に向けた案内を行うとともに、観光案内所で観光案内を行うコンシェルジュを1名以上配置し、川崎の観光に関する案内を行っている。観光案内所については、日本政府観光局（J N T O）認定外国人観光案内所「カテゴリー2」を取得しており、英語での案内が可能なスタッフが常駐している必要がある。また、川崎市へ来られる外国人観光客の傾向から、中国語やその他の言語での案内も併せて提供する必要がある。

本業務委託は、本施設において、主として総合案内を行うコンシェルジュと、主として観光案内を行うコンシェルジュを配置し、多言語でのサービスを行う業務を委託するものである。

### ➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎駅北口行政サービス施設コンシェルジュ業務委託
契約者名	ヒューマンアカデミー 株式会社
契約開始日	2021年4月1日
履行期限	2024年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	89,040,000円（税抜）
入札価格	89,029,080円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	99%
契約金額	89,029,080円（税抜）
入札参加者数	2社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 機密保持等に関する誓約書の入手について

当委託業務では、総合案内及び観光案内を委託するものであるが、総合案内では以下の業務を含んでいる。これらの業務は、受注者が直接個人情報を取扱うものではないものの、申請書等の記入方法の案内等の補助を行うことで個人情報を閲覧し、知りうる可能性がある業務である。

・行政サービスコーナーの補助業務

行政サービスコーナーにおいて、証明書発行案内、申請書の記入方法の案内等の補助を行う。

・市バス乗車券発売所の補助業務

市バス乗車券発売所において、乗車券購入案内、申請書等の記入方法の案内等の補助を行う。

当委託業務をセキュリティ基準に照らすと、受注者が直接個人情報を取扱うものではないため個人情報の取扱いを伴う事務事業に該当しない可能性がある。しかし、受注者が個人情報を知りうる業務の場合には、個人情報を取扱う業務と同様に対応することが情報セキュリティの観点からは望まれる。当該契約では、個人情報を取扱う業務に添付する個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項は添付されていたことから、機密保持等に関する誓約書の提出を受けることが望ましいと考える。

【対象部署：経済労働局 都市農業振興センター農業振興課】

➤ 業務委託名

農商工等連携推進事業実施委託

➤ 業務委託の概要

フォーラムを企画し、本市が提供する過去の参加者一覧等により参加者の呼びかけを行い、準備や当日の運営を含めて受託者により開催する。

併せて、これまでのフォーラム開催後のアンケート結果等を参考に、農業者等、過去のフォーラム参加者を訪問し、抽出された課題の解決策を具体化するための他分野連携マッチングやアドバイスを行う。また、次年度における事業説明に活用できるよう、分かりやすい表現とデザインにより一連の結果についてとりまとめ、報告書を作成する業務である。

➤ 委託契約の概要

契約件名	農商工等連携推進事業実施委託
契約者名	株式会社開発計画研究所
契約開始日	2022年8月25日
履行期限	2023年3月20日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	2,100,000円（税抜）
入札価格	2,100,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	2,100,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 情報資産の受渡管理及び情報の複写・複製に関する書面による確認について受託者がフォーラムを企画、運営するとともに、川崎市が提供する過去の参加者一覧等に基づいて参加者の呼びかけを行う業務である。また、これまでのフォーラム開催後のアンケート結果等を参考に、農業者等、過去のフォーラム参加者を訪問し、抽出された課題の解決策を具体化するための他分野連携マッチングやアドバイスを行う業務もある。したがって、川崎市が以下の情報を受託者に提供する。

- ・過去のフォーラム参加者一覧（参加事業者名及び担当者氏名）
- ・過去のアンケート結果

川崎市が提供する過去のフォーラム参加者一覧（参加事業者名及び担当者氏名）の情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報と考えられる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成する必要がある。

- ・機密保持等に関する誓約書
  - ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類
  - ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類
  - ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面
- 当該業務における、書類等の作成状況は以下のとおりである。

規定される書類等	作成・提出状況
機密保持等に関する誓約書	ひな形に基づく誓約書が作成・提出されている。

情報を貸与する場合の受渡票等の書類	パスワード付きの名簿データを電子メール上で送信した記録、データ受信報告メールの日時が分かるデータを保存している。
委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類	上記誓約書と委託業務完了届をもって代用している。
委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面	上記誓約書と委託業務完了届をもって代用している。

川崎市では、情報を貸与する場合の受渡票等の書類は紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとされているところ、メールにより管理していることは望ましくない。また、委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類を作成していない場合には、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要であることから、誓約書と委託業務完了届の提出をもって代用することは適切ではない。

したがって、機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を貸与する場合には、セキュリティ基準に基づき、情報を貸与する場合の受渡票等の書類を用いる必要がある。また、委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類を作成しなかった場合には委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要である。

【対象部署：経済労働局 農地課】

➤ 業務委託名

令和4年度特定生産緑地等データ更新等業務委託

➤ 業務委託の概要

川崎市の特定生産緑地の決定・変更などに基づき、川崎市総合型地図情報システム（以下「統合型GIS」という。）及び統合型GIS内サブシステムである「農地等管理システム」内の特定生産緑地レイヤ等のデータ更新を行うことを目的として、具体的には以下の業務を行う。

- (1) 農地等管理システムのデータ更新
- (2) 特定生産緑地レイヤ等の作成と搭載
- (3) 税システム提供データの取込及び適合
- (4) システム操作研修

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度特定生産緑地等データ更新等業務委託
契約者名	株式会社インフォマティクス
契約開始日	2022年4月1日
履行期限	2023年3月17日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	2,660,000円（税抜）
入札価格	2,660,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	2,660,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 情報資産の受渡票への資料提供日及び廃棄日の記載漏れについて

受託者が、川崎市の特定生産緑地の決定・変更などに基づき、川崎市統合型地図情報システム（以下「統合型GIS」という。）及び統合型GIS内サブシステムである「農地等管理システム」内の特定生産緑地レイヤ等のデータ更新を行うものである。

したがって、川崎市が以下の情報を受託者に提供する。

- ・特定生産緑地の更新情報が記録された紙媒体又は電子媒体
- ・公図のコピー（位置特定の参考情報）
- ・属性情報（区、番号、平米数）の紙媒体又は電子媒体

川崎市が提供する特定生産緑地の更新情報が記録された紙媒体又は電子媒体は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅱに該当する情報と考えられる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成する必要がある。

- ・機密保持等に関する誓約書
  - ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類
  - ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類
  - ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面
- 当該業務における、書類等の作成状況は以下のとおりである。

規定される書類等	作成・提出状況
機密保持等に関する誓約書	ひな形に基づく誓約書が作成・提出されている。
情報を貸与する場合の受渡票等の書類	受渡票が作成・提出されている。

委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類	受渡票が作成・提出されている。
委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面	上記受渡票と委託業務完了届を合わせて代用している。

情報の貸与及び委託業務終了後に廃棄したことを確認する受渡票が作成され、担当者、確認者の署名・捺印はあるものの、資料提供日及び廃棄日が記載されておらず十分ではない。

したがって、機密性区分Ⅱに該当する情報を貸与した場合には、受渡及び廃棄を確認した日付を記載することが必要である。

【対象部署：経済労働局 公営事業部】

➤ 業務委託名

川崎競輪開催業務等包括委託業務

➤ 業務委託の概要

川崎市の富士見公園一帯にある川崎競輪場について、民間ノウハウを活用して安定的な競輪事業を確立し、また市の財政に貢献する目的として、運営に係る業務を包括的に委託するものである。具体的な業務内容は以下の通りである。

(1) 本業開催業務及び関連業務

- ① 投票関係業務
- ② 賞典業務
- ③ サービス関係業務
- ④ 警備業務
- ⑤ 清掃業務
- ⑥ 場内設備等保守管理運営業務
- ⑦ 広報宣伝業務
- ⑧ 依頼場外設置関係業務
- ⑨ その他総務業務

(2) 受託場外開催業務

- ① 事前準備及び事後業務
- ② 受託場外開催業務

(3) 非開催日払戻業務

- ① 非開催日払戻業務
- ② 払戻資金の手配、警送、受領、搬送、配布及び管理業務

(4) 競輪事務及び事務補助業務

- ① 来賓等接待補助業務
- ② お客様からの問い合わせ対応補助業務
- ③ 予想業者登録及び無料入場者証発行等の事務補助業務
- ④ 運營業務に必要な消耗品、印刷物等の調達・管理業務
- ⑤ 発注者から使用を許可された備品及び施設の管理業務
- ⑥ 委託期間中における事業計画書及び業務報告書作成業務
- ⑦ 関係機関との連絡調整補助業務
- ⑧ 自転車競技法施行規則第6条及び第34条に規定する届出・報告等に必要な各種報告書等作成補助業務
- ⑨ 開催日程案・開催日程表作成補助業務
- ⑩ 売上等統計及び分析業務
- ⑪ 開催および事業全体に係る経営判断で必要とされる資料作成及び分析業務
- ⑫ 発注者が主催する会議、協議会等への出席及び関係資料作成補助業務
- ⑬ 発注者が構成員となる会議への同席又は代理出席及び関係資料作成補助業務
- ⑭ 発注者が構成員となる団体の事務補助業務
- ⑮ 開催資金計画等の作成補助業務
- ⑯ その他の庶務・施行者事務の処理代行又は事務補助

(5) 市民に親しまれ地域の活性化に資する競輪場に関する企画・運營業務

- ① 競輪場施設等の貸出、開放等に係る企画・実施、受付事務
- ② 市民向けイベント等の企画・運営に係る業務
- ③ 周辺施設・商店街との連携や市民イベントへの協力等に係る業務
- ④ 上記①～③に係る関係団体との調整等の業務

(6) その他

- ① 次期一般公募契約準備事務に必要な業務仕様書及び業務仕様書毎の経費実績に関する基礎的資料(ただし、受注者が独自に蓄積した運営ノウハウ並びに、詳細な経費内訳等は含まない)の作成
- ② 危機管理マニュアルの管理

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎競輪開催業務等包括委託契約
契約者名	トータリゼータエンジニアリング株式会社
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約(包括委託)
予定価格	4,000,000,000円(税抜)

	(2022年4月1日から2027年3月31日の5年間での上限額)
入札価格	金額での入札ではなく、売上金額に乗じる経費率を提案書に記載。
落札率(入札価格/予定価格)	金額を明示しての入札ではないため、算出しない。
契約金額	川崎競輪場開催業務での車券売上金額に契約で定めた経費率(一定の%)を乗じた額。ただし、委託期間2022年4月1日から2027年3月31日の5年間での上限額を4,000,000千円とする。
入札参加者数	2社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 広報戦略及び広報に係る委託費の負担の在り方について

当委託業務には広報宣伝業務が含まれている。当委託業務の主要な目的の1つとして「市民に親しまれる競輪場の運営」を掲げており、市民や近隣地域の住民等の新しいターゲット層に訴求するためには、積極的な広報戦略が必要だと考えられる。しかし、現状では売上金額に対し一定率の委託費が支払われる契約になっており、広報宣伝費も委託費に含まれている。委託費には上限額が設定されているため、委託先が費用対効果の不確実な広報戦略を積極的に行い、先行して広報費を負担するインセンティブは生じにくいと推察される。

市が競輪事業の収益の安定的な確保が課題と考えている中で、競輪事業にかかる広報戦略及び広報に係る委託費の負担の在り方について、継続的に検討することが望まれる。具体的には、委託先によりインセンティブが生じやすい契約形態とすることや、市が広報戦略を策定したうえで、現地での広報活動は委託することなどが考えられる。

【対象部署：経済労働局 北部市場】

➤ 業務委託名

令和4年度北部市場汚水処理場修繕業務委託

➤ 業務委託の概要

川崎市北部市場の汚水処理場内設備を更新及び修繕することを目的として委託するものである。具体的な業務内容は以下のとおりである。

- (1) 沈殿池及び曝気槽移流管修繕、ろ過器エアークリーン機修繕
- (2) ろ過原水ポンプ・逆洗ポンプ更新、沈殿槽掻き寄せ機更新

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度北部市場汚水処理場修繕業務委託
契約者名	日本施設管理株式会社
契約開始日	2022年9月9日
契約終了日	2023年2月28日
契約方法	一般競争入札
予定価格	16,378,000円（税抜）
入札価格	15,390,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	93%
契約金額	15,390,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 複数業者からの参考見積書の入手について

当業務は、北部市場内で修繕が必要な汚水処理場の更新及び修繕を数年かけて順次実施するものであり、令和3年度～令和5年度まで同一の業者へ委託している。なお、委託先は、北部市場の施設保守管理業務委託業務において、再委託を受けて汚水処理施設の運転業務を担っている先と同一である。

一般競争入札となっているが、汚水処理施設の運転業務を担う先が継続して業務を提供している。また当該委託先からの参考見積書の金額を予定価格としており、他の入札者がいないため、川崎市において、契約金額の水準が市場と照らして妥当であるかが十分に検討できていない。他の業者からも参考見積書を入手するなどして、予定価格の算出にあたり金額の妥当性を検討することが望まれる。

【対象部署：経済労働局 消費者行政センター】

➤ 業務委託名

川崎市消費生活相談員業務委託

➤ 業務委託の概要

消費者から寄せられた消費生活相談及び苦情について、「消費生活相談業務要領」に基づき、専門的な知識経験を有する相談員が迅速かつ適切に助言やあっせん等の処理を行い、もって消費者に係る被害の救済及び未然防止に寄与することを目的とする。

消費生活相談員業務は川崎市消費者行政センター及び区役所において実施し、相談

者に対する適切な情報の提供や具体的な解決方法の助言、相談解決に必要な他機関の紹介等のほか、消費生活相談カードの記載、苦情相談に伴う商品テスト、重大事故情報の報告、事業者の情報提供、特別相談会等への協力、その他付随業務についても業務内容に含まれている。

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市消費生活相談員業務委託
契約者名	特定非営利法人かわさきコンシューマーネット
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	193,635,000円（税抜）
入札価格	193,635,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	193,635,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

**【意見】** 一者応募の改善について

当委託業務は令和2年度より公募型プロポーザル方式を行っているが、継続して現在の契約者一者のみの参加となっている。また、令和2年度以前は特命随意契約において現在の契約者と平成19年から平成31年まで継続して委託を行っていた。

この点、市担当者によれば、本業務には消費生活相談員資格が必要であり、当該資格を所持している人材を確保している団体が限られていることから、他団体に公募参加可能かヒアリング等を行っているものの、現時点で他に公募を受ける団体がないとのことである。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

【対象部署：経済労働局 労働雇用部】

➤ 業務委託名

川崎市勤労者福祉共済厚生事業等業務委託

➤ 業務委託の概要

川崎市勤労者福祉共済の会員向けのサービスとして、厚生事業の企画・運営、会報誌・ホームページの編集、未加入事業所に対する加入促進、共済事業広報にかかる業務及び会員管理・給付等受付処理業務を実施する業務である。

業務は原則川崎市経済労働局労働雇用部内において行う。なお、厚生事業のイベント等実施の際は、イベント実施場所において業務を行うこととする。

業務内容は下記の通り。

- (1) 厚生事業の企画・運営に関する業務
- (2) 厚生事業等の広報に関する業務
- (3) 加入促進に関する業務
- (4) 会員の加入・脱退等に関する受付処理業務
- (5) 給付事業の受付処理業務
- (6) 掛金に関する業務
- (7) 貸付事業の案内
- (8) 受付窓口業務
- (9) 共済システム管理業務

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市勤労者福祉共済厚生事業等業務委託
契約者名	株式会社ベネフィット・ワン
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2025年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	161,003,815 円（税抜）
入札価格	160,953,944 円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	99%
契約金額	160,953,944 円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 一者応募の改善について

当委託業務は平成 21 年度より現在の契約者に委託を行っており、公募型プロポーザルへの応募も現在の契約者一者のみの参加となっている。

この点、市担当者によれば、同様の業務を請け負っている団体は他にもあるものの、業務内容の規模が大きく引き受けが可能な団体が限られていることから、他団体に公募への参加可能かヒアリング等を行っているものの、現時点で他に公募を受ける団体がいないとのことである。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

【対象部署：経済労働局 労働雇用部】

➤ 業務委託名

川崎市生活文化会館管理運営委託

➤ 業務委託の概要

川崎市生活文化会館について、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間の管理運営を行う第 4 期指定管理者の公募・選定を実施し、経済労働局指定管理者選定評価委員会における審査及び川崎市議会における議決を経て、「公益財団法人神奈川県労働福祉協会」を第 4 期川崎市生活文化会館指定管理者として指定した。

業務の内容は下記となっている。

(1) 施設の維持管理に関する業務

ア 受付・案内業務

イ 代表電話対応及び取次ぎ業務

ウ 施設サービス業務

エ 機械警備業務

オ 電気保守業務

カ 会館清掃等業務（受水槽清掃業務・環境衛生管理業務・調理実習室清掃を含む。）

キ 空気調和設備定期点検整備業務

- ク 昇降機保守点検業務
  - ケ 消防用設備等点検業務
  - コ グランドピアノ調律業務
  - サ 駐車場管理運営業務
  - シ 自動ドア設備保守点検業務
  - ス 電動シャッター等保守点検業務
  - セ 洋裁実習室備品保守点検業務
  - ソ 災害時等における帰宅困難者一時滞在施設に関する業務
  - タ 川崎市公共施設利用予約システム（ふれあいネット）に関する業務
  - チ 緊急修繕業務
- (2) 管理運営に係る業務

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市生活文化会館管理運営委託
契約者名	公益財団法人神奈川県労働福祉協会
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	指定管理料上限額（令和3年4月1日～令和8年3月31日） 231,711,000円（税込）
入札価格	231,710,000円（税込）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	46,342,000円（税込）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 一者応募の改善について

当委託業務は公募型プロポーザルへの応募が1者のみの参加となっている。

この点、市担当者によれば、過去の公募実施時には複数の参加があったこともあるものの、直近の公募時には他に公募に参加した団体はないとのことであった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向

けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

【対象部署：経済労働局 観光・地域活力推進部】

➤ 業務委託名

川崎じもと応援券（第2弾）発行運営業務

➤ 業務委託の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促すため、令和2年度に引き続き、川崎じもと応援券（第2弾）を発行する。

<委託内容>

- (1) 応援券作成業務
- (2) コールセンター運営業務
- (3) ホームページ開設・運営業務
- (4) 販売業務
- (5) 利用店舗募集・管理業務
- (6) 利用対象者対応業務
- (7) 換金業務
- (8) 広報業務
- (9) 不正利用防止に関する取組
- (10) アンケート調査業務

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎じもと応援券（第2弾）発行運営業務
契約者名	株式会社 JTB 川崎支店
契約開始日	2021年4月7日
契約終了日	2022年6月30日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	445,275,914円（税抜）
入札価格	445,275,914円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%

契約金額	445,275,914 円（税抜）
入札参加者数	2 社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 情報資産の受渡管理及び情報の複写・複製に関する書面による確認について  
当委託業務において、応援券の購入申込の際に購入希望者がハガキや Web サイトに記載する氏名・住所・電話番号等は機密性区分 I、店舗が登録申込の際に提供する法人情報は機密性区分 II に該当している。

セキュリティ基準に基づくと、機密性区分 I 又は II に該当する情報については以下の書類等を作成する必要がある。

- ・機密保持等に関する誓約書
- ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類
- ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面

当該業務における、書類等の作成状況は以下のとおりである。

規定される書類等	作成・提出状況
機密保持等に関する誓約書	ひな形に基づく誓約書が作成・提出されている。
委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類	受渡票等の書類は作成せず、メールで廃棄を確認している。
委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面	上記誓約書と委託業務完了届をもって代用している。

川崎市では、委託業務終了後に機密性区分 I 又は II に該当する情報を廃棄する場合の確認は受渡票等の書類は紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとされているところ、メールにより管理していることは望ましくない。

また、委託業務終了後に廃棄したことを確認する受渡票等の書類を作成していない場合には、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要であることから、誓約書と委託業務完了届の提出をもって代用することは適切ではない。

したがって、委託業務終了後に機密性区分 I 又は II に該当する情報を廃棄したことの確認はメールではなく、受渡票等の書類で行うことが望ましい。また、当委託業務では受渡票等の書類は作成していないため、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要である。

### ③ 環境局

【対象部署：環境局 施設部処理計画課】

#### ➤ 業務委託名

王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託

#### ➤ 業務委託の概要

王禅寺エコ暮らし環境館の運営管理に関する業務委託である。

王禅寺エコ暮らし環境館は川崎市北部の総合的な環境学習の施設として、川崎市における環境行政に関する取り組みについて、市内外に発信することを目的としている。また、持続可能な循環型のまちの実現に向けて、「資源循環」「地球温暖化対策」「自然共生」等の普及啓発に努めるため、施設運営管理に関する基本的な考え方は以下のとおりである。

- (1) 多様なニーズに対し柔軟に対応しつつ、効果的かつ効率的な運営を行うものとする。
- (2) 来館者の誘導等に関して安全対策を徹底するものとする。
- (3) 子どもから大人まで、一般見学から専門家による視察まで、幅広いニーズへの対応、来館者へ適切に対応するものとする。

また、具体的な委託業務の内容は以下のとおりである。

- (1) 履行開始前の運営準備等に関する業務
- (2) 開館前準備及び閉館に関する業務
- (3) 展示等案内・施設見学受付に関する業務
- (4) 普及啓発に関する業務
- (5) 広報に関する業務
- (6) 駐車場管理に関する業務
- (7) 遺失物・拾得物の保管・処置に関する業務
- (8) ウォーターサーバー等の管理に関する業務
- (9) ヨネッティー王禅寺あて文書等に関する業務
- (10) 身体等の不自由な方等への誘導等に関する業務
- (11) 開錠・施錠に関する業務
- (12) 降雪時の対応等に関する業務
- (13) 施設維持管理のための日常清掃等に関する業務
- (14) 展示物の日常点検等に関する業務
- (15) 消耗品等の管理に関する業務

- (16) 備品等の管理に関する業務
- (17) 貸与品等の適正な管理に関する業務
- (18) 施設の保守点検・修繕への協力に関する業務
- (19) その他該当する業務

➤ 委託契約の概要

契約件名	王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託
契約者名	メタウォーター株式会社横浜営業所
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2027年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	182,474,000円（税抜）
入札価格	170,000,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	93%
契約金額	170,000,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

**【意見】** 決裁文書へ添付する資料の誤りについて

本業務は公募型プロポーザル方式によって業者選定を行っており、業者選定の企画提案書評価委員会開催にあたって、企画提案書評価委員会の開催通知、企画提案書評価委員会委員名簿、企画提案書評価委員会設置要綱等の関連書類を添付したうえで、回議書「王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託に係る企画提案書評価委員会の開催について（伺い）」において決裁を受けているが、添付書類の1つである企画提案書評価委員会委員名簿について、誤って過去（2018年）の名簿が添付されていた。その結果、回議書には企画提案書評価委員会設置要綱で規定されている委員の所属と名簿の委員の所属が異なっている。

実際に開催された企画提案書評価委員会には、企画提案書評価委員会設置要綱で規定されている所属の委員が出席しており、業者選定に影響はないが、回議書に添付する資料は決裁の判断資料となり得るものであり、添付資料に誤りがないよう留意する必要がある。

【対象部署：環境局 生活環境部収集計画課】

- 業務委託名  
令和4年度 廃タイヤ収集運搬・処分業務委託（第2回）
- 業務委託の概要  
廃棄物関係車両で使用した廃タイヤの収集運搬・処分業務である。
- 委託契約の概要

契約件名	令和4年度 廃タイヤ収集運搬・処分業務委託（第2回）
契約者名	株式会社 加藤商店
契約開始日	2023年2月1日
契約終了日	2023年3月24日
契約方法	随意契約（見積合わせ）
予定価格	899,018円（税抜）
入札価格	899,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	99%
契約金額	899,000円（税抜）
入札参加者数	3社

- 監査の結果及び意見

【指摘】 積算根拠資料の記載誤りについて

予定価格算定の根拠を記載した設計根拠を閲覧したところ、記載の一部に誤りが発見された。具体的には下図が設計根拠であるが、No.7、No.8の設計根拠が「No.8と同額」と記載されているが、これは「No.9と同額」の間違いであった。

本委託業務は随意契約であるが、随意契約において予定価格は契約金額を決定するための基準となるものであり、予定価格の設計は重要である。また、設計根拠の記載は予定価格算定にあたっての根拠を示すものであり、設計根拠の記載が不正確であれば予定価格算定の信頼性を損なう可能性もある。今回の記載誤りは予定価格に影響を与えるものではないが、予定価格算定の根拠である設計根拠の記載には誤りがないよう留意する必要がある。

No.		本数	設計単価	R4見積(1回目)	設計根拠
1	収集運搬一式	1	180,000	162,350	R4X1.1(端数切り上げ)
2	145R12	20	853	775	R4X1.1
3	145/80R12	10	853		No.2と同額
4	195/85R16	4	1,056		R3X1.1
5	205/85R16	371	1,375	1,250	R4X1.1
6	225/80R17.5	52	1,375	1,250	R4X1.1
7	265/70R19.5	6	1,980		No.8と同額
8	11R22.5 14PR	10	1,980		No.8と同額
9	11R22.5 16PR	30	1,980	1,800	R4X1.1
10	16.9-24 G-15A	1	16,500	15,000	R4X1.1

#### ④ 健康福祉局

【対象部署：健康福祉局 地域包括ケア推進室】

##### ➤ 業務委託名

基幹相談支援センター運營業務委託（川崎市中部基幹相談支援センター）

##### ➤ 業務委託の概要

川崎市中部基幹相談支援センターが実施する障害者相談支援事業の補完及び広域調整等のほか、以下の各号に掲げる事業の委託である。

###### （１）総合的・専門的な相談支援

- ア 総合的・専門的な相談支援
- イ 広域調整が必要な利用者への対応
- ウ 特に支援が困難な利用者への対応

###### （２）地域の相談支援体制の強化の取組

- ア 地域の相談支援従事者等に対する訪問等による助言・後方支援
- イ 地域の相談支援従事者等の人材育成の支援
- ウ 地域の相談支援機関等に対する運営支援
- エ 地域の相談機関や住民等との連携強化の取組
- オ 市地域自立支援協議会の市との共同運営及び区地域自立支援協議会の各区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）との共同運営

###### （３）地域移行・地域定着の促進の取組

- ア 障害者支援施設及び精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- イ 障害者支援施設及び精神科病院等に入所・入院している障害者等に対する意思決定支援の取組の推進
- ウ 障害者等の地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

###### （４）権利擁護・虐待の防止

- ア 川崎市障害者虐待防止対策事業実施要綱に基づくコアメンバー会議への参加
- イ 障害者虐待を防止するための取組
- ウ 成年後見制度の利用支援
- エ 日常生活自立支援事業の利用支援
- オ 消費者トラブルを防止するための取組
- カ 障害者差別の解消に関する取組

➤ 委託契約の概要

契約件名	基幹相談支援センター運営業務委託（川崎市中部基幹相談支援センター）
契約者名	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	65,640,000円（消費税及び地方消費税非課税事業）
入札価格	65,640,000円（消費税及び地方消費税非課税事業）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	65,640,000円（消費税及び地方消費税非課税事業）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

**【意見】** 変更契約の締結時期について

本委託契約では、契約額について90,000円増額の変更契約を締結している。変更理由は相談員1名が令和5年1月に相談支援専門員資格を取得したため、基幹相談支援センター運営業務委託仕様書「15 委託料の追加支払について」の規定に基づき、当該職員が相談支援専門資格を取得した日の属する月から相談支援専門員資格加算を算定することとし、当初支払額から不足する分を追加支払するためである。

変更事由が生じたのは令和5年1月であるが、変更契約が締結されたのは委託業務期間の最終日である令和5年3月31日となっている。その理由としては、年度途中の資格取得や欠員等が頻繁に生じる可能性があり、その都度変更契約を締結するのは煩雑であるからとのことである。

このように都度の変更契約締結は煩雑だとしても、変更事由が生じた場合には速やかにその内容を契約内容に反映させることは、契約相手方との法的なトラブルが生じるリスクを回避するうえでも重要と考える。

今後は変更事由が生じた場合には、速やかに変更契約を締結することを検討すべきと考える。

【対象部署：健康福祉局 生活保護・自立支援室】

➤ 業務委託名

川崎市自立支援センター日進町管理運営委託

➤ 業務委託の概要

川崎市内に起居する野宿生活から脱却の意思があるホームレス等を対象に、生活困窮者自立支援法に規定する自立相談支援事業及び一時生活支援事業に該当する宿泊援護、就労支援、住居の確保支援及びその他必要な支援に関する事業を行うことにより、地域社会において自立した日常生活を継続して営むことができるよう支援することを目的として、川崎市自立支援センター日進町及び川崎市ホームレス訪問型自立支援住宅の管理運営に関する委託業務である。

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市自立支援センター日進町管理運営委託
契約者名	中高年事業団やまて企業組合 川崎支店
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2025年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	360,773,370円（消費税及び地方消費税非課税事業）
入札価格	360,773,370円（消費税及び地方消費税非課税事業）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	360,773,370円（消費税及び地方消費税非課税事業）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 選考委員会設置要綱の改定について

本業務は公募型プロポーザル方式によって業者選定を行っており、業者の選定にあたり「川崎市自立支援センター日進町管理運営事業委託法人選考委員会」が開催されている。また、当該選考委員会の運営について必要な事項は「川崎市自立支援センター日進町管理運営事業委託法人選考委員会設置要綱」において定められている。

当該設置要綱を閲覧したところ、選考委員会の委員について、実際の選考委員会の委員とは異なる記載となっていた。具体的には設置要綱では「川崎区役所保健福祉センター所長若しくは副所長（福祉事務所長を充職とする者）」と規定しているところ、実際

に開催された選考委員会の委員は「川崎区役所地域みまもり支援センター所長」であった。相違している理由は平成31年度に保健福祉センターは地域みまもり支援センターに改称されているためである。

設置要綱で委員を規定している趣旨としては、業者選定に際し、適切な判断ができる知見・経験を有する人物を選考に関与させることで、業者選定の公正性・適切性を担保するためである。本業務における設置要綱の記載との相違理由は組織改称であり、実際に開催された選考委員会では適切な人物が選考委員として関与しているため、実質的に業者選定の公正性・適切性に影響を与えるものではないが、設置要綱で規定する選考委員と異なる人物が選考に関与するリスクを回避するため、組織改称も含めた設置要綱の改定が必要な事象が生じた場合には速やかに改定を行うことが望まれる。

【対象部署：健康福祉局 生活保護・自立支援室】

➤ 業務委託名

令和4年度生活づくり支援ホーム下野毛（分館含む。）設置及び管理運営委託

➤ 業務委託の概要

ホームレス等に対する施設の設置及び当該施設の管理運営に関する委託業務であり、委託事業の内容は以下のとおりである。

(1) 施設の設置

次の(2)～(4)の事業を実施するための施設を確保する。

(2) 生活づくり支援ホーム下野毛（分館を含む。）での生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業

主に中原区以北のホームレスに対して、食事や宿所等の提供を行い、ホームレスのニーズに応じて自立に向けた支援を行う。

(3) ビジネスホテル活用事業

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用状況の悪化等により、居所喪失者が増加した場合や、生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下、センターという）でのコロナ陽性者発生により、センターでの受入れが困難となった場合に、ビジネスホテル等を活用して居所喪失者の受入れ、自立の支援を行う。

(4) 訪問型自立支援住宅事業

野宿生活期間が長期化しているホームレスで自立の意思はあるものの、集団生活に抵抗感が強いものに対し、本館のサテライト施設としてアパートを借り上げてホームレスを入所させ、相談員の訪問による相談支援を行い、野宿生活からの脱却の支援を行う。

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度生活づくり支援ホーム下野毛（分館含む。）設置及び管理運営委託
契約者名	中高年事業団やまて企業組合 川崎支店
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	150,058,000 円（一部を除き消費税及び地方消費税非課税事業）
入札価格	150,058,000 円（一部を除き消費税及び地方消費税非課税事業）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	150,058,000 円（一部を除き消費税及び地方消費税非課税事業）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 予定価格の積算根拠の検証について

本委託業務の予定価格の積算根拠を閲覧したところ、下野毛土地建物リース料として 30,000,000 円が計上されていた。当該リース料は、本委託業務において使用する 891.35 m<sup>2</sup>の土地と約 50 人が寝泊まりできる 570.38 m<sup>2</sup>の建物を 1 年間確保するための費用であり、土地及び建物については、受託先が所有しているため、リース料は平成 28 年度に受託先と協議のうえ決定した金額とのことである。

平成 28 年度に受託先と協議した際の資料を確認したが、リース料については市側で独自の積算が行われており、定員 50 人を前提に 1 人あたり家賃額は生活保護における住宅扶助基準額を基礎に積算が行われている。積算額としての年間賃料は 29,826,000 円となっている。

このように積算根拠のリース料については受託先との協議により 30,000,000 円として、これを委託料全体の積算額に含め、予定価格を算定しているが、リース料のみに着目すると、積算額としての年間賃料 29,826,000 円を上回る 30,000,000 円が委託料全体の積算額を算定する際の金額として使用されており、敷地内の駐車スペースやプレハブ倉庫、緊急時に使用する個室などの確保に要する費用を含んだ金額であるとのことであるが、積算額として適切な金額なのか疑問が残る。

年間賃料 29,826,000 円は平成 28 年度における業者とのリース料を交渉する際の見

積に過ぎず、予定価格の算定基礎ではないと言えるが、見積額を上回る 30,000,000 円が積算根拠として使用されている点には違和感があるので、次回の予定価格積算時には再度年間賃料の積算を行い、積算に使用している現状の 30,000,000 円が積算額として適切な金額なのか検証を行う必要があると考える。

【積算根拠】

	R4予算	備考
<b>委託料</b>	<b>150,058,000</b>	
<b>本館(定員49人)</b>	<b>114,663,250</b>	
人件費(基本給+賞与)	43,075,000	
施設長(常勤)	5,800,000	相談業務5年以上
主任生活相談指導員(常勤)	5,500,000	
生活相談指導員(常勤)3人	13,800,000	1人は社会福祉士
事務員(常勤)	3,300,000	
生活相談指導員(非常勤)	3,000,000	
看護師(非常勤)	858,000	
宿直専門員(非常勤)	10,817,000	夜間及び休日勤務
光熱水費	5,526,000	
運営費	6,920,000	消耗品費、清掃等委託費、車両費、通信費、保険料等
事業費	28,592,250	
給食費	18,779,250	1,050円×365日×49人
保健衛生費	823,000	検診費、医薬品
日用品費	7,154,000	400円×365日×49人
寝具借上げ費	1,836,000	49人+宿直2人=51床 3,000円×51床×12月
求職交通費	550,000	
下野毛土地建物リース料	30,000,000	
<b>分館(定員8人)</b>	<b>17,530,920</b>	
生活相談指導員(常勤)	4,500,000	
光熱水費	884,160	
運営費	1,317,760	消耗品費、車両費、通信費、保険料等
給食費	3,796,000	1,300円×8人×365日
医薬品	7,000	一般家庭常備薬セット
日用品費	1,168,000	400円×8人×365日
寝具借上げ費	288,000	3,000円×8床×12月
求職交通費	50,000	
分館使用料	5,520,000	57,500円(管理費込み) / 月×8室×12月
<b>ホテル借上げ</b>	<b>8,677,680</b>	
相談支援員(非常勤)	3,000,000	
通信費	36,000	
宿泊料	3,707,000	5,500円×674泊
給食費	876,200	1,300円×674人
日用品費	269,600	400円×674人
消費税	788,880	
<b>訪問型自立支援住宅</b>	<b>1,744,500</b>	
光熱水費	120,000	
事業費	140,000	クリーニング代、通信費、消耗品費
給食費	474,500	1,300円×365日
日用品費	146,000	400円×365日
寝具借上げ費	36,000	3,000×12月
物件賃借料等	828,000	57,000円 / 月×12月、更新料等
<b>事業管理費</b>	<b>7,441,523</b>	土地建物リース料・分館使用料を除く委託料×7%程度

⑤ こども未来局

【対象部署：こども未来局 保育事業部保育第2課】

➤ 業務委託名

おなかま保育室事業委託契約

➤ 業務委託の概要

認可保育所等への入所を希望しながら入所保留となっている保育を必要とする児童を、保護者に代わって家庭的環境の中で健康かつ安全に保育することにより児童の福祉増進を図ることを目的とし、おなかま保育室を設置、運営するとともに、令和3年度末で閉室となった溝口及び有馬の賃貸借物件の原状復帰等の閉室に伴う処理を実施する業務である。

➤ 委託契約の概要

契約件名	おなかま保育室事業委託契約
契約者名	一般社団法人 川崎市保育会
契約開始日	2022年4月1日
履行期間	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	63,739,042円（消費税額及び地方消費税額は非課税）
入札価格	63,739,042円（消費税額及び地方消費税額は非課税）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	63,739,042円（消費税額及び地方消費税額は非課税）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

当委託契約は、認可外保育園として児童を保育する業務であることから、保護者及び児童に関する個人情報を取扱う業務であり、委託先が取扱う情報は、セキュリティ基準における機密性区分Iに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づく以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

- ・機密保持等に関する誓約書

- ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外で利用しないよう、さらには情報の流出を行わないように、セキュリティ基準で定められている書類について委託先から提出を受ける必要がある。

【対象部署：こども未来局 こども家庭センター】

➤ 業務委託名

川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託

➤ 業務委託の概要

児童虐待に関する相談及び通告を24時間365日受け付ける体制を構築することで、児童虐待を早期に発見し、虐待を受けた児童の迅速かつ適切な対応や保護、支援等につなげること、また、児童及び青少年のいじめや不登校、対人関係等の相談に対応することを目的とする。具体的には、川崎市こども未来局こども家庭センターと協議しながら、次の業務を行う。

- (1) 川崎市児童虐待防止センター及び児童相談所虐待対応ダイヤルに関する業務
- (2) 児童・青少年電話相談に関する業務
- (3) 相談内容の記録・統計に関する業務
- (4) その他

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託
契約者名	ダイヤル・サービス株式会社
契約開始日	2022年4月1日
履行期間	2023年3月31日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	24,996,000円（税抜）
入札価格	24,996,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	24,996,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 過去の実績を基礎とした予定価格の算定について

当委託契約は、児童虐待等の通報受付、相談対応業務であることから、保護者及び児童に関する個人情報を取扱う業務である。また、直近 3 年間の相談件数及び契約金額は以下のとおりであるが、仕様書では相談想定件数は 5000 件程度とされており、令和 4 年度川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託事業者募集要項に記載の参考価格は相談想定件数 5000 件に基づいた金額算定となっている。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談件数	2,858 件	2,972 件	2,546 件
契約金額（税込）	27,500 千円	27,500 千円	27,500 千円

参考価格（予定価格）の算定に当たっては、重大な虐待事故事案等の防止のため、24 時間 365 日、確実な相談・通告受理体制を確保し得る推定件数に基づくべきであるが、過大な見込みとはならないよう、過去の実績を考慮して毎年十分に精査することが必要である。

【対象部署：こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室児童福祉担当】

➤ 業務委託名

川崎市社会的養護自立支援事業業務委託

➤ 業務委託の概要

本市児童相談所長が措置した児童福祉施設等の児童等に対し、入所中の児童等への自立に向けた相談支援、また退所者への自立した生活の継続のための相談支援等を実施することで、児童等が円滑に社会的自立を果たせるよう支援を行うことを目的として、具体的には以下の業務を行う。

- (1) 入所児童等への自立に向けた相談支援
- (2) 退所者への自立した生活の継続のための相談支援

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市社会的養護自立支援事業業務委託
契約者名	株式会社パソナ
契約開始日	2022 年 4 月 1 日
履行期間	2024 年 3 月 31 日

契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	46,130,909 円（税抜）
入札価格	46,130,900 円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	99%
契約金額	46,130,900 円（税抜）
入札参加者数	1 社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 一者応募が続く委託業務における事業継続性の検討について

当該業務は、平成 30 年度から委託を開始した。開始当初から公募型プロポーザル方式であったものの、これまでも株式会社パソナのみが参加している。業務の性質上、児童に対する継続的な支援が重要であることから、事業を利用する児童それぞれに、委託事業者職員が担当制で対応すること、また、年度をまたぐ場合も担当を変更することはなく、継続的な支援を行うことに努めている。

当該業務のように、一定の期間、継続することが重要な業務では、委託先が頻繁に変更されることは利用者にとって有益ではない一方で、委託開始当初から現在の委託先 1 社しか参加者がいない現状は、当該委託先が受注しなかった場合に業務継続性が危ぶまれる状況である。こうした契約に対して、長期継続契約を締結する方法や他の受託可能事業者をあらかじめ探しておくなど、事業継続性を検討することが必要である。

【対象部署：こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当】

➤ 業務委託名

子育て世帯への臨時特別給付金事務処理センター業務委託

➤ 業務委託の概要

令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給にあたり必要な給付金のお知らせの発送業務、コールセンター業務、申請書の審査・入力業務、支給決定通知の発送業務等を行うものであり、具体的には以下を実施する。

- (1) 事務処理センター執務室の整備
- (2) 給付金のお知らせ等発送物の印刷、封入封緘及び発送業務
- (3) コールセンター業務
- (4) 申請書等発送業務
- (5) 申請受付審査等業務

- (6) 申請内容入力業務
- (7) 支給決定通知の印刷、封入封緘及び発送業務
- (8) 振込不能に関する口座確認等

➤ 委託契約の概要

契約件名	子育て世帯への臨時特別給付金事務処理センター業務委託
契約者名	株式会社総合キャリアオプション
契約開始日	2022年1月14日
履行期限	2022年5月31日
契約方法	一般競争入札
予定価格	19,263,200円（税抜）
入札価格	14,600,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	75%
契約金額	14,600,000円（税抜）
入札参加者数	6社

➤ 監査の結果及び意見

**【指摘】** 特定業務委託契約における台帳の未入手について

当委託契約は、予定価格が10,000千円以上の業務委託であり、電算関連業務・データ入力の業種・種目に該当する契約であることから、特定業務委託契約に該当する。

特定業務委託契約に該当する場合、対象労働者ごとの作業報酬と基準額を比較し、作業報酬の支払いが適正に行われているか確認するために、対象労働者の労働時間、作業報酬等を記載した市の指定様式による台帳を作成し、市に提出することを「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引き（以下「特定業務委託契約手引き」という。）では求められている。しかし、当該契約では台帳の作成、提出を受けていない。

特定業務委託契約手引きに基づき台帳の提出を受ける必要がある。

【対象部署：まちづくり局 計画部都市計画課】

➤ 業務委託名

川崎市垂直写真・斜め写真複製業務委託

➤ 業務委託の概要

川崎市が所有する垂直写真及び斜め写真のネガフィルム及びデジタル撮影画像データファイル（外付けハードディスクに格納したもの。）からの写真複製業務の委託である。

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市垂直写真・斜め写真複製業務委託
契約者名	国際航業株式会社 神奈川支店
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	特命随契（見積合わせ）
予定価格	402,728円（税抜）
入札価格	388,454円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	96%
契約金額	388,454円（税抜）
入札参加者数	3社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 借用書の返納時欄の記載漏れについて

当該業務では市から業者に対して物品（斜め写真データ HDD）を貸し付けている。委託業務期間中の貸与物品については、委託仕様書の第6条で貸与資料に関する記載があり、亡失等がないよう厳重な管理を行わなければならない旨が記載されているため、借用書を作成し、委託業務終了後に物品の返還を受けた場合には借用書の返納時欄に、返還を受けた日付と担当者名の記載及び押印を行うことが要求されている。

借用書を確認したところ、返納時欄の記載が空欄となっていた。貸与物品については確かに返還を受けたとのことであるが、返還を受けた証跡として返納時欄への記載を漏れなく実施する必要がある。

⑥ 建設緑政局

【対象部署：建設緑政局 自転車利活用推進室】

➤ 業務委託名

自転車等保管所管理運営業務委託

➤ 業務委託の概要

自転車等保管所の適正な管理運営を行い、撤去した自転車の保管・管理、円滑かつ適正な返還及び売却に関する業務を実施するもの

(業務内容)

- ・ 保管返還業務
- ・ 所有者照会業務
- ・ 保管所の維持修繕業務
- ・ 保管所再編に伴う保管車両の移動作業の補助(搬出・受入)

➤ 委託契約の概要

契約件名	自転車等保管所管理運営業務委託
契約者名	一般社団法人 川崎市交通安全協会
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約(特命随意契約)
予定価格	78,020,000円(税抜)
入札価格	78,020,000円(税抜)
落札率(入札価格/予定価格)	100%
契約金額	78,020,000円(税抜)
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 情報の複写及び複製に関する書面による確認について

川崎市情報セキュリティ基準の9業務委託業者の管理(2)委託業者への確認及び指導には以下の記載がある。

カ 情報管理責任者は、委託業者が借用又は取得した機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の複写及び複製をしていないことについて、書面により確認を行う。

当委託業務では機密性区分 I の情報を業者が取得しているが、情報の複写及び複製をしていないことについて、口頭による確認のみであり、書面による確認は行われていない。

情報漏えいのリスクや情報が悪用されるリスクに対応するため、情報の複写及び複製をしていないことについて、セキュリティ基準にもとづき書面で確認する必要がある。

⑦ 川崎区役所

【対象部署：川崎区役所 地域ケア推進課】

➤ 業務委託名

令和4年度川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業実施委託

➤ 業務委託の概要

川崎区内に在住、在学及び在園する日本語に不慣れや子どもや保護者の孤立防止のため、川崎区内の保育所、福祉施設、区役所等の子どもの支援を行う機関からの申請に基づき、地域の人材の協力を得て通訳及び翻訳を行う業務の委託契約を締結している。当業務委託契約の具体的な業務内容は以下の通りである。

外国語の通訳及び翻訳の能力を有し、この事業への協力を承諾した者を登録し、対象者と規定される子どもの支援に関する通訳もしくは翻訳の申請があった場合に、当該申請に適切な協力者を選定し、当該協力者をもって当該申請に基づく通訳もしくは翻訳を行うものとする。対応言語は、英語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、韓国語・朝鮮語、ベトナム語、ネパール語とし、その他必要な言語についても可能な限り対応する。

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業実施委託
契約者名	社会法人青丘社
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	1,177,560円（税抜）
入札価格	1,177,560円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	1,177,560円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

**【指摘】** 情報の複写及び複製に関する書面による確認について

当委託業務の契約書には「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」が設けられており、個人情報の適正管理等について定めている。業務で委託先に提供する情報には機密性 I（個人に関する情報。特定個人情報は含まない）の情報が含まれるが、申請者（依頼元）から委託先への直接提供となり、委託先が個人情報にかかる紙媒体の返却や資料の廃棄を適切に行っているか否かに関する川崎市の確認は口頭にとどまっている。

また、「川崎市情報セキュリティ基準」において、「情報管理責任者は、委託業者が借用又は取得した機密性区分 I 又は II の情報の複写及び複製をしていないことについて、書面により確認を行う」こととされているが、書面での確認は実施していない。

委託先は、通訳・翻訳のボランティアを広く利用していることから、個人情報が漏洩するリスクや悪用されるリスクが一定程度あるものと推察される。個人情報にかかる紙媒体の返却、資料の廃棄及び複写・複製等をしていないことについて、契約書の特記事項ないし「川崎市情報セキュリティ基準」に準拠し、今後は委託先から書面で確認する必要がある。

⑧ 中原区役所

【対象部署：中原区役所 地域ケア推進課】

➤ 業務委託名

令和4年度中原区子育て支援者養成事業業務委託

➤ 業務委託の概要

虐待防止や地域の子育て支援体制の拡充のために、一般市民の子育てへの理解を深めると同時に、さらに、子育て支援者を養成し、子育てネットワークづくりを推進する一助とするための集中講座開催に関する委託業務である。

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度中原区子育て支援者養成事業業務委託
契約者名	NPO法人 子育て支えあいネットワーク満
契約開始日	2022年8月8日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（見積合わせ）
予定価格	909,000円（税抜）
入札価格	849,600円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	93%
契約金額	849,600円（税抜）
入札参加者数	3社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 書類の名称誤りについて

委託業務の完了後に仕様書に記載された事項が適切に履行されたかどうかを確認し、その結果を記載した検査確認書を作成することになっているが、履行確認の結果、作成した書類の名称が業務完了報告書となっていた。

検査確認書は履行確認の結果を記載する重要な書類であり、適切な名称に修正する必要がある。

【対象部署：中原区役所 衛生課】

➤ 業務委託名

令和4年度デジタルエックス線画像処理装置保守点検業務委託

➤ 業務委託の概要

富士フィルムメディカル株式会社 DR（デジタルラジオグラフィ）システム一式に関する保守点検の委託業務である。

➤ 委託契約の概要

契約件名	令和4年度デジタルエックス線画像処理装置保守点検業務委託
契約者名	富士フィルムメディカル 株式会社 南関東支社
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	863,200円（税抜）
入札価格	863,200円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	863,200円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について

委託契約約款第2条では業務日程表の提出を受ける旨が記載されているが、業務日程表の提出を受けていない。

川崎市委託契約約款

（日程表の提出）

第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務日程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

業務日程表の提出を受けていない理由としては、当該委託業務は1年に1回（例年3

月頃) の点検業務のため、点検前に担当者と委託業者で日程調整を行っていることから、当該日程調整が業務日程表の提出に代替するものであると判断していることによるものである。

約款は、不特定多数の者と同一の契約を迅速・効率的に行うために作成された定型的な内容の取引条項であり、日程表の提出についても定型的な内容の取引条項として記載されていると考えられる。そのため、当該委託業務においては日程表の提出がなかったとしても業務の遂行に支障をきたす可能性は低いと思われるが、約款として記載されている以上、日程表の提出を受ける必要があったと考える。仮に日程表の提出が必要ではないと判断された場合、次回の同内容の契約では、契約書の約款について削除する等、業務の実態に応じた対応を行うことが望まれる。

【対象部署：中原区役所 まちづくり推進部地域振興課】

➤ 業務委託名

なかはら世紀越え記念カプセル開封等イベント業務委託

➤ 業務委託の概要

2000年12月31日に開催された「なかはら世紀越えまつり」において設置したカプセルの開封及び中原区PRムービーの公開に関する委託業務であり、具体的な委託業務の内容は以下のとおりである。

- (1) カプセルの開封
- (2) カプセルの運搬
- (3) 司会者・コンサート演奏者の手配
- (4) 音響オペレータの手配
- (5) その他本事業を実施するために必要な事項

➤ 委託契約の概要

契約件名	なかはら世紀越え記念カプセル開封等イベント業務委託
契約者名	株式会社 アオイスports企画 事業本部
契約開始日	2022年7月15日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（見積合わせ）
予定価格	559,000円（税抜）
入札価格	505,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	90%

契約金額	505,000 円（税抜）
入札参加者数	3 社

➤ 監査の結果及び意見

**【意見】** 変更契約の締結時期について

当該委託業務については、途中で委託業務の内容に「映像オペレータの手配 イベント会場の映像オペレータを手配すること」が追加されたことから変更契約が締結されているが、変更契約日は令和4年12月9日となっており、イベント開催日の令和4年9月23日より後の日付となっている。

追加の業務内容については川崎市と委託先との間で口頭による合意はなされており、イベント開催日に履行されない可能性は低いとも言えるが、変更契約書において追加の業務内容を明確にし、イベント開催前に変更契約を締結しておくことが委託先の履行義務及び責任を明確にするという点でも望ましいと考える。

変更事由が生じた場合には、速やかに変更契約を締結することが望まれる。

⑨ 消防局

【対象部署：消防局 航空隊】

➤ 業務委託名

ヘリコプター1号機の4, 100時間定期整備業務委託

➤ 業務委託の概要

この業務は、川崎市が保有する川崎式BK117C-2型ヘリコプター（JA01KF）の4, 100時間定期整備に伴う次の工事を委託するものである。

ア 機体4, 100時間定期整備

(ア) 特殊環境及び腐食性条件下における運用後の暦日検査の実施

(イ) 任意装備品の年次点検

イ エンジン800時間定期整備（総使用時間 2662時間27分）

ウ 限界使用時間指定部品の交換及び定期整備等

(ア) 航空時計バッテリーの交換

(イ) ホイスト・ケーブルの交換

(ウ) 救助用ウインチ・ブームアッシーのオーバーホール作業

エ 定期耐空証明検査の受検（KSN-117-55D「耐空証明検査時の年次点検項目」を含む）

オ 定期無線検査の受検

➤ 委託契約の概要

契約件名	ヘリコプター1号機の4, 100時間定期整備業務委託
契約者名	セントラルヘリコプターサービス株式会社
契約開始日	2022年10月12日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	48,233,984円（税抜）
入札価格	48,233,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	99%
契約金額	48,233,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

**【指摘】再委託の事前申請について**

本業務は再委託がなされているが、再委託にあたり発注者である川崎市の承諾が得られていない。

契約書において、委託業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託することは原則として禁止されており、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託承諾申請書によって川崎市の承諾を受ける必要がある旨が定められている。

当該規定が設けられている趣旨は、再委託先の履行能力、再委託業務の範囲等を確認することで、再委託によって委託業務が適切に履行されないリスク、本業務委託の品質を確保できないリスク、再委託先による情報漏えいリスク等を回避することにある。また、本案件の契約方法は特命随意契約であるが、業務の全部が一括して再委託されていた場合、特命随意契約の相手先として適切だったかという疑問も生じる。

このような事前の承諾がない再委託を防止するため、①契約時には再委託の予定の有無を確認する、②再委託については再委託承諾申請書による事前の承諾が必要であることを業者に周知する等の対策を行う必要がある。

**【指摘】「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付漏れについて**

本業務は個人情報を取り扱う業務の委託に該当する。そのためセキュリティ基準に従い、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を添付する必要があるが、添付されていなかった。

委託先に個人情報の適切な取り扱いを遵守させるためには、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を契約書に添付し、当該特記事項に記載されている事項の遵守をお願いすることが重要である。

個人情報を取り扱う業務の委託の際には、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を忘れずに添付する必要がある。

**【指摘】セキュリティ基準が要求する書類の未提出について**

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づく以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

- ・機密保持等に関する誓約書
- ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

**【指摘】 情報資産の受渡管理について**

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

- ・ 情報を貸与する場合の受渡票等の書類
- ・ 委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

【対象部署：消防局 航空隊】

➤ 業務委託名

ヘリコプター2号機の1, 750時間定期整備業務委託

➤ 業務委託の概要

川崎市が保有するエアバス・ヘリコプターズ式AS365N3型ヘリコプター（JA02KF）の1, 750時間定期整備に伴い次の工事を委託するもの。

ア 機体600時間定期整備及び暦日8か年定期整備

イ エンジン600時間定期整備（総使用時間1, 750時間）

ウ 追加装備品の年次点検

エ 限界使用時間指定部品の交換及び定期整備等

オ 定期耐空証明検査の受検

カ 定期無線検査の受検

➤ 委託契約の概要

契約件名	ヘリコプター2号機の1, 750時間定期整備業務委託
契約者名	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社
契約開始日	2022年6月2日
契約終了日	2022年9月30日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	47,719,154円（税抜）
入札価格	47,719,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	99%
契約金額	47,719,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 再委託の事前申請について

本業務は再委託がなされているが、再委託にあたり発注者である川崎市の承諾が得られていない。

契約書において、委託業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託することは原則として禁止されており、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託承諾申請書によって川崎市の承諾を受ける必要がある旨が定められている。

当該規定が設けられている趣旨は、再委託先の履行能力、再委託業務の範囲等を確認することで、再委託によって委託業務が適切に履行されないリスクを回避することにある。また、本案件の契約方法は特命随意契約であるが、業務の全部が一括して再委託されていた場合、特命随意契約の相手先として適切だったかという疑問も生じる。

このような事前の承諾がない再委託を防止するため、①契約時には再委託の予定の有無を確認する、②再委託については再委託承諾申請書による事前の承諾が必要であることを業者に周知する等の対策を行う必要がある。

【指摘】「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付漏れについて

本業務は個人情報を取り扱う業務の委託に該当する。そのためセキュリティ基準に従い、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を添付する必要があるが、添付されていなかった。

委託先に個人情報の適切な取り扱いを遵守させるためには、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を契約書に添付し、当該特記事項に記載されている事項の遵守をお願いすることが重要である。

個人情報を取り扱う業務の委託の際には、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を忘れずに添付する必要がある。

【指摘】 セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

- ・機密保持等に関する誓約書
- ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行

われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

【指摘】 情報資産の受渡管理について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

- ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類
- ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

【対象部署：消防局 航空隊】

- 業務委託名  
事業用操縦士限定変更訓練（A S 3 6 5 型）業務委託
- 業務委託の概要  
この業務は、航空隊操縦士1名について、エアバス・ヘリコプターズA S 3 6 5 型の技能証明限定変更国家試験受験に伴う訓練を委託するものであり、内容は学科訓練時間48時間と飛行訓練時間35時間、型式内移行訓練21時間となっている。
- 委託契約の概要

契約件名	事業用操縦士限定変更訓練（A S 3 6 5 型）業務委託
契約者名	セントラルヘリコプターサービス株式会社
契約開始日	2022年12月15日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	34,718,730円（税抜）

入札価格	34,718,730 円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	34,718,730 円（税抜）
入札参加者数	1 社

➤ 監査の結果及び意見

**【指摘】** セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分 I 又は II に該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

- ・機密保持等に関する誓約書
- ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

**【指摘】** 情報資産の受渡管理について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分 I 又は II に該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

- ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類
- ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

【対象部署：消防局 航空隊】

➤ 業務委託名

事業用操縦士限定変更訓練（BK117）業務の委託

➤ 業務委託の概要

この業務は、航空隊操縦士1名について、BK117型ヘリコプターの技能証明限定変更国家試験受験に伴う訓練を委託するものであり、内容は学科訓練時間54時間と飛行訓練時間30時間の合計84時間となっている。

➤ 委託契約の概要

契約件名	事業用操縦士限定変更訓練（BK117）業務の委託
契約者名	セントラルヘリコプターサービス株式会社
契約開始日	2022年7月4日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	随意契約（特命随意契約）
予定価格	24,630,987円（税抜）
入札価格	24,630,987円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	24,630,987円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

- ・機密保持等に関する誓約書
- ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

【指摘】 情報資産の受渡管理について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

- ・ 情報を貸与する場合の受渡票等の書類
- ・ 委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

【対象部署：消防局 指令課】

- 業務委託名  
消防業務用無線機（陸上移動局）その1保守点検業務委託
- 業務委託の概要  
本業務は、消防業務用無線機のうち陸上移動局の保守点検業務と障害対応業務を委託し、消防業務の円滑な遂行を維持することを目的とするものである。
- 委託契約の概要

契約件名	消防業務用無線機（陸上移動局）その1保守点検業務委託
契約者名	株式会社富士通ゼネラル
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	一般競争入札
予定価格	8,382,000円（税抜）
入札価格	8,382,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%
契約金額	8,382,000円（税抜）

入札参加者数	1社
--------	----

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 一者応募の改善について

当委託業務は、一般競争入札への参加が一者のみとなっており、当該状況は平成 31 年から継続している。この点、市担当者によれば、消防業務用無線機は特殊な機器のため、業務を完う可能な業者は限られるとの回答があった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

【対象部署：消防局 指令課】

➤ 業務委託名

消防業務用無線機（陸上移動局）その3保守点検業務委託

➤ 業務委託の概要

本業務は、消防業務の円滑な遂行を維持することを目的として消防業務用無線署活動系無線機の保守点検業務と障害対応業務を委託するものである。

➤ 委託契約の概要

契約件名	消防業務用無線機（陸上移動局）その3保守点検業務委託
契約者名	株式会社 JVC ケンウッド国内無線システム営業部
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	一般競争入札
予定価格	4,368,500円（税抜）
入札価格	4,368,500円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	100%

契約金額	4,368,500 円（税抜）
入札参加者数	1 社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 一者応募の改善について

当委託業務は、一般競争入札への参加が一者のみとなっており、当該状況は平成 28 年から継続している。

この点、市担当者によれば、消防業務用無線機は特殊な機器のため、業務を完う可能な業者は限られるとの回答があった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

【対象部署：消防局 救急課】

➤ 業務委託名

川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託

➤ 業務委託の概要

市民等からの応急手当講習の需要に的確に応えるため、各種応急手当講習及び患者等搬送乗務員定期講習開催に係る必要な事務等を委託するものである。

業務内容は下記の通りである。

- (1) 各種応急手当講習等の実施
- (2) 各種応急手当講習等の修了証及び認定証の作成及び交付
- (3) 受講者記録簿の作成及び受講者数の管理・把握
- (4) 各種応急手当講習等の修了証及び認定証の再交付
- (5) 委託業務実績の集計・報告
- (6) WEB講習を活用した普通救命講習の実施（事業所等の希望による）
- (7) 親子参加型の講習を試験的に開催できるかを検証する。

- (8) 教材費の徴収及び教材等の資器材の購入等
- (9) 自社ホームページ等の広告媒体を用いた、市民、事業者等への広報活動
- (10) その他、川崎市が必要と認めるもの

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託
契約者名	公益財団法人川崎市消防防災指導公社
契約開始日	2022年4月25日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	一般競争入札
予定価格	10,725,454円（税抜）
入札価格	10,000,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	93%
契約金額	10,000,000円（税抜）
入札参加者数	1社

➤ 監査の結果及び意見

**【指摘】** セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと以下の書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

- ・機密保持等に関する誓約書
- ・委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

**【指摘】** 情報資産の受渡管理について

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

- ・情報を貸与する場合の受渡票等の書類
- ・委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確実に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

**【指摘】 委託業務完了届の記載誤りについて**

本業務は各種応急手当講習及び患者等搬送乗務員定期講習の委託であり、毎月、講習の実施回数が記載された委託業務完了届が委託業者から提出され、検査確認後、委託料の支払いが行われているが、令和4年5月6日に提出された令和4年4月分の委託業務完了届の講習実施回数、受講者数の記載の欄が令和3年度という表記になっていた。

記載されている講習実施回数、受講者数は令和4年4月の実績数値であり、単純に年度の誤りとのことであるが、委託業務完了届の提出をもって検査を行い委託料の支払いが行われるという点では、委託業務完了届は業務が完了したことの報告に関する重要な書類であると言える。

委託業務完了届の記載誤りについては、委託業者に修正を求める必要がある。

**【意見】 一者応募の改善について**

当委託業務は、一般競争入札への参加が一者のみとなっており、当該状況は平成29年から継続している。

この点、市担当者によれば、他に見積依頼を行った業者からは「講習の指導経験がある応急手当指導員の確保が難しい」との理由で応募を断られたとの回答があった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

【対象部署：消防局 救急課】

➤ 業務委託名

A I を活用した救急隊の現場到着時間の短縮に係る業務委託

➤ 業務委託の概要

川崎市において救急隊を配置変更（移動配置（既存の救急隊を他の署所に配置すること）または臨時増隊（臨時の救急隊を配置すること））することで現場到着時間（119番通報等を覚知してから救急隊が救急事案発生場所へ到着するまでの時間をいう。以下同じ。）を短縮する方法を検討するために、人工知能（以下「A I」という。）を活用した救急需要予測及び救急隊の配置変更を実施した場合の現場到着時間短縮効果についてのシミュレーション機能を有するシステムの製作を委託するものである。

業務内容は下記の通りである。

（1）検証用データ準備

ア 救急活動記録データ

イ 救急隊運用情報

ウ 救急需要予測関連データ

（2）救急出場件数予測及び救急隊最適配置シミュレーション機能を有するシステムの製作

ア 救急需要予測モデル作成

イ 救急需要予測

ウ 救急隊最適配置シミュレーションの実施

➤ 委託契約の概要

契約件名	A I を活用した救急隊の現場到着時間の短縮に係る業務委託
契約者名	株式会社 Smart 1 1 9
契約開始日	2022 年 12 月 21 日
契約終了日	2023 年 3 月 31 日
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
予定価格	18,181,819 円（税抜）
入札価格	17,220,000 円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	94%
契約金額	17,220,000 円（税抜）
入札参加者数	3 社

➤ 監査の結果及び意見

**【意見】** 複数業者からの参考見積書の入手について

予定価格の算定にあたり、一者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。一者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

⑩ 教育委員会事務局

【対象部署 教育委員会事務局 教育環境整備推進室】

➤ 業務委託名

学校小荷物専用昇降機保守点検業務

➤ 業務委託の概要

川崎市立学校に設置している給食用小荷物専用昇降機を、安全かつ良好な状態に維持し、事故等を未然に防止するための点検を行う。

原則として、毎月1回、計12回点検を実施し、内1回は建築基準法第12条第4項に基づく定期検査を実施する。

➤ 委託契約の概要

契約件名	学校小荷物専用昇降機保守点検業務
契約者名	マーキュリーアセンソーレ 株式会社 首都圏支社 ※ABCブロックのいずれも上記会社
契約開始日	2022年4月1日
契約終了日	2023年3月31日
契約方法	一般競争入札
予定価格	Aブロック：5,116,800円（税抜） Bブロック：4,752,000円（税抜） Cブロック：4,704,000円（税抜）
入札価格	Aブロック：2,902,800円（税抜） Bブロック：2,592,000円（税抜） Cブロック：2,640,000円（税抜）
落札率（入札価格/予定価格）	Aブロック：56% Bブロック：54% Cブロック：56%
契約金額	Aブロック：2,902,800円（税抜） Bブロック：2,592,000円（税抜） Cブロック：2,640,000円（税抜）
入札参加者数	Aブロック：4社 Bブロック：4社 Cブロック：4社

➤ 監査の結果及び意見

【意見】 最低制限価格制度が適用される業務範囲の検討について

小荷物専用昇降機を含むエレベーターの維持管理業務は、市が定める業種・種目における施設維持管理業務のエレベーター保守点検にあたり委託業務に該当する。委託業務における最低制限価格設定対象業務は、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要領で定められているが、エレベーター保守点検は対象に含まれていない。

そのため、本業務の落札率（入札価格/予定価格）は、Aブロックが56.7%、Bブロックが54.5%、Cブロックが56.1%と低くなっているが、入札自体は有効なものとして成立している。

最低制限価格制度の趣旨としては、落札となるべき入札価格が著しく低価格である場合には、契約の履行が不確実になる可能性もあり、不測の損害を被る恐れや品質の低下を招く可能性があることから、これを防止することにある。本業務の目的・趣旨は、仕様書の冒頭にある通り「川崎市立学校に設置している給食用小荷物専用昇降機を、安全かつ良好な状態に維持し、事故等を未然に防止するための点検を行う」ことであり、一定の品質が保証される必要がある。実際に神奈川県ではエレベーター保守管理委託を最低制限価格制度が適用される業務に含めている。

以上から、エレベーター保守点検についても、業務所管課において最低制限価格制度の適用の必要性について事実確認を行ったうえで、制度所管部署と連携しながら検討することが考えられる。

【対象部署 教育委員会事務局 学校教育部支援教育課】

➤ 業務委託名

川崎市立特別支援学校スクールバス車両の運転等業務委託（令和3～5年度）

➤ 業務委託の概要

川崎市立特別支援学校の児童生徒及び関係教職員を対象として、通学及び校外行事等に使用するバスの運転業務を行う。

(1) 川崎市立特別支援学校（以下「学校」と表記）の児童生徒及び関係教職員（以下、「旅客」という。）を対象として、通学及び校外行事等に使用するバスの運転業務を行う。校外行事等の実施時には他校の児童生徒が乗車することがある。

(2) 旅客が下校する際、保護者に引き渡せない場合は、学校まで旅客を乗車させ戻すものとする。

(3) 道路運送車両法第50条に規定する整備管理者を選任し、バスの点検を行う。

(4) バス車内の軽易な清掃、車体の軽易な洗車を行う。

➤ 委託契約の概要

契約件名	川崎市立特別支援学校スクールバス車両の運転等業務委託 (令和3～5年度)
契約者名	三陽自動車 株式会社 神奈川事業所
契約開始日	2021年4月1日
契約終了日	2024年3月31日
契約方法	一般競争入札
予定価格	148,989,600円(税抜)
入札価格	95,400,000円(税抜)
落札率(入札価格/予定価格)	64.0%
最終契約額	95,400,000円(税抜)
入札参加者数	3社

➤ 監査の結果及び意見

【指摘】 委託仕様書で定められた証明書類の未入手について

本委託業務はスクールバスの運転の委託であり、受注者は自動車保険(任意保険)に加入し、事前に保険内容に関する証明書類を発注者に提出しなければならない旨が委託仕様書において受注者の責務として定められているが、当該証明書類が入手されていなかった。

委託仕様書

7 受注者の責務

(7) 自動車保険

自賠責保険は発注者が加入する。

受注者は次の内容の自動車保険(任意保険)に加入し、事前に保険内容に関する証明書類を発注者に提出しなければならない。

対人賠償：無制限

対物賠償：無制限

搭乗者傷害賠償：1,000万円

車両：時価

スクールバスの運転の委託という性質上、受注者が保険に加入していることの確認は重要である。委託仕様書の記載に従い事前に保険内容に関する証明書類を入手する必要がある。

以上

6 川 監 公 第 5 号

令和 6 年 2 月 8 日

令和 4 年度包括外部監査の結果に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、令和 4 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、川崎市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項を公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

同 石 田 康 博

同 かわの 忠 正

5川総コ第112号

令和6年1月19日

川崎市監査委員 大村 研一 様  
同 川上 善行 様  
同 石田 康博 様  
同 かわの 忠正 様

川崎市長 福田 紀彦

令和4年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された  
意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、令和5年2月2日付けで包括外部監査人 谷川 淳氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。このことについて、同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

## 令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

### 【監査テーマ】

### 子ども・若者及び子育て支援に係る財務事務の執行について

#### 1. 地域子育て支援事業

##### 【指摘1】業務委託完了届の徴取の徹底について

###### 〔指摘の要旨〕

川崎市保育子育て総合支援センター清掃業務委託において、受託者は、毎月業務委託完了届を市に提出しなければならない。しかし、令和3年8月分及び10月分から3月分まで、計7か月分の業務委託完了届が提出されていなかった。

市は、仕様書に従い、業務委託完了届の徴取を徹底する必要がある。

###### 〔措置の内容〕

同業務委託完了届提出を契約業者に徹底させました。

事業者に対して、業務完了届の提出を徹底するよう指導するとともに、再発防止のため、資料の確認について関係職員に対し所属長から注意喚起を行いました。

#### 2. 児童手当支給事業

##### 【指摘2】前渡金精算事務の適正化について

###### 〔指摘の要旨〕

児童手当及び子育て世帯生活支援特別給付金の支給は、資金前渡の方法が採られている。具体的には、各支給月の支給総額が、一旦、川崎市前渡金管理者であることも未来局子ども家庭課長が管理する横浜銀行の口座に前渡金として振り込まれ、その口座から横浜銀行に振替処理を依頼して、対象者に支給している。

金銭会計規則第95条により、前渡金の精算は、支払い終了後7日以内に前渡金精算書等を会計管理者等に提出しなければならない。しかし、事務手続の遅延により、7日を過ぎての精算が行われる事例があった。

表33は事務手続が遅延した理由を会計管理者に説明するために作成された理由書であり、前渡金精算書に添付されたものである。

理由書には、精算が遅延した原因として「支給対象者の状況確認等」と記載されているが、状況確認についての詳細な内容の記載はない。今後の事務改善に繋げるためには、状況確認に時間を要した理由も記載するなど、より詳細な内容の記載を行う必要がある。

いずれにしても、金銭会計規則第95条第1項の規定に従い、7日以内に前渡金の精算を行うことができるよう事務手続を改善し適正化する必要がある。

###### 〔措置の内容〕

児童手当及び子育て世帯生活支援特別給付金の支給については、原則7日以内に前渡金の精算をするように周知しました。

また、振込先口座の名義を変更した場合など支給に際しての確認に時間を要する場合については、確認に時間を要した経緯を記録するとともに、可能な限り速やかに支

給及び精算行うように周知しました。

### 3. 認可保育所整備事業

#### 【指摘 3】 補助金交付申請書添付書類の記載誤りについて

##### 〔指摘の要旨〕

川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付申請書の添付書類である「(仮称)塚越2丁目地内保育所 民間保育所施設整備費 収支予算書抄本」を確認したところ、設計監理費と設計費の支出予算額が、見積書の予算額と反対に記載されており、整合していなかった。

今後は、補助金交付申請書の添付書類の記載に誤りがないか確認するとともに、誤りがあった場合には、申請者に対し、適切に修正するように指導する必要がある。

##### 〔措置の内容〕

補助金交付申請書添付書類の記載誤りについて、今後同様の事例が発生しないよう、本件について課内で共有を行うとともに、事業者から補助金交付申請書類が提出された際は複数でのチェックを徹底し、申請者に適切に指導してまいります。

### 3. 認可保育所整備事業

#### 【指摘 4】 実績報告書の記載誤りについて

##### 〔指摘の要旨〕

認可外保育施設認可化移行等支援費補助金は、認可保育所への移行に係る補助（認可外保育施設の認可化移行に係る支援費補助金交付要綱）と小規模保育事業への移行に係る補助（認可外保育施設の小規模保育事業移行に係る支援費補助金交付要綱）の2種類がある。令和3年度は、前者が8件、後者が4件の計12件の補助実績があった。

両補助金に係る補助金交付申請書等の提出書類を確認したところ、交付要綱第14条に規定されている発注実績報告書及び事業実績報告書と検査確認書の間で、表35のとおり、金額の不整合が生じていた。具体的には、A園及びB園では、発注実績報告書の金額、C園では事業実績報告書の金額が誤って記載されていた。

結果的に、3園とも検査確認書では正しい金額で検査されており、補助金額に影響はなかったが、今後は、事業実績報告書及び発注実績報告書の記載に誤りがないか確認するとともに、誤りがあった場合には、申請者に対し、適切に修正するように指導する必要がある。

##### 〔措置の内容〕

発注実績報告書及び事業実績報告書等の申請書類について、その整合性の確認を複数の職員で行う等、適正な事務手続を改めて周知徹底しました。提出書類に誤りがあった場合には、事業者に速やかに修正を指示し、適正な書類を提出するよう指導しています。

さらに、定期的な打合せで事務処理や事業の進捗状況について確認し適正な事務執行に努めています。

### 3. 認可保育所整備事業

#### 【指摘 5】委託業務完了届の記載誤りについて

##### 〔指摘の要旨〕

川崎市北加瀬保育園仮設園舎用地敷地測量業務委託契約書と委託業務完了届を確認したところ、受託者から提出された委託業務完了届の履行期限の記載が誤っていた。具体的には、履行期限を「令和3年7月30日」と記載すべきところ、契約年月日である「令和3年4月30日」と記載されていた。

今後は、委託業務完了届の記載に誤りがないか確認するとともに、誤りがあった場合には、受託者に対し、適切に修正するように指導する必要がある。

##### 〔措置の内容〕

委託業務完了届の記載誤りについて、今後同様の事例が発生しないよう、本件について課内で共有を行うとともに、複数でのチェックを徹底し、申請者に適切に指導してまいります。

### 3. 認可保育所整備事業

#### 【指摘 6】軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて

##### 〔指摘の要旨〕

軽易工事を執行した場合には、川崎市軽易工事契約事務取扱規程第8条の規定により、その結果を四半期ごとに取りまとめ、軽易工事執行状況報告書として、財政局長に報告することとなっている。

しかし、執行した軽易工事のうち、たちばな中央保育園ウッドデッキ改修工事2,470千円、みぞのくち保育園保育室建具改修工事2,035千円について、軽易工事執行状況報告書への掲載が漏れていた。軽易工事執行状況報告書は、財務会計システムから該当工事を出力して作成しているが、財務会計システムで予算執行伺を起案する段階で軽易工事を選択していなかったことから、出力リストから漏れたことが原因である。

今後は、軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行伺を起案する段階で軽易工事を適切に選択するとともに、掲載漏れないことを再確認する必要がある。

##### 〔措置の内容〕

軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行伺起案時に軽易工事を適切に選択するよう関係職員に周知徹底しました。

### 4. 民間保育所運営事業

#### 【指摘 7】土曜日閉所減算認定申請書の日付記入について

##### 〔指摘の要旨〕

令和3年度土曜日閉所減算認定申請書を閲覧したところ、日付が未記入となっている申請書が多数発見された。

市によると、急遽、土曜日に利用希望児童がなかった等の理由で土曜日を閉所する旨の連絡を口頭で受け、当該連絡に基づいて減算処理を行った場合、後日、土曜日閉所減算認定申請書の提出を受けることになるため、日付が未記入になっている申請書

が多くなっているとのことであった。

保育所子どものための教育・保育給付費等の支給に係る書類であることから、日付が未記入の場合は、日付を記入するように指導する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

申請日が未入力となっている事項について、今後に関しては、本事業のみならず全補助事業において申請日の未入力が発生しないように、各申請の審査業務を行う職員に口頭にて周知徹底を行いました。また、申請書等の申請日が抜けることが無いように事業者に対し、各補助事業の申請を案内する際に事業者が申請書類を作成するに当たって参考とするマニュアル等に申請日を入力する旨を強調すること等で、適宜注意喚起を行いました。

## 4. 民間保育所運営事業

### 【指摘 8】賃金改善計画書の日付記入について

#### 〔指摘の要旨〕

令和3年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）及び令和3年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）を閲覧したところ、日付が未記入となっている計画書が多数発見された。

市によると、賃金改善計画書とその添付書類の記載方法が複雑であり、事業者と市担当者との間で確認と修正依頼が何往復も行われるため、最終提出日がいつになるかわからず、日付が未記入になっている計画書が多くなってしまっているのではないかとのことであった。

保育所子どものための教育・保育給付費等の加算を認定する書類であることから、日付が未記入の場合は、日付を記入するように指導する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

申請日が未入力となっている事項について、今後に関しては、本事業のみならず全補助事業において申請日の未入力が発生しないように、各申請の審査業務を行う職員に口頭にて周知徹底を行いました。また、申請書等の申請日が抜けることが無いように事業者に対し、各補助事業の申請を案内する際に事業者が申請書類を作成するに当たって参考とするマニュアル等に申請日を入力する旨を強調すること等で、適宜注意喚起を行いました。

## 4. 民間保育所運営事業

### 【指摘 9】ICT化推進事業実施要綱の改正の検討について

#### 〔指摘の要旨〕

川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業実施要綱（以下、「ICT実施要綱」という。）の規定に基づき、保育所等がICT化推進事業補助金の交付の申請を行うためには、事前に、ICTの導入予定日及び運用開始予定日を記載したICT化推進事業実施計画書（以下、「実施計画書」という。）を市に提出し、市の承認を受けなければならない。

その後、補助金の交付申請、交付決定を経て、保育所等が補助金の交付を受けた後

は、ICT化推進事業実績報告書（以下、「ICT実績報告書」という。）をICTの運用開始日から30日以内に市に提出しなければならない（ICT実施要綱第14条）こととなっている。

しかし、ICTの運用開始日から30日以内に提出されていない実績報告書が多数あり、ICT実施要綱第14条の規定に従っていない状況となっていた。

この原因は、市が実施計画書の承認を適時に行っていないことにある。例えば、運用開始予定日が令和3年9月1日と記載されている実施計画書に対する承認通知日が令和4年1月18日となっている事例など、運用開始予定日から数ヶ月以上経過した日に承認を行っている事例が多数あった。

市によると、例年10月末頃までは保育給付費等の支給額の算定等の事務が繁忙を極めており、ICT化推進事業補助金に係る事務は11月以降に着手せざるを得ない状況にあるため、実施計画書の提出から承認に至るまで、数ヶ月以上の期間を要する結果となっているとのことであった。

本来であれば、実施計画書の承認事務を適宜適切に行う必要があるが、現状の事務量を鑑みると、実務上対応が困難であると考えられる。しかし、ICT実施要綱に従っていない状況は解消する必要があるため、例えば、ICT実績報告書の提出期限を見直すなど、ICT実施要綱の改正を検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

ICT化推進事業補助金に係る事務については、実施計画書の提出から交付決定までの流れを簡略化するため、国の実施要項及び川崎市補助金等の交付に関する規則に照らし合わせたくうえで、川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業実施要綱を改正し、補助金の交付申請及び実施計画書を同時に受け付けるなど、申請手続きを見直しました。

令和5年度については、あらかじめ保育所等が手続きの全体を確認したくうえで申請できるよう、申請から補助金交付までのスケジュールや実績報告書の提出期日も明確にした「令和5年度川崎市認可保育所等におけるICT化推進事業補助金の申請手続きについて（通知）」を発出し、保育所に向けて周知を図るとともに、10月末頃に交付決定通知を送付しました。また、実績報告書についても、順次提出されており、今後も期日までに提出されるよう保育所に案内していきます。

## 4. 民間保育所運営事業

### 【指摘10】ICT化推進事業実施要綱の改正の検討について

#### 〔指摘の要旨〕

上記【指摘9】と同様に、例えば、運用開始予定日が令和3年8月1日と記載されている実施計画書に対する承認通知日が令和3年11月30日となっている事例など、運用開始予定日から数ヶ月以上経過した日に承認を行っている事例が多数あった。

本来であれば、実施計画書の承認事務を適宜適切に行う必要があるが、現状の事務量を鑑みると、実務上対応が困難であると考えられる。しかし、ICT実施要綱に従っていない状況は解消する必要があるため、例えば、ICT実績報告書の提出期限を見直すなど、ICT実施要綱の改正を検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

ICT 化推進事業補助金に係る事務については、実施計画書の提出から交付決定までの流れを簡略化するため、国の実施要項及び川崎市補助金等の交付に関する規則に照らし合わせたうえで、川崎市認可保育所等における ICT 化推進事業実施要綱を改正し、補助金の交付申請及び実施計画書を同時に受け付けるなど、申請手続きを見直しました。

令和 5 年度については、あらかじめ保育所等が手続きの全体を確認したうえで申請できるように、申請から補助金交付までのスケジュールや実績報告書の提出期日も明確にした「令和 5 年度川崎市認可保育所等における ICT 化推進事業補助金の申請手続きについて（通知）」を発出し、保育所に向けて周知を図るとともに、10 月末頃に交付決定通知を送付しました。また、実績報告書についても、順次提出されており、今後も期日までに提出されるよう保育所に案内していきます。

### 4. 民間保育所運営事業

#### 【指摘 11】 軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて

##### 〔指摘の要旨〕

【指摘 6】に記載したとおり、軽易工事を執行した場合には、川崎市軽易工事契約事務取扱規程第 8 条の規定により、その結果を四半期ごとに取りまとめ、軽易工事執行状況報告書として、財政局長に報告することとなっている。

しかし、公設保育所整備費で執行した全ての軽易工事について、軽易工事執行状況報告書への掲載が漏れていた。軽易工事執行状況報告書は、財務会計システムから該当工事を出力して作成しているが、財務会計システムで予算執行何を起案する段階で軽易工事を選択していなかったことから、出力リストから漏れたことが原因である。

今後は、軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行何を起案する段階で軽易工事を適切に選択するとともに、掲載漏れがないことを再確認する必要がある。

##### 〔措置の内容〕

再発防止として、本事業の担当係において財務会計システムを用いながら、改めて予算執行何いの手順を確認する中で区分を「軽易工事」とするように関係職員に周知徹底しました。

### 5. 公立保育所運営事業

#### 【指摘 12】 報告書の徴取の徹底について

##### 〔指摘の要旨〕

令和 3 年度川崎市内公立保育園等室内害虫駆除業務委託（前期）及び令和 3 年度川崎市内公立保育園等室内害虫駆除業務委託（後期）において、全施設作業完了後は、報告書及び完了確認書を提出しなければならない（仕様書 8（3）イ）こととなっている。しかし、市に報告書が提出されていなかった。

したがって、仕様書に従い、業務委託に係る報告書の徴取を徹底する必要がある。

##### 〔措置の内容〕

川崎市内公立保育園等室内害虫駆除業務委託（前期）及び同業務委託（後期）において契約業者に報告書提出を徹底させました。

業者に対して、担当から電話により口頭で注意喚起を行うとともに、同趣旨を電子メールにより周知しました。

また、再発防止のため所属長から関係職員に対し、注意喚起を行い、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

## 5. 公立保育所運営事業

### 【指摘 13】 定期点検報告書の徴取の徹底について

#### 〔指摘の要旨〕

中原区保育・子育て総合支援センター昇降機保守点検業務委託において、毎月、定期点検報告書を提出しなければならない。しかし、地域子育て支援センターなかはらの4月分、5月分の定期点検報告書が提出されていなかった。昇降機保守点検業務は安全に関わる点検業務であり、異常の有無を確認することは重要である。

したがって、定期点検報告書の徴取を徹底する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

同業務定期検査報告書提出を契約業者に徹底させました。

業者に対して、担当から電話により口頭で注意喚起を行うとともに、同趣旨を電子メールにより周知しました。

また、再発防止のため所属長から関係職員に対し、注意喚起を行い、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

## 5. 公立保育所運営事業

### 【指摘 14】 報告書及び業務完了届の徴取の徹底について

#### 〔指摘の要旨〕

公立保育園等園舎機械警備業務委託（北部）において、受託者は、毎月報告書及び業務完了届を市に提出しなければならない。しかし、8月分、9月分の報告書及び8月分の業務完了届が提出されていなかった。

市は、仕様書に従い、報告書及び業務完了届の徴取を徹底する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

同業務報告書及び業務完了届提出を契約業者に徹底させました。

業者に対して、担当から電話により口頭で注意喚起を行うとともに、同趣旨を電子メールにより周知しました。

また、再発防止のため所属長から関係職員に対し注意喚起を行い、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

## 5. 公立保育所運営事業

### 【指摘 15】 業務完了届の検査の遅延について

#### 〔指摘の要旨〕

川崎市内公立保育園等園舎機械警備業務委託（北部）、川崎市内公立保育園等園舎機

械警備業務委託(南部)及び令和3年度中原保育園等園舎機械警備業務委託において、4月分の警備業務完了届の提出日付が令和3年5月6日、検査調書の検査日付が令和3年5月19日となっていた。

川崎市委託契約約款では、業務完了届を受理した日から10日以内に検査しなければならないと定められているが、4月分の警備業務の検査は受理した日から10日を超過していた。

したがって、川崎市委託契約約款に従い、業務完了届を受理した日から10日以内に検査を実施する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

同業務完了検査を川崎市委託契約約款に規定の日付で実施することを徹底しました。業者に対して、担当から電話により口頭で注意喚起を行うとともに、同趣旨を電子メールにより周知しました。

また、再発防止のため所属長から関係職員に対し注意喚起を行い、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

### 5. 公立保育所運営事業

#### 【指摘16】業務完了届の徴取の徹底について

##### 〔指摘の要旨〕

公立保育所自家用電気工作物保安管理業務委託において、受託者は、業務完了届を市に提出しなければならない。しかし、業務完了届が提出されていなかった。

市は、仕様書に従い、業務完了届の徴取を徹底する必要がある。

##### 〔措置の内容〕

同業務完了届提出を契約業者に徹底させました。

業者に対して、担当から電話により口頭で注意喚起を行うとともに、同趣旨を電子メールにより周知しました。

また、再発防止のため所属長から関係職員に対し注意喚起を行い、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

### 5. 公立保育所運営事業

#### 【指摘17】年次点検報告書の徴取の徹底について

##### 〔指摘の要旨〕

公立保育所自家用電気工作物保安管理業務委託において、受託者は、年次点検報告書を市に提出しなければならない。しかし、中原区保育・子育て総合支援センターの年次点検報告書が提出されていなかった。

市は、仕様書に従い、年次点検報告書の徴取を徹底する必要がある。

##### 〔措置の内容〕

同業務年次点検報告書提出を契約業者に徹底させました。

業者に対して、担当から電話により口頭で注意喚起を行うとともに、同趣旨を電子メールにより周知しました。

また、再発防止のため所属長から関係職員に対し注意喚起を行い、適正な事務手続

を行うよう周知徹底しました。

## 5. 公立保育所運営事業

### 【指摘 18】 軽易工事執行状況報告書の掲載漏れについて

#### 〔指摘の要旨〕

【指摘 6】 及び【指摘 11】 に記載したとおり、軽易工事を執行した場合には、川崎市軽易工事契約事務取扱規程第 8 条の規定により、その結果を四半期ごとに取りまとめ、軽易工事執行状況報告書として、財政局長に報告することとなっている。

しかし、保育所整備費で執行した全ての軽易工事について、軽易工事執行状況報告書への掲載が漏れていた。軽易工事執行状況報告書は、財務会計システムから該当工事を出力して作成しているが、財務会計システムで予算執行何を起案する段階で軽易工事を選択していなかったことから、出力リストから漏れたことが原因である。

今後は、軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行何を起案する段階で軽易工事を適切に選択するとともに、掲載漏れがないことを再確認する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

軽易工事執行状況報告書の掲載漏れが生じないように、予算執行何を起案する段階で軽易工事を適切に選択するとともに、掲載漏れがないことを再確認を徹底いたしました。

包括外部監査報告書に基づき、所属長から関係職員に対し注意喚起を行い、適正な事務手続を行うよう周知徹底しました。

## 6. 認可外保育施設支援事業

### 【指摘 19】 秘密保持等に関する誓約書の徴取の徹底について

#### 〔指摘の要旨〕

「川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則」が令和 3 年 9 月 1 日から施行されたことに伴い、個人情報の取扱いに関する事項の追加が必要であることから、川崎市子育てのための施設等利用給付支払センター業務委託について、変更契約書が作成されていた。

変更契約で追加した「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」では、契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならないと定めている。しかし、秘密保持等に関する誓約書が提出されていなかった。

市は、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」に従い、秘密保持等に関する誓約書の徴取を徹底する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

委託事業者から令和 4 年 1 月 1 日付けで「秘密保持に関する誓約書」を徴取しました。今後も変更等が生じた際には、誓約書の徴取を適切に実施します。

また、個人情報の取扱いに関して、e-ラーニング等の研修を活用して正しい知識を習得すること、及び業務引継の際に適正な個人情報の取扱いについても適切に引継を実施

しました。

## 6. 認可外保育施設支援事業

### 【指摘 20】 交付要綱の見直しについて

#### 〔指摘の要旨〕

市は、川崎市内に在住する川崎認定保育園在籍児童の保護者に対し、保育料の補助を実施している。また、横浜市との「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定書」に基づき、川崎市内に在住する横浜保育室在籍児童の保護者についても保育料の補助を実施している。

補助金は、補助対象者に前期分（4月から9月の対象月分）と後期分（10月から翌年3月分）の年2回交付している。前期分、後期分あわせて年1回の申請となっており、令和4年度の申請期限は、令和4年9月9日（令和4年10月以降に入園した場合は入園の翌月中（ただし、令和5年3月入園の場合は令和5年4月10日））となっている。

しかし、川崎認定保育園保育料補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）では、第5条第3項において、9月5日（期日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに申請すると規定されていることから、交付要綱に従っていない。

また、第5条第3項は「前項の場合において」適用される規定となっている。前項の場合とは、川崎市内に在住する横浜保育室在籍児童の保護者が申請する場合である。つまり、川崎市内に在住する川崎認定保育園在籍児童の保護者が申請する場合の申請期限については定めがない状態となっている。

このように、交付要綱に規定する補助金の申請期限と実務上の運営における申請期限に乖離が生じている。

したがって、補助金の申請期限に関する交付要綱の規定を見直す必要がある。

#### 〔措置の内容〕

交付申請書の提出期日及び申請回数等の事務手続について検討し見直しを行いました。「川崎市認定保育園補助金交付要綱」については、交付申請書の提出期日及び申請回数について令和5年4月1日適用で改正しました。

## 11. 青少年活動推進事業

### 【指摘 21】 補助事業等の変更等に係る承認手続の徹底について

#### 〔指摘の要旨〕

市は、育成連盟に対して、川崎市青少年育成連盟補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき、補助金を交付している。補助事業等は、交付要綱第2条のとおりである。

具体的には、広報誌の発行、中高生リーダー研修会、青少年国際交流、構成団体への助成金などの事業費、及び育成連盟の事務局員賃金、光熱水費、会館使用料などの事務局管理運営費に対し補助を行っている。

これら補助事業等の内容や経費の配分については、事業計画書及び補助事業等に係る収支予算書を添付した上で申請され、市が交付を決定している。そのため、交付決

定を受けた補助事業等を中止するときや内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ申請書により変更内容及び理由について、市の承認を受けなければならないこととなっている（交付要綱第8条）。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による青少年国際交流派遣の中止により事業費120千円が不用となった。また、構成団体への助成金の実績減により事業費約145千円が不用となった。これら事業費の不用額について、令和2年度は市に返還させているが、令和3年度は返還を求めず、育成連盟ウェブサイトリニューアル等への流用を認めている。

しかし、このように、補助事業等の中止、内容及び経費の配分の変更がなされているにもかかわらず、交付要綱に規定する申請書の提出及び市の承認が行われていなかった。

当該補助事業等の内容等の変更については、育成連盟から口頭で相談され、市は口頭で承認したとのことである。しかし、今回の事例が交付要綱第8条ただし書きの「市長がその変更が軽微なものと認めた場合」に該当するとはいえないと考える。

したがって、今後、補助事業等を中止するときや内容または経費の配分を変更するときは、交付要綱第8条の規定に従い、あらかじめ申請書を提出させ、承認手続を適切に行う必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和5年2月21日の青少年育成連盟の「団体長・事務局長会議」及び同年3月22日の「理事会・評議員会」において、青少年育成連盟補助金交付要綱第8条の趣旨を説明し、年度途中で補助対象事業の一部が中止となった場合や、補助金の使途が変更となった場合は、変更申請が必要であることを説明し、令和5年度以降は当該手続きを徹底するよう指導しました。併せて、定期的に活動状況及び収支状況を報告するよう申し入れをしました。

所管課においては、報告書の複数でのチェックと関係職員間の情報共有を徹底し、適正な事務手続を行ってまいります。

## 11. 青少年活動推進事業

### 【指摘22】育成連盟の構成団体に対する助成金の妥当性の検証について

#### 〔指摘の要旨〕

育成連盟は、構成団体（子ども会連盟、ボーイスカウト川崎地区協議会、ガールスカウト川崎市連絡会、川崎海洋少年団の4つの団体）に対し、市から交付された育成連盟補助金の約83%を助成金として分配している。

助成金は、構成団体運営助成金と指導者育成助成金の2種類があり、令和3年度の助成先及び助成金額は表38のとおりである。

まず、構成団体運営助成金の助成金額の根拠について確認したところ、令和3年度の根拠資料は存在せず不明であった。そこで、育成連盟より入手した平成31年度の下記資料により、助成金額根拠の妥当性につき検証した。

上記資料による助成金算出額をみると、川崎海洋少年団を除く3団体に対する令和3年度の助成金額は平成31年度算出額と同額となっている。

しかし、平成 31 年度と令和 3 年度を比較したところ、助成金算出基準としている構成団体の単位会(コ団)数が変化している団体があった(子ども会連盟:299(1/6換算で50)→270(1/6換算で45)、ガールスカウト川崎市連絡会:7→6)ことから、令和3年度基準で助成金を算出すべきであり、平成31年度と同額とする根拠とはならないと考える。

なお、川崎海洋少年団の単位会(コ団)数は1と変化がないが、令和3年度助成金額は平成31年度算出額の1/10相当となっている。これは、現在活動を休止していることから減額しているとのことであった。

次に、指導者育成助成金の助成団体及び助成金額の根拠について確認したところ、根拠資料は何ら存在せず不明であった。

市によると、子ども会連盟及びガールスカウト川崎市連絡会は、例年指導者育成事業を計画していることから、助成団体となっているとのことであった。

助成金額について、両団体の令和3年度決算書により、その妥当性を検証したところ、両団体とも、新型コロナウイルスの影響による指導者育成事業の中止により、当該事業の決算額が予算額と比べ、大幅に減少していた。

子ども会連盟においては、研修会や育成者交流会の大半が中止となっており、事業費の研修参加費・大会費は5,132千円の予算に対して、支出実績は821千円であった。また、ガールスカウト川崎市連絡会においても事業が中止となったため、指導者育成事業費140千円の予算に対して、支出実績は下見交通費などの52千円程度であった。

このように、対象としている事業が中止となったにもかかわらず、育成連盟は、両団体に対する指導者育成助成金の精算を行っていない。しかし、指導者育成助成金が、市が交付している川崎市青少年育成連盟補助金を原資として分配されていることを考慮すると、育成連盟は、当該助成金の精算を行い、両団体から未執行分の返還を求めるとともに、当該返還金を市に返還することが妥当であると考えられる。

以上のとおり、市が育成連盟に交付している川崎市青少年育成連盟補助金7,793千円のうち、6,464千円が構成団体への助成金(構成団体運営助成金と指導者育成助成金)に充てられているが、その妥当性につき、市は何ら検証を行っていない。このような状態となっているのは、社会通念上、適正性を欠いていると判断せざるを得ない。

したがって、市は、育成連盟の構成団体への助成金の妥当性について、検証を適切に行い、必要な措置を講じる必要がある。

#### 〔措置の内容〕

補助金、助成金については、次のとおり事務の見直しを実施しました。

##### ① 構成団体への補助金の配分について

指摘について、令和5年2月21日の青少年育成連盟の「団体長・事務局長会議」及び同年3月22日の「理事会・評議員会」において市から説明し、各構成団体で協議した結果、令和5年度の配分額については、令和4年度年次総会資料に記載されている、各団体の構成団体数及び単位会数を基礎として配分し、令和6年度以降については、各構成団体の事業に掛る経費を各々洗い出し、必要な配分額を構成団体と所管課で協議し、配分額を毎年見直すよう、申し合わせました。

##### ② 指導者育成助成金の未執行分について

令和3年度の当該助成金の執行状況を再精査した結果、子ども会連盟分が1,827,205円、ガールスカウト分が66,444円、それぞれ補助対象事業に使われていないことを確認しました。また、令和2年度の当該補助金についても再精査したところ、子ども会連盟分が1,649,002円、補助対象事業に使われていないことを確認しました。なお、令和2年度のガールスカウト分と、令和元年度分については両団体とも全額適切に執行されていることを確認しました。

上記未執行額については、青少年育成連盟を通じて、令和5年3月29日までに、市に対して返還されました。

今後については、令和4年度決算時から、構成団体から育成連盟に対し、運営助成金と指導者育成助成金の精算書を提出し、未執行額があれば返還すること、育成連盟は市に育成連盟の決算書だけでなく、構成団体から提出を受けた精算書も添付して、概算払精算を行うよう、補助金精算事務を改めました。

併せて、2～3ヶ月ごとに活動状況及び収支状況を報告するよう指導しました。

所管課においては、報告書の複数でのチェックと関係職員間の情報共有を徹底し、適正な事務手続を行ってまいります。

## 16. 児童相談所運営事業

### 【指摘23】栄養士又は調理師の配置の徹底について

#### 〔指摘の要旨〕

こども家庭センターに付設されている一時保護所においては、入所している児童に対して食事を提供しており、その調理に関しては、表54のとおり、外部業者への委託により行っている。令和2年4月1日から令和5年3月31日までの長期継続契約であるが、当初入札時は、一時保護所の定員である40人を基礎として入札を実施したが、その後、入所児童数が定員を超過する状態が継続したことから、令和3年4月1日付けにて変更契約を締結している。

なお、令和3年度においては、年間で53,151食分の調理が実施されている。

契約書に添付されている調理業務仕様書においては、調理従事者は栄養士及び当該業務について相当の経験を有する者であることを求めるとともに、常時、栄養士又は調理師を1名以上必ず配置することを求めている。

一方、業務従事者の届出及び勤務シフト表によれば、令和3年4月から6月までの期間においては、栄養士又は調理師の資格を有する調理従事者は、栄養士の資格を有する業務責任者1名のみであり、その期間を中心に、勤務シフト表上、栄養士又は調理師が常時配置されていない日が数日存在した。

令和3年7月以降は、栄養士の資格を有する業務責任者以外に調理師の資格を有する調理従事者が配置されており、少なくとも令和4年度においては、栄養士又は調理師が不在となる時間はないとのことである。

入所児童等の食事の安全性に関係することであり、受託者にあらためて配置の徹底を指示するとともに、翌月の勤務シフト表が提示された際には、栄養士又は調理師が常時配置されていることの確認を徹底する必要がある。

### 〔措置の内容〕

令和4年度受託者には改めて栄養士又は調理士が不在となることがないように配置の徹底を指示し、勤務シフトの確認を行いました。令和5年4月1日開始の契約においては、栄養士又は調理士の資格を有する調理従事者が複数名配置されていることを確認しており、受託者に配置の徹底を指示し、翌月の勤務シフト表提示の際には配置内容の確認を行っています。

## 17. 児童養護施設等運営事業

### 【指摘24】退所者居住支援事業における書類等の不備について

#### 〔指摘の要旨〕

退所者居住支援事業は、退所者のうち特に支援の必要性が高い者であって、退所後も児童福祉施設等で生活する者及び中退者を対象として、措置解除日の翌日以降であって児童福祉施設等で生活を開始した日から満22歳に達する年度の末日まで支援を継続するものである。

令和3年度に本事業の支援を受けている者は11名であったが、川崎市社会的養護自立支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に規定されている申請書類、決定通知書等を閲覧したところ、次のような事例があった。

事例1：退所者居住支援等状況確認書（第2号様式）がないもの（2名）

事例2：退所者居住支援等報告書（第5号様式）がないもの（1名）

事例3：退所者居住支援等申請書（第1号様式）、退所者居住支援等状況確認書（第2号様式）、退所者居住支援等報告書（第5号様式）いずれにおいても、対象者の状況が「その他」となっており、状況に関する記載が一切ないもの（1名）

事例1について、当該2名はいずれも措置解除後に施設に戻ったケースであり、申請日において措置解除から1年以上経過するなどして申請者の状況確認が困難なケースであった。なお、このような場合には、退所者を対象とする退所者相談支援を受けるものとされているため、市は施設と連携をとり、児童の状況や支援内容について確認していた。

本事案のようなケースでは、退所者居住支援等状況確認書（第2号様式）により申請者の状況等を確認すべきかどうかについて要綱には明記されていないが、市としては文書として確認した内容を残しておく必要がある。この点、令和4年度からは申出書の書式を作成し、申請者の状況等を文書で記録することとしている。

事例2について、対象者の生活環境を整備することに時間を要したことから、施設からの報告が事業完了後に行われたものである。市では、当時庁内会計部門にも確認を取り、退所者居住支援等報告書（第5号様式）も兼ねたものとして退所者居住支援等申請書（第1号様式）を受理し、予算手続を行っていた。

今後は、実施要綱第16条に従い、退所者居住支援等報告書（第5号様式）の提出を受ける必要がある。

事例3については、市において対象者の状況を把握していることはヒアリングにて確認できた。しかし、記載項目が「その他」に該当する場合には、その内容について文書にて記録しておく必要がある。

#### 〔措置の内容〕

事例1の、措置解除後に施設に戻ったケースの退所者居住支援等状況確認書（第2号様式）の提出について、令和4年度からは申出書の書式を作成し、申請者等の状況を文書で確認しています。当該ケースのような状況の場合でも申請者の状況等を確認するよう、令和5年度中に要綱を改正し、明記します。

事例2の、対象者の生活環境を整備することに時間を要したことから退所者居住支援事業等申請書（第1号様式）にて退所者居住支援等報告書を兼ねたことについて、実施要綱第16条に従い、退所者居住支援等報告書（第5号様式）の提出を受け、予算手続きを行っています。

事例3の、対象者の状況が「その他」に該当する児童について、申請書（第1号様式）、状況確認書（第2号様式）及び報告書（第5号様式）への記載が不足していた点については、状況について聞き取り等で把握を行うとともに、文書にて記録しています。

## 18. ひとり親家庭の生活支援事業

### 【指摘25】交付対象者一覧表の記載誤りについて

#### 〔指摘の要旨〕

市は、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、もって、親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、その世帯に属する高校生等の通学に係る費用を助成している。

対象者は、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者または川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成を受けることができるひとり親等である。

助成金の交付については、川崎市ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）が制定され、対象者、助成の基準、助成金の額の算定の方法等が規定されている。

助成金の交付は申請によって行われ、申請者は申請書に定期券の写し等の必要書類を添付して、市に申請する。市は、申請書と添付書類の審査を行い、交付の可否を決定し、交付または不交付を決定してその結果を通知することになっている。

市は、交付対象者を一覧的に管理するため、表計算ソフトを使い一覧表を作成している。一覧表は、交付の都度作成することとしているが、申請対象の生徒の名字に一部記載誤りが発見された。

交付対象は、原則として生徒の親になるため、助成金の支給に影響はなかったが、今後は、一覧表の正確性を確認し、記載誤りのないよう作成する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

ひとり親家庭等通学交通費助成事業の一覧表の作成については、職員が申請書の項目を目視で確認し、入力をしていましたが、令和5年3月からオンライン申請が開始

したことに伴い、対象者の名前や住所等の一覧表の項目については、オンライン申請の項目をコピーすることで入力誤りの防止を図りました。

また入力された内容の確認についても、複数の職員のチェックを徹底し、チェック体制の強化を図りました。

## 19. 子ども・若者支援推進事業

### 【指摘 26】事業実施計画書の徴取の徹底について

#### 〔指摘の要旨〕

川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱においては、受託者は市に対して、事前に事業実施計画書を提出し、事業終了後に事業実施報告書を提出することを求めているが、令和3年度においては事業実施計画書の提出を受けていなかった。

市によれば、受託者とは事業実施前から打ち合わせを行っていることから、事業実施計画書の提出は受けていないとのことである。しかし、事業実施計画書は、受託者との間で予定する事業の実施方法や頻度等を明確にし、事業開始後においては事業の実施状況等を評価する上での基準の一つになるものであり、明確に文書での提出を受け、事業趣旨等に照らして妥当な内容であることを確認する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和5年度の事業実施にあたり、受託事業者から事業計画書の提出を受けるよう見直しました。

今後も事業計画書の提出を徹底し、事業の実施方法や頻度等、事業趣旨に照らして妥当な内容であることを事前に確認した上で、その実施状況の確認・評価を行いながら、適切に事業を実施していきます。

## 19. 子ども・若者支援推進事業

### 【指摘 27】委託契約約款のカスタマイズの徹底について

#### 〔指摘の要旨〕

令和3年度川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施委託に係る委託契約書には川崎市委託契約約款が添付されている。

同約款第2条においては、受託者に対して、契約締結後7日以内に業務日程表を作成し、市に提出することを求めているが、本件委託契約の内容から、当該業務日程表は事業実施計画書に相当するものと考えられる。

また、委託料については概算払いするものとして、令和3年6月14日に6,470,446円が受託者に支払われているが、委託代金の支払を定める同約款第15条においては、委託業務に係る業務完了届の提出後に行われる業務内容の検査合格後に支払う旨が記載されている。加えて、確定した債務として支払うものではないことから同約款第17条に定める前払金ではない。

いずれも契約条項には定めがない項目であり、約款がこれを補完しているものの、現状、委託業務の実態と約款との間で齟齬が生じている状況にある。これらは、市の委託契約に係る標準約款を対象委託契約の実態に照らしてカスタマイズすることが十分でなかったことによるものである。

したがって、今後、契約締結に際して、委託契約書に添付する約款のカスタマイズを徹底する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和5年度の事業実施にあたり、委託業務の実態に合わせて契約約款を見直しました。また、再発防止のため、委託業務に関するチェックリストを作成し、発注時に確認を行うことによりチェック体制の強化を図りました。本委託事業に限らず、各委託業務の内容を踏まえ、必要に応じた標準約款のカスタマイズの徹底に努めます。

## 21. 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業

### 【指摘 28】通訳・翻訳ボランティア協力者報告書の記載の徹底について

#### 〔指摘の要旨〕

通訳・翻訳を行うボランティア協力者については、令和3年度川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業実施委託仕様書（以下、「仕様書」という。）において、川崎区長に報告しなければならないとされている。

しかし、川崎区子ども支援機関・通訳翻訳支援事業実施報告書（以下、「実施報告書」という。）と通訳・翻訳ボランティア協力者報告書（以下、「協力者報告書」という。）を比較したところ、表67のとおり、協力者報告書に記載のない協力者が通訳・翻訳を実施していた案件が見受けられた。

仕様書では、協力者に変動があった場合もその都度報告することとされていることから、市は、指定事業者に対して、協力者を漏れないように報告するよう指導することで、協力者報告書の記載を徹底する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

指摘をいただいた措置として、従事した全協力者に「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」を提出するよう整理を行いました。従来、報告をいただいていた「通訳・翻訳ボランティア協力者報告書」で協力者を把握し、管理をしていましたが、「誓約書」で協力者を把握できるため、「報告書」については、提出を求めないこととし、仕様書からは削除しました。よって詳細な措置内容は次のとおりになります。

「通訳・翻訳ボランティア協力者報告書」は、これまで主に本業務の「事業実施状況報告書」における協力者氏名欄の突合のために用いていました。通訳・翻訳業務に従事した全協力者に「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」を提出するよう指定事業者を求めることで、「事業実施状況報告書」との突合が可能となりました。よって、「通訳・翻訳ボランティア協力者報告書」については指定事業者が適正に管理し、運用できれば良いものであるため、川崎区長に報告を要しないこととして、令和5年4月1日に仕様書を改正しました。

## 21. 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業

### 【指摘 29】個人情報の適切な取扱いに関する誓約書の提出の徹底について

#### 〔指摘の要旨〕

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項第5条第2項の規定により、受注者は、通訳・翻訳の従事者に対し、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければ

ばならない。そのため、受注者は、秘密保持等に関する誓約書として、「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」を提出させている。

しかし、実施報告書を閲覧したところ、「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」を提出していない従事者が見受けられた。

通訳支援では、子どもの発達に関する相談など、個人情報を取扱う機会も多いことから、秘密保持等についてはより慎重な対応が求められる。

したがって、市は、受注者に対して、仕様書に従い、「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」の提出に漏れがないよう指導することで、提出を徹底させる必要がある。

#### **【措置の内容】**

提出された「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」を基に協力者リストを作成し、毎月提出される事業実施報告書に記載されている協力者氏名との突合を行っている。協力者リストに該当しない協力者が従事した場合は指定事業者に連絡し、「誓約書」を提出するよう指示を行っています。よって詳細な措置内容は次のとおりになります。

「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」については、従来通り年度当初の提出を求め、誓約書を提出していないものが本業務に従事する場合は、その都度、提出するよう指定事業者に指導を行いました。併せて、確認漏れを防ぐため、提出された「誓約書」を基に年度ごとの協力者リストを作成し、毎月提出される「事業実施報告書」に記載されている協力者氏名との突合を行い、記載のない協力者が見受けられた場合には、指定事業者への確認を行い、提出に漏れがないよう指導を行っています。

## 令和4年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

### 総論

#### 【意見1】就学前児童人口の将来推計と教育・保育の量の見込みについて

##### 〔意見の要旨〕

子ども・子育て支援法第61条の規定により川崎市は、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」を定めている。各事業の量の見込みについて、令和4年3月に策定されたプラン4では、就学前推計児童数を踏まえて、内閣府が示している量の見込みの算出についての考え方や、事業の利用状況等をもとに算出している。

平成29年度から令和3年度までの状況をみると、平成29年度は実際の児童数が就学前児童の将来人口推計による推計児童数を上回っているが、平成30年度から令和3年度までは実際の児童数が推計児童数を下回っている。

令和4年2月に市が公表した「川崎市総合計画 第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」によると、川崎市の人口は、駅周辺を中心とした拠点開発の進捗と周辺地域への波及効果により、引き続き、当面増加傾向を示すことが想定され、令和12(2030)年頃に約160.5万人となりピークを迎え、以降、自然減が社会増を上回るかたちで人口減少への転換が想定されるとしている。

表8は、プラン4等で示されている令和4年度から8年度までの推計児童数の推移である。

近年の実際の児童数が推計児童数を下回っている状況を踏まえると、量の見込みを必要以上に多く設定することがないよう留意する必要がある。

また、行政区により年少人口の状況に違いがあることを踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するにあたって、需要に対して供給が過剰とならないように、あるいは、需要に対して十分な供給が行えるように、各行政区の状況に十分に留意して対応していく必要がある。

##### 〔措置の内容〕

令和4年6月に策定された、国の「少子化社会対策白書」によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、婚姻件数及び妊娠届出数、出生数については減少傾向にあり、生活環境が変化する中で、感染拡大前と比べると、20歳から30歳代では「生活の維持、年収」、「結婚、家族」等の不安が増加している傾向が示されており、本市におきましても、婚姻件数及び出生数の減少については、同様の状況にあるところであり、これらの要因を推計時に見込むことが困難であったこともあり、近年の実際の児童数が推計児童数を下回っているところがございます。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、保育所等の入所申請状況といった各区の状況を踏まえ、認可保育所の新設などの確保方策に取り組んでいます。

また、就学前児童の将来人口推計と教育・保育の量の見込みについては、令和6(2024)年度中に国が定めた計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行うと

もに、近年の就学前児童数の動向から、就学前児童の将来人口を推計し、需要に対して供給が過剰とならず、十分な供給が行えるように、各行政区の状況に留意して量の見込みを設定していきます。

また、本年6月に国が示した「こども未来戦略方針」におきましては、「待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこと」や、「親の就業形態にかかわらず、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目なく支援を行い、多様な支援ニーズにはよりきめ細かい対応をしていくこと」等が示されておりますので、国の動向を注視しながら、取り組みを進めてまいります。

## 総論

### 【意見2】定員充足率について

#### 〔指摘の要旨〕

表16は、保育所等関連状況取りまとめに基づいた政令指定都市の平成24年度と令和4年度の保育所利用定員数と、保育所利用児童数を保育所利用定員数で除して算出した定員充足率を記載したものであり、令和4年度の定員充足率が高い団体順に記載している。また、定員充足率の減少率と減少率の順位を記載している。

全ての政令指定都市で定員充足率が低下している。そのなかで令和4年度の定員充足率が最も高いのは熊本市で、川崎市が熊本市に次いでいる。

定員充足率の減少率が最も大きいのは浜松市、川崎市は19番目である。

川崎市は、定員充足率は高く、定員充足率の減少率もそれほど大きくない。

今後も保育ニーズの高まりに伴い利用児童数は増加していくものと考えられるが、年少人口が減少している行政区もあり、また、地域により定員充足率に違いが生じる可能性はある。

市においては、定員充足率についてより一層留意していくことが望ましい。

#### 〔措置の内容〕

定員充足率の低下は、事業者が保育所を運営するに当たり交付される委託費にも影響を与え、結果的に保育所の運営が不安定になる可能性を念頭に置き、本市内全域を通して、保育所が適切な運用をされるよう、定員充足率については、より一層留意し、変動に応じたきめ細やかな対策を講じてまいります。

また、保育所の運営が不安定になることから、これまで原則4月1日に実施していた定員変更を、期中の定員変更を行えることとし、対応を変更しました。

## 総論

### 【意見3】子育て支援に関するニーズの把握について

#### 〔意見の要旨〕

図26～図29で示したとおり、川崎市は待機児童の解消のため、保育所の整備を進め、保育所数、保育所利用定員を増加させてきた。このため、待機児童数は年々減少しており、令和3年度と4年度は待機児童数ゼロを達成している。

今後の保育需要の動向にもよるが、昨今の需要動向からすると、今後の子育て支援

施策は、保育所等の施設整備から施設の有効活用へとシフトしていくことが求められると考える。

限りある財源の中で、効率的・効果的に子育て支援施策を推進するためには、子ども子育てに関する行政サービスの現在の利用状況や子育て家庭の利用希望を把握するなど、ニーズを的確にとらえる必要がある。ニーズを的確にとらえるためには、第2期川崎市子ども・若者の未来応援プランの基本的な視点4に「すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する」とあるように、“すべて”の子育て家庭を対象とする必要がある。

“すべて”の子育て家庭ということは、保育所等の施設利用者だけでなく、保育所等に通っていない小学校就学前の子ども（いわゆる「未就園児」）のいる家庭も含む必要がある。経済的困窮や外国籍で入所手続きが分からないなどの理由により未就園児となっている場合、育児で困難を抱える可能性が高まる。

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プランにおいても、市が令和2年11月に実施した「川崎市子ども・若者調査」の分析結果として、「保育所等に子どもを預けていない人ほど、近所の人との交流がなく、近所の人との交流がない人ほど、子育てに関する心配ごとや悩みごとがあると回答した割合が高いことから、地域から孤立し一人で悩みを抱え込んで子育てをしている状況が推察されます。」と記載されている。

育児で困難を抱え、家庭で親子が孤立すれば、虐待などのリスクが高まる懸念があることから、今後は、行政サービスが届いていない子育て家庭にいかに行政サービスを提供するかが重要となる。

したがって、すべての家庭が安心して子育てができる環境を整備していくためには、特に、未就園児のいる家庭の子育て支援に関するニーズを的確に把握する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和4年6月に策定された、国の「少子化社会対策白書」によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、婚姻件数及び妊娠届出数、出生数については減少傾向にあり、生活環境が変化する中で、感染拡大前と比べると、20歳から30歳代では「生活の維持、年収」、「結婚、家族」等の不安が増加している傾向が示されており、本市におきましても、婚姻件数及び出生数の減少については、同様の状況にあるところであり、これらの要因を推計時に見込むことが困難であったこともあり、近年の実際の児童数が推計児童数を下回っているところがございます。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、保育所等の入所申請状況といった各区の状況を踏まえ、認可保育所の新設などの確保方策に取り組んでいます。

また、就学前児童の将来人口推計と教育・保育の量の見込みについては、令和6(2024)年度中に国が定めた計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行うとともに、近年の就学前児童数の動向から、就学前児童の将来人口を推計し、需要に対して供給が過剰とならず、十分な供給が行えるように、各行政区の状況に留意して量の見込みを設定していきます。

また、本年6月に国が示した「こども未来戦略方針」におきましては、「待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、量の拡大から質の向上へと政策の重点

を移すこと」や、「親の就業形態にかかわらず、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目なく支援を行い、多様な支援ニーズにはよりきめ細かい対応をしていくこと」等が示されておりますので、国の動向を注視しながら、取り組みを進めてまいります。

## 総論

### 【意見 4】 幼稚園への対応について

#### 〔意見の要旨〕

市においては、行政区により多少の違いはあるが、他市よりも幼稚園在園者の減少や幼稚園の規模の縮小が大きく進んでいる状況ではないと推察する。しかしながら、今後、年少人口の減少や、保育ニーズの高まりが進めば、幼稚園のあり方やサービス内容の見直しが必要となることが考えられる。

市においては、幼稚園について、現状では現在の施策を大きく見直す必要はないと考えるが、市の幼稚園を取り巻く状況の変化の把握には十分に留意していくことが望ましい。

#### 〔措置の内容〕

幼稚園は、地域に根差した教育施設として、子ども一人ひとりの発達に応じて、環境を通して生きる力の基礎を育み、小学校教育へ円滑に繋げる幼児教育を実践するなど、子どもの健やかな成長を支えています。

幼稚園児数につきましては、他都市に比べると減少傾向は緩やかではございますが、引き続き多様な教育・保育ニーズに対応するため、平日及び土曜日の預かりの長時間化や夏休み期間等の預かり通年化を行う幼稚園型一時預かり事業を推進するとともに、認定こども園への移行を支援してまいります。

また、幼稚園への指導監督権限や私学助成幼稚園の運営等に関する補助金を執行している神奈川県動向にも注視していく必要があるものと考えております。

## 総論

### 【意見 5】 児童相談所の状況について

#### 〔指摘の要旨〕

川崎市は、相談件数の増加率が高いことが特徴となっている。また、川崎市の児童相談所の相談内容は、全国平均と比較すると養護相談の割合が高いことも特徴の一つである。

令和2年度の児童虐待相談の対応件数は横浜市が最も多く、川崎市は4番目で23団体の中で比較的が多い。平成22年度の児童虐待相談の対応件数と比較すると令和2年度の児童虐待相談の対応件数は3倍強に増加しているが、他市も大きく増加しており、増加率は23団体中9番目である。

令和2年度の年少人口に対する児童虐待相談の対応件数の割合は堺市が最も高く、川崎市は4番目だが、平成22年度と比較するとその割合は上昇している。

23団体の児童相談所の相談件数や児童虐待相談の対応件数は増加傾向にある。このことは川崎市も同様であり、児童相談所の機能・体制の強化については、今後も対応

していく必要がある。

#### 〔措置の内容〕

児童相談所の機能・体制の強化については、児童相談所において初期対応チームの充実強化に向けた取組を推進するとともに、効率的・効果的な業務執行体制の検討を進めていきます。

### 1. 地域子育て支援事業

#### 【意見 6】子育て支援員研修の受講状況の改善について

##### 〔指摘の要旨〕

国からの通知に基づき、神奈川県では子育て支援員を養成することとし、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の共同事業として、平成 28 年度から「子育て支援員研修」を委託により実施している。令和 3 年度委託契約の契約金額は 41,343 千円であり、このうち川崎市は 7,409 千円を負担している。

子育て支援員研修の対象者は、年齢や保有資格による制限はなく、県内に在住、在勤、在学で子育て支援分野に従事している者や従事することを希望する者であり、研修受講料は無料である。

令和 3 年度の申込者、受講決定者及び欠席者の状況は表 31 のとおりである。例年、申込者が定員を超えたコースについては、受講者は抽選により決定されており、希望者全員が受講できるわけではない。令和 3 年度においても、申込者のうち受講できなかった者が、基本研修・専門研修で 1,892 人（申込者の約 61%）、現任研修で 251 人（申込者の約 51%）と多くいる。一方、表 31 のとおり、受講決定者のうち欠席者が、基本研修・専門研修で 110 人（受講決定者の約 9%）、現任研修で 61 人（受講決定者の約 25%）と多い状況である。

このように、多くの希望者が受講できない一方で、多くの欠席者が出ている状況は、令和 3 年度に限ったことではない。そのため、5 県市の間で対応を協議し、オンラインで一定期間受講できるようにしたり、受講者枠の増加を検討したりしているとのことである。

しかし、これらの対応によっては、県や各市の負担額が増加することにも繋がることから、まずは、受講決定者に対して多くの希望者が受講できない現状を理解してもらうことが重要であると考えます。したがって、例えば、欠席をした場合には次回の受講ができなくなるようにするなどの提案を、共同事業者である県及び他市にすることを検討する必要があります。

##### 〔措置の内容〕

欠席者は次回の受講を不可にする等の対応について、県及び他市への提案を行いました。やむを得ない理由で欠席される方もいるため、広く受講者を募っている本研修の趣旨に反することとなり難しいとの結論に至りました。ただし、研修案内において、無断欠席した場合は次回の受講決定に影響することがある旨の記載は引き続き行っています。

また、受講が決定した場合は確実に研修を受けていただくことが重要なため、受講決定者への送付文において、やむを得ない事情を除き急なキャンセルはしないよう、

記載することといたしました。さらに、それでもやむを得ず欠席される方の枠を有効に活用するため、各コース定員より5名多く受講決定するようにしました。

## 1. 地域子育て支援事業

### 【意見7】地域子育て支援事業（こども文化センター活用型）の契約方法の効率化について

#### 〔意見の要旨〕

地域子育て支援事業（こども文化センター活用型）は、市の指定するこども文化センター（26か所）を活用し、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、その他の援助を行う事業である。

当該事業の運営については、毎年度、公募型プロポーザル方式による随意契約によって運営者を選定、委託契約を締結している。

当該事業を運営可能な者は、各地域における特徴や利用者ニーズを熟知した団体に限られると考えるが、令和3年度の1センターあたりの契約金額（2,318千円）の大きさを考慮すると、毎年度応募し提案書を作成するのは、事業者の負担となっている可能性がある。また、近年は1センターにつき1団体からの応募であることを考慮すると、市にとっても契約事務の負担軽減の余地があると考えられる。

したがって、運営者の意見等も参考にして、例えば、債務負担行為により契約期間を複数年にすることや、公募型プロポーザルを毎年度ではなく複数年に1回行い事業者を決定し、公募型プロポーザルを行わない年度は当該事業者と特命随意契約を行うことなど、事務負担の軽減に向けた効率的な契約方法を検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

地域子育て支援事業（こども文化センター活用型）の契約方法については、令和5年度から契約期間を2年間とし、公募型プロポーザル方式による随意契約にて契約を行いました。

## 1. 地域子育て支援事業

### 【意見8】在日外国人母子保健サービス事業の見直しについて

#### 〔意見の要旨〕

母子保健地域包括支援事業費は、「すくすく子育てボランティア事業」、「子育てグループ育成事業」及び「在日外国人母子保健サービス事業」からなっているが、その中でも「在日外国人母子保健サービス事業」については、表32のとおり、最近の利用状況が芳しくない。

在日外国人母子保健サービス事業は、外国籍母子等で日本語が不自由な場合でも母子保健サービスを受けられるようにするために、家庭訪問や乳幼児健康診査等の際に通訳ボランティアを派遣するものである。

しかし、表32のとおり、特に平成30年を境に急激に通訳の派遣にかかる要望が減少している。理由は様々なものが考えられるが、一つには携帯電話のアプリなどを含む翻訳機器がかなりの精度で発達しており、これを用いれば、通訳を呼ばずともおおよその手続に支障を来さなくなってきたことが考えられる。また、予め情報収集をせ

ずに当日区役所等に来所する方も多く、それから通訳の派遣を依頼するのは時間的に難しく、翻訳機器の精度向上と相まって、結果的に在日外国人母子保健サービス事業の使い勝手が悪いということになった可能性がある。

在日外国人母子保健サービス事業については、この通訳派遣というシステムをしばらく残すことに異論はないが、急激に利用状況が減少していることは看過できない。

したがって、サービスの使い勝手に問題がないかについて検証を行うとともに、その検証結果を踏まえ、事業の廃止を含め、事業のあり方を検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

在日外国人母子保健サービス事業については、各区役所等に設置しているタブレットによる電話・オンライン通訳や来所者自身の通訳アプリを活用され、通訳ボランティアの派遣が求められなくなってきていると分析しています。

令和5年度は、実施状況を精査し、令和6年度に向けて事業の廃止も含めて検討していきます。

## 2. 児童手当支給事業

### 【意見9】前渡金精算事務の改善について

#### 〔意見の要旨〕

表34は事務手続が遅延した理由を会計管理者に説明するために作成された理由書であり、前渡金精算書に添付されたものである。

理由書には、前渡金精算事務が遅延した原因として、過去に過大戻入を2件行っていたことにより、前渡金出納簿には残高があるが実際の通帳には残高がなかったため、精算ができなかったと記載されている。また、再発防止策として、異なる手当は別々の銀行口座で管理することが記載されている。

確かに、複数の手当を単一の銀行口座で管理している場合には、一時的に複数の残高が混在して口座に残り、別の手当として前渡した残高を誤って振り替えてしまう可能性はある。しかし、前渡金の振替を誤る原因は、根本的には、それぞれの前渡金の帳簿残高と実際の通帳の預金残高の一致を確認できていないところにある。

したがって、例えば、前渡金の精算時に、常に前渡金の帳簿残高と実際の通帳の預金残高の一致を複数人で確認するなど、事務手続を改善する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

前渡金口座の管理については、各事業ごとに前渡金の帳簿残高と実際の通帳の預金残高について誤りが無いことを担当職員及び係長が、支払の都度確認するようにし、チェック体制の強化を図りました。

## 2. 児童手当支給事業

### 【意見10】現金書留による支払方式の明確化について

#### 〔意見の要旨〕

児童手当の支払いは、原則として銀行口座振替方式とし、銀行口座を利用できない等やむをえない理由がある場合には、指定金融機関での現金払とすることとされている（川崎市児童手当事務取扱要綱第11条）。

一方、子育て世帯生活支援特別給付金の支給は、原則として手当支給口座振込方式とし、やむを得ない事情がある場合には、現金受領方式（市が現金を交付することによる支給方式）により支給を行うことができるとされている（川崎市子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）支給事業実施要綱第6条）。

このとおり、規程上、児童手当と子育て世帯生活支援特別給付金の支払方式には違いがあり、児童手当については、市が現金を交付することによる支払い、つまり現金書留による支払方式が定められていない。

しかし、銀行口座を利用できない事情がある場合に、指定金融機関での現金払は実務的ではないことから、令和3年度は、延べ14名に児童手当895,000円を現金書留により支払っているのが実情である。

したがって、川崎市子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）支給事業実施要綱と同様に、川崎市児童手当事務取扱要綱においても、現金受領方式（市が現金を交付することによる支給方式）について明記した上で、現金書留による手当の支払いを行う必要がある。

#### 〔措置の内容〕

児童手当の現金書留による手当の支払いについては、令和5年4月1日付で川崎市児童手当事務取扱要綱を改正し、現金受領方式について明記しました。

## 6. 認可外保育施設支援事業

### 【意見11】 病児保育事業従事者に対する研修の実施検討について

#### 〔意見の要旨〕

国の「病児保育事業実施要綱」において、病児保育事業に従事する職員については、下記のとおり、病児・病後児保育研修を受講し、資質の向上に努めることとされている。

また、当該研修の実施主体については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の別添5「病児・病後児保育研修事業実施要綱」において、下記のとおり、示されている。

しかし、市は病児・病後児保育研修を実施していない。

したがって、保育者の資質を高めるためにも、病児保育に従事する職員を対象とした現任研修を実施することを検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

研修の実施方法について検討を実施しました。川崎市単独で実施するには、網羅的に対応可能な委託先の確保や全事業者が出席可能な日程の確保等課題があり困難な状況です。しかし、他都市で公開している研修動画等を活用する等、既存の資源を活用しての職員研修の実施について検討を行い施設職員の質向上に努めます。

## 7. 幼児教育推進事業

### 【意見12】 補助金実績報告書等の確認作業の効率化について

#### 〔意見の要旨〕

川崎市幼稚園協会事業補助金交付要綱第 12 条によると、幼稚園協会は補助事業が完了したときは、川崎市幼稚園協会事業補助金実績報告書に事業報告書や収支決算書等を添付して市長に提出しなければならないことになっている。事業報告書や収支決算書を添付資料としているのは、市から交付された補助金が交付目的に従って使用され、それが適切に収支決算書に計上されていること、言い換えると、補助金が目的外の事業や幼稚園協会自体を運営するための費用には使用されていないということを確認するためである。

この点に関し、令和 3 年度の補助金に関する幼稚園協会からの提出資料を確認した。市によると、実績報告書及び事業報告書の金額に一部誤りがあったため、幼稚園協会に修正依頼を行いこれらは修正された。しかし、収支決算書の受取補助金の金額の修正が漏れていたため、今後、収支決算書についても修正させ、実績報告書及び事業報告書との整合性をはかるとのことである。

なお、幼稚園協会では、各事業費の明細から費用を集計して財源充当表を作成し、それに基づいて補助金実績報告書、事業報告書及び収支決算書への組替・作成作業を行っている。これらの作業は主にワードファイルやエクセルシートへの手入力によって行われているため、入力誤りや集計誤りが発生しやすい。また、財源充当表が正確に作成されているか否かを市が確認する作業にも手間がかかっている。

したがって、例えば、事業報告書のフォーマットを変更して財源充当表も兼ねるようにするなどして、より効率的かつ正確に必要なデータが作成できるようにするとともに、データ間の整合性の確認も容易にできるように工夫する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

川崎市幼稚園協会が作成する事業報告書、収支決算書等のより正確かつ効率的なデータ作成及び確認に向けて、データ間において関数を用いるなど、各書類ごとの整合が図られるよう令和 5 年度実績報告分から実施します。

## 8. 保育士確保対策事業

### 【意見 13】 マッチング件数の増加に向けた取組の継続的推進について

#### 〔意見の要旨〕

表 36 のとおり、就職相談会や試験対策講座等の参加者数は、令和 2 年度以降は 3,000 人を超えている。これは、対面式に代えてオンラインで参加できるようにしたことに加え、広報活動を強化したことが要因と考えられる。

広報活動に関しては、各事業の参加者に対するアンケートの回答や委託業者の調査結果等に基づいて効果的と考えられる手法を検討、採用している。また、無料で受講できる試験対策講座は受講生から高い評価を得ている。

一方、マッチング件数は減少傾向にあり、各種事業の参加者数の増加がマッチング件数の増加につながっていない。これは、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面式の就職相談会の減少、保育所見学バスツアーの中止、保育士養成校連携事業の一部凍結等が主な要因と考えられる。

令和 4 年度は、行動制限が緩和・解除され社会経済活動が回復しつつあることから、保育士養成校と連携した学生への説明会（保育士や保育士資格取得に関する支援事業

の周知を含む) や近隣自治体への訪問等を通して連携を強化し、マッチング件数の増加に向けて取り組んでいる。

引き続き、マッチング件数の増加に向けた取組を進める必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和4年度の保育士確保事業につきましては、保育士養成施設や近隣自治体・ハロワーク等との連携を深めたことによる新規事業の展開や凍結事業の一部再開を実現したため、参加者数、マッチング数ともに令和3年度から増加し、参加者数は3,133人、マッチング件数は4,031件と目標値を超える高い水準となり、増加を達成しました。

また、一般向けの対面式就職相談会につきましても、実施回数増等の対応により、参加者数は令和3年度から増加したところです。引き続き広報の見直し等により、参加者数・マッチング数の増加に向けて改善に努めます。

今後も、市民からの需要が高い無料の保育士試験対策講座を引き続き実施するほか、就職・復職支援研修や修学資金貸付、資格取得支援事業、高校生向け事業等も併せて実施し、保育士確保の取組を進めてまいります。

## 9. 保育料対策事業

### 【意見14】 保育所等案内サイトの今後の運用方法等の検討について

#### 〔意見の要旨〕

保育対策課では、令和3年度に国の地方創生臨時交付金を活用して市内にある708の保育所等の様子を紹介する動画サイト「川崎市保護者向け認可保育所等案内サイト」を10,494千円で制作した。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、保育所等の入所を希望する保護者等が保育所等の見学を十分にできない状況に配慮して制作されたものである。本案内サイトは、市内の保育所等の位置を一覧できる形で地図上に示すとともに、各施設の特徴をキーワードで表示していることから、視覚的にわかりやすく、令和4年4月から令和4年7月までの月間の平均アクセス数は、6,000回を超えている。ただし、保育所等によって掲載されている情報量に差があり、今後、保育所等の協力を得て内容を充実させていく必要がある。

一方、幸区及び高津区でも区役所費により保育所等の紹介動画を制作している。例えば、高津区では、新型コロナウイルス感染症が発生する以前から、保育所等の紹介動画を制作しており、市民や区内の保育所等の間で広く認知され、令和3年度の年間のアクセス数は16,914回であった。また、毎年度、新設の保育所等の動画制作及び公開されている情報を更新する必要があるかを確認して計画的に動画更新を行っている。令和3年度の動画の新規制作・更新に関する委託料は647千円であった。

上記の状況を考慮すると、保育対策課と幸区及び高津区のサイトについて、効果や業務が重複している部分もある。したがって、サイトを統合することも含め、どのように運用、維持管理をしていくかを保育対策課と幸区及び高津区で議論し検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

保育対策課と各区役所児童家庭課において、それぞれのサイトの狙いや効果について次のとおり整理を行いました。

- ・ 保育対策課で管理運用する「川崎市保護者向け認可保育所等案内サイト」については、施設の概要説明や、自宅付近等にどういった施設があるかといった一般的な御案内を主としており、園からの希望に応じて、スライド形式で保育の様子等がわかる資料を掲載します。
- ・ 幸区及び高津区で作成している各保育所等の紹介動画については、園ごとの保育方針、行事の内容、設備の紹介、施設長のコメントなど、保護者が自分に合った園を探すためのツールとして活用いただくため、より詳細な情報を提供します。今後も、こども未来局と各区役所とが緊密に連携しながら、それぞれで重複している業務等については適宜見直しを図るなど、効率的な事務執行に努めていきます。

## 10. 妊婦・乳幼児健康診査事業

### 【意見 15】 5 歳児健康診査の促進について

#### 〔意見の要旨〕

表 37 のとおり、5 歳児健康診査の受診率が、3 か月児健康診査や 7 か月児健康診査と比較して低くなっている。その理由として、5 歳になると多くの児童が幼稚園や保育園に所属しており、それぞれの園で入園前あるいは入園後の健康診査があることから、市が実施する健康診査と重複していると考えられる保護者がいることが考えられる。また、多くの保護者が、育児休業期間を終え従前の仕事に復職していたり、新規に就労等を始めたりして多忙となっていることから、幼稚園や保育園の健康診査で十分と判断してしまっていることも考えられる。

しかし、幼稚園や保育園が実施する健康診査と市が実施する健康診査は、その目的や役割が異なる部分がある。具体的には、前者は、主に運動機能や言葉の発育など、どちらかといえば、集団生活に支障がないかといった視点に重点が置かれたものが多い。一方、後者は、一般的な疾病予防はもとより、放置されがちな慢性的な疾病の早期発見・早期治療が目的となっており、加えて、子育ての状況等についても小児科医が問診・指導することで児童虐待等を未然に防ぐという、子育て支援の一環としての役割もある。

このような健康診査の目的や役割の違いを踏まえると、市が実施する 5 歳児健康診査については、可能な限り対象者に受診してもらうことが望ましいと考える。

したがって、市は、対象となる 5 歳児の保護者や幼稚園及び保育園等に協力を促すなどして、5 歳児健康診査の受診率の向上を図る必要がある。

#### 〔措置の内容〕

5 歳児健康診査は、多忙な世帯が多く、受診忘れも多くみられます。健診票の御案内に受診の必要性や相談機関の案内を行い、保護者に対する啓発を行っていきます。また、保育園、幼稚園、医師会等の関係機関に協力を頂きながら、対象児の保護者が忘れずに 5 歳児健康診査をうけられるように勧奨を行っていきます。

## 11. 青少年活動推進事業

### 【意見 16】 履行期限及び完了検査実施日の見直しについて

#### 〔意見の要旨〕

成人式（成人の日を祝うつどい）の会場である川崎市とどろきアリーナ周辺では交通渋滞の発生が予想されることから、市は、交通渋滞告知看板の製作及び設置・撤去業務を委託している。

受託業者の見積書によると、工期期限は成人式（成人の日を祝うつどい）開催日の翌日である令和4年1月11日となっていた。これは、開催終了後、遅くとも翌日には交通渋滞告知看板を撤去して、受託業務を完了することを意図していると考えられる。

しかし、請書の履行期限は令和4年1月31日となっていた。この履行期限が起因したか否かは不明であるが、業務完了届の完了年月日は令和4年1月31日となっており、委託業務の完了検査は令和4年2月1日に行われていた。

交通渋滞告知看板の実際の撤去完了日は不明であるが、こうした看板は悪天候など特段の事情が無い限り、本来は行事終了後ただちに撤去せねばならないと考える。

したがって、委託業務の性質を十分に考慮した上で、請書の履行期限及び完了検査の実施日を見直す必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和4年度に実施した「令和5年二十歳を祝うつどい」における当該契約では、履行期限を式典翌日である1月10日に設定し、同日付けで業務完了届を受領し、同日検査確認を行いました。

今後も、委託契約の締結にあたっては、業務内容を踏まえて適切な履行期限を設定するように努めます。

## 12. こども文化センター運営事業

### 【意見 17】 AED の点検内容等の明示について

#### 〔意見の要旨〕

市は、全ての地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進している。

その中でこども文化センターを「地域包括ケアシステム」における一つの地域資源と捉え、こども文化センターの指定管理者に対し、下記のとおり、施設の維持管理に関する業務として、自動体外式除細動器（AED）に関することを含めている。

しかし、AED の点検について、指定管理仕様書には「点検担当者を指定して日常点検を実施し」としか示されていないため、点検内容や頻度などは、指定管理者に裁量を委ねていると考えざるを得ない。実際、指定管理者の事業報告書を閲覧したところ、その点検状況は様々であった。

AED は突然の心停止を起こして倒れた方に対して、音声指示のとおりにより作動させることにより、救急車が到着するまでの応急措置として救命活動を行うことができる重要な機器である。そのため、こども文化センター利用者のみならず、近隣住民のもの事態に備え、AED の点検は毎日実施し、常に万全の状態にしておく必要がある。

したがって、例えば、「毎日、インジケータの表示が正常であることを確認する。」や「電極パッド及びバッテリーの使用期限に留意し、交換時期には適切に交換する。」といった具体的な点検内容や頻度について、指定管理仕様書に明示する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

次期指定期間（R6.4.1～R11.3.31）に係る仕様書に次の事項を記載します。

- ・毎日、インジケータの表示が正常であることを確認すること。
- ・電極パッド及びバッテリーの使用期限に留意し、交換時期には適切に交換すること。

## 12. こども文化センター運営事業

### 【意見 18】完成届の早期提出に向けた対応について

#### 〔意見の要旨〕

こども文化センター施設整備に係る請書には、工事の検査期限は完成届を受理した日から工事については14日以内、その他については10日以内と明記されているが、完成届の提出期限については記載されていない。

このため、工事が完成しているにもかかわらず、請負業者からの完成届の提出が遅れ、結果として、完成後1か月近く経過してからの検査実施となった工事が、表39のとおり見受けられた。

仕様書と変わらず完成していることを確認するのが検査の目的である。そのため、検査実施日が完成後1か月近く経過してしまっていると、天候などの影響により完成時の状況と若干変化することも考えられ、適正な検査を実施できない可能性がある。

したがって、市は、請負業者に完成後速やかに完成届を提出させるよう、仕様書に完成届の提出期限を明記するなど、完成届の早期提出に向けた対応を行う必要がある。

#### 〔措置の内容〕

軽易工事仕様書に「工事完了後速やかに軽易工事完成届を提出すること」と明記しました。

仕様書にも明記していますが、今後は工事請負業者と契約したときに工事が完了したら、速やかに軽易工事完成届を提出するように周知し、軽易工事完成届が早期に提出されるように努めます。

## 13. わくわくプラザ事業

### 【意見 19】完成届の早期提出に向けた対応について

#### 〔意見の要旨〕

【意見 18】と同様に、工事が完成しているにもかかわらず、請負業者からの完成届の提出が遅れ、結果として、完成後半月近く経過してからの検査実施となった工事が、表40のとおり見受けられた。

仕様書と変わらず完成していることを確認するのが検査の目的である。そのため、検査実施日が完成後半月近く経過してしまっていると、天候などの影響により完成時の状況と若干変化することも考えられ、適正な検査を実施できない可能性がある。

したがって、市は、請負業者に完成後速やかに完成届を提出させるよう、仕様書に完成届の提出期限を明記するなど、完成届の早期提出に向けた対応を行う必要がある。

#### 〔措置の内容〕

軽易工事仕様書に「工事完了後速やかに軽易工事完成届を提出すること」と明記しました。

仕様書にも明記していますが、今後は工事請負業者と契約したときに工事が完了し

たら、速やかに軽易工事完成届を提出するように周知し、軽易工事完成届が早期に提出されるように努めます。

## 14. 青少年教育施設の管理運営事業

### 【意見 20】 AED の点検内容等の明示について

#### 〔意見の要旨〕

【意見 17】と同様に、市は、青少年教育施設（青少年の家、八ヶ岳少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク）の指定管理者に対し、施設の維持管理に関する業務として、自動体外式除細動器（AED）に関することを含めている。

しかし、AED の点検について、指定管理仕様書には「点検担当者を指定して日常点検を実施し」としか示されていないため、点検内容や頻度などは、指定管理者に裁量を委ねていると考えざるを得ない。実際、指定管理者の事業報告書を閲覧したところ、その点検状況は様々であった。

AED は突然の心停止を起こして倒れた方に対して、音声指示のとおりにより作動させることにより、救急車が到着するまでの応急措置として救命活動を行うことができる重要な機器である。そのため、青少年教育施設利用者のみならず、近隣住民のもしもの事態に備え、AED の点検は毎日実施し、常に万全の状態にしておく必要がある。

したがって、例えば、「毎日、インジケータの表示が正常であることを確認する。」や「電極パッド及びバッテリーの使用期限に留意し、交換時期には適切に交換する。」といった具体的な点検内容や頻度について、指定管理仕様書に明示する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

次期指定期間（R6. 4. 1～R11. 3. 31）に係る仕様書に次の事項を記載します。

- ・毎日、インジケータの表示が正常であることを確認すること。
- ・電極パッド及びバッテリーの使用期限に留意し、交換時期には適切に交換すること。

## 15. 児童虐待防止対策事業

### 【意見 21】 教育相談の実績件数に係る報告基準の統一について

#### 〔意見の要旨〕

令和 3 年度における教育相談の実績件数は、表 41 のとおり全市で 924 件であり、そのうち不登校に関する相談が 624 件と全体の 67%程度を占める。一方、各区分では、川崎区が 508 件と全体の 54%程度を占める一方、年間で 0～20 件程度である区もあるなど、大きな差が生じている。

各区の教育相談の実績件数は、必ずしも人口等に比例するものではないが、保護者等が抱えている教育に関する課題は多様である。幸区、多摩区及び麻生区では、教育相談員に欠員が生じていた期間があったこと等も要因の一つのことであるが、これ程のばらつきが生じることは考えにくい。

市によれば、教育相談に係る実績報告は、実際に教育相談を行っている各区の地域支援課が毎月報告しているものであるが、特に報告に係る基準等は設けていないとのことである。

教育相談の実施方法は各区において差があるが、多くは教育相談単独で開催する形態ではなく、こどもに関する市民からの相談の一環として、その内容に応じて教育相談員が相談に応じる形態が想定される。また、相談内容によっては、教育相談員だけではなく、社会福祉職等の他の専門職員とともに相談に応じることもあり得る。このため、各区の判断によっては、教育相談員が関与した相談を全て相談実績として報告する場合もあれば、教育相談員単独で応じた相談のみを相談実績として報告する場合も想定されるなど、各区の判断の差が教育相談実績の差に大きな影響を与えている可能性が高い。

教育相談の実績件数は、事業の効果や各区における教育相談員の適正配置数等を検討する上でも重要な情報である。

したがって、実績件数の報告に係る統一的な基準等を作成し、各区に周知する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和5年4月に実施した連絡会において現状の把握と課題の整理を行いました。教育相談の実績件数に係る統一的な考え方について、各区との連絡会等において整理・検討した上で、周知・共有していきます。

## 15. 児童虐待防止対策事業

### 【意見 22】教育相談の実績件数に係る集計区分の見直しについて

#### 〔意見の要旨〕

「表 41 令和3年度における教育相談の実績件数」に「不登校」や「登校しぶり」等として示した実績件数の内訳は、市から提示された実績件数のうちで、特に報告件数が多い項目を示したものであり、令和3年度においては、「その他」を含め下記13項目の集計区分が採用されている。

一方、教育相談は学校や教育、いじめや不登校などに関する相談とされているが、「いじめ」に関する相談実績は区分されていない。いじめに関する相談は、不登校や登校しぶりの区分に集計されている可能性が高いが、その後の進展等によっては重大化するおそれもある質的に重要な事案であり、その相談件数等を把握することは、全体的な傾向等を掴むために有用なものとする。

実績件数の報告に係る統一的な基準等を作成するに際しては、いじめに関する相談に限らず、教育相談の趣旨等から適切な集計区分をあらためて検討し、見直す必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和5年4月に実施した連絡会において現状の把握と課題の整理を行いました。教育相談の実績件数に係る統一的な考え方の整理と併せて、「いじめ」に関する相談を含めた適切な集計区分の整理についても検討を進めていきます。

## 15. 児童虐待防止対策事業

### 【意見 23】2歳未満の児童の移送方法について

#### 〔意見の要旨〕

## ア. 事業等の概要

子育て短期利用事業は、市内の児童養護施設4ヶ所及び乳児院2ヶ所にて行われている。川崎市子育て短期利用事業実施要綱においては、事業の対象者（利用対象者）を、原則として満12歳までの児童としており、このうち、2歳未満を主な対象としている施設は、しゃんぐりらベビーホームと至誠館さくら乳児院の2施設である。

令和元年度から3年度における利用実績は、表43及び表44のとおりであり、特に令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症への対応や利用控え等により利用実績が減少している。

## イ. 2歳未満の児童の移送方法について

しゃんぐりらベビーホーム（川崎市幸区、利用対象者：市内在住の0～1歳児）においては、令和2年度以降利用実績がない状況が続いており、令和4年度においても、8月時点まで利用実績はないとのことである。

これは、子育て短期利用事業に利用する居室が、乳児院の措置児童の居室と分離されていないため、新型コロナウイルス感染症への対応から外部利用を大きく制限せざるを得ない状況にあることによる。特に、令和3年度までは、利用にあたり2週間前からの健康観察の実施を求めており、子育て短期利用事業は、保護者の疾病や育児疲れ等も理由に受け入れる事業であることから、この点も利用が控えられている要因の一つと考えられる。

このため、2歳未満の市内在住の児童が短期利用事業を利用する場合、多くは多摩区に設置されている至誠館さくら乳児院の利用を検討することとなるが、至誠館さくら乳児院の2歳未満の利用は、令和2年度にわずかに増加したものの、令和3年度は大きく減少している。

これは、新型コロナウイルス感染症のまん延を受けた利用控え等が大きな要因と考えられ、結果として、しゃんぐりらベビーホームの代替施設として機能したかは不明である。

実施施設への送迎は保護者が行うことが原則であるものの、保護者が希望する場合であって、保護者の心身の状態から、保護者が児童を移送することが困難である場合等、実施施設が必要と認めた場合は、児童の安全性や利用者の負担軽減のため、居宅から実施施設等の間について、職員による児童への付き添いを実施する「移送」が認められている。しかし、令和3年度において、至誠館さくら乳児院における移送の利用実績はない。

必ずしも施設への送迎のみが利用の障害となっているわけではないものの、特に対象施設の少ない2歳未満については、あらためて移送の利用が可能なことの周知を徹底し、施設に対しても移送による対応を促すとともに、状況に応じて、移送とは別に、市が施設への移動手段を確保することの要否を検討する必要がある。

## 〔措置の内容〕

令和5年度から「子育てガイドブック」等の広報媒体を活用して、施設職員による児童の送迎が可能な場合がある旨を市民に周知しました。また、施設に対して移

送の対応を促すとともに、移動手段の充実に向けて、施設と協議しながら検討していきます。

## 15. 児童虐待防止対策事業

### 【意見 24】 保護者以外による送迎を認める際の手続のルール化について

#### 〔意見の要旨〕

川崎市子育て短期利用事業実施要綱においては、児童の送迎は、原則その保護者が行うものとされているが、子育て短期利用事業に限らず、各種施設等における児童の送迎においては、保護者以外の祖父母等が行うことも想定されるところである。

市によれば、どこまで保護者以外の送迎を認めるかは各施設の判断に委ねており、特に基準等は示していないとのことであるが、利用者の利便性と児童の安全性の確保の観点から、例えば、保護者以外の送迎を認める者の範囲や、施設への事前連絡や委任状等の提示等といった手続について、全市で統一的にルール化することを検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

保護者以外の送迎について、利用者の利便性向上だけでなく、児童の安全性にも配慮しながら、まずは、施設の意見を聞くなど、統一的な運用が可能なのかどうか検討していきます。

## 15. 児童虐待防止対策事業

### 【意見 25】 提出書類の簡素化について

#### 〔意見の要旨〕

子育て短期利用事業の利用にあたっては、保護者から所定の利用料を徴収することが定められているが、その利用料の額については、保護者の所得水準（生活保護世帯、市県民税非課税世帯、その他世帯）に応じた額が定められている。

生活保護世帯及び市県民税非課税世帯の保護者が、子育て短期利用事業を利用するにあたっては、子育て短期利用事業申込書に、そのことを明らかにする書類を添付することを求めていることから、保護者は、市民税・県民税非課税証明書や被保護証明書等を事前に入手して提出する必要がある。

しかし、保護者が市県民税非課税世帯や生活保護世帯に該当するか否かは、市が管理している所得情報等で確認可能である。

子育て短期利用事業の利用申込は、実施施設に対してなされるため、マイナンバーの利用等による情報確認は難しいものとするが、例えば、利用の申込みを受けた実施施設が保護者に証明書等の提出を求めず、市に保護者がいずれの所得区分に該当するか否かを問い合わせる仕組みを構築する等、提出書類の簡素化を図る余地を検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

利用料の減免に必要な確認書類について、現行の運用では利用の都度提出を求めていることから、児童の事前登録を導入して利用当日の提出書類を減らす等、保護者の提出書類の簡素化に向けて検討していきます。

## 16. 児童相談所運営事業

### 【意見 26】 児童福祉司及び児童心理司の配置について

#### 〔意見の要旨〕

平成 31 年の児童福祉法等の改正により、児童福祉司の配置数の基準が見直され、各児童相談所の管轄区域の人口 3 万人に 1 人以上を配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じた上乘せ等を行うこととされたところである。また、児童心理司については、児童福祉司 2 人に対して 1 人を配置することが標準とされている。

市においても、児童相談所の機能強化のため、児童福祉司等の社会福祉職の増員等の対応を図ってきたところであるが、表 51 のとおり、配置基準に係る経過措置が終了となる令和 4 年度においても、配置基準を満たせていない。

川崎市は、東京都や横浜市といった児童相談所を配置する他の地方公共団体と隣接するとともに、平成 28 年の児童福祉法改正に伴う特別区における児童相談所設置の動きも加わったこと等により、人材確保の点では厳しい競合関係にある。

このため、量的な面での目標である児童福祉司等の配置基準について、直ちに達成するには大きな課題を抱えているが、基準を満たす児童福祉司等の配置は、虐待をはじめとする様々な問題を抱えた児童に対して適切な対応を図る観点からも望ましいものといえる。

ただし、川崎市総合計画 第 3 期実施計画の策定に向けた将来人口推計においても、令和 12 年頃をピークに人口減少に転じ、生産年齢人口にあつては、令和 7 年頃をピークと推計されている中、社会福祉職に限らず正規職員をどの程度採用するかは重要な問題であり、児童福祉司等の採用についても計画的な対応を図る必要がある。

また、質的な面においても、新たな児童福祉司等を職員として採用できたとしても、虐待をはじめとする様々な問題を抱えた児童に対して適切な対応を図ることが可能となるためには、知識の蓄積とともに十分な経験を積むことが必要である。このため、各児童相談所及び児童家庭支援・虐待対策室においては、様々な研修の実施等にとどまらず、経験豊富な職員を育成するための環境づくりについて、より検討を進める必要がある。

#### 〔措置の内容〕

児童福祉司・児童心理司の配置については、引き続き国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」に沿った体制整備を進めてまいります。併せて、各種研修等による資質向上や人材育成の視点を踏まえたジョブローテーションの推進や働き方改革に向けた取組を推進し、適切な相談・援助活動を実施していきます。また、全国的に児童虐待の相談対応件数が増加していることから、専門職員の配置に向けた実効性のある人材確保・育成対策について、国に対して要請をしております。

## 16. 児童相談所運営事業

### 【意見 27】 会計年度任用職員等の配置について

#### 〔意見の要旨〕

常勤職員だけでなく、こども家庭センター及び中部児童相談所においては、表 52 及び表 53 のとおり、会計年度任用職員や特別職非常勤職員の実配置人数について、定数に対して不足が見られる。特に、こども家庭センターにおいては、令和 4 年度に日中児童指導員及び夜間児童指導員の大幅な増員を図ったものの、定数に見合う人数の採用に至らず、大幅な不足となっている。

会計年度任用職員等の採用に関しても、近隣地方公共団体との競合等の課題があるものと考えられるが、配置人数が不足する場合には、常勤職員が業務を担うこととなる。

このため、職員の負担を軽減するための業務の進め方や職員間の役割分担等の不断の見直しや、会計年度任用職員の雇用の定着を図る施策の検討を引き続き行うとともに、会計年度任用職員の採用についても、採用の障害になっている点を洗い出し、待遇面も含めて対応可能な方策の検討を進める必要がある。

#### 〔措置の内容〕

福祉人材の確保については、人材そのものの不足等を背景として、採用困難の状況が続いております。待遇改善を図ればただちに課題が解消する訳ではありませんが、あらためて業務内容を精査し、職種ごとの報酬の適正化を図ってまいります。また、柔軟な働き方の選択肢を増やすなど、継続して働きやすい勤務条件をととのえることや、職場環境の改善等について関係部署と連携して、見直しに向けた検討を進めてまいります。

## 16. 児童相談所運営事業

### 【意見 28】継続的な業務の効率化策の検討について

#### 〔意見の要旨〕

児童相談所の業務は、業務の困難性等とともに、対応すべき事案の増加等により、職員に非常に負荷がかかる職場の一つと考えられる。これを解決する方策の一つは人員の増加であるが、財政的な制約や求人環境等の様々な要因により、必ずしも短期的な解決を図ることが可能なものではない。

このため、不断の業務の見直しによる効率化が、より一層求められるものといえる。例えば、会計や契約等の事務作業に関しても、3ヶ所の各児童相談所共通の事務処理部門設置の適否や、未だ電子化されていない書面での報告/回覧/決裁等の処理の電子化による効率化等といった地道な効率化策についても、継続的に検討を進める必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和 4 年度に事務室等の改修や移転を行い、全児童相談所でフリーアドレスを実施するとともに、決裁や回覧、施設予約管理、スケジュール管理等における電子化をさらに促進しながら業務の効率化に取り組んでいます。

また、庶務・経理事務についても、3 児童相談所間で業務用チャットツール等を活用して事務手順等を随時情報共有することや、令和 5 年度にこども家庭センターに総務課を設置し、庶務・労務・経理事務等の平準化を進めていくための体制を構築したところです。今後も継続的に業務の見直し等を行いながら、業務の効率化に取り組ん

でまいります。

## 16. 児童相談所運営事業

### 【意見 29】 リスク分担の明示について

#### 〔意見の要旨〕

川崎市こども家庭センター調理業務委託においては、令和元年度に行った当初入札時においては、それまでの一時保護所の定員である 40 人を基礎として入札を実施したが、表 55 のとおり、令和 2 年度に入り入所児童数が定員を超過する状態が継続したことから、受託者側からの申し出もあり、川崎市こども家庭センター調理業務委託契約第 14 条に基づき、令和 3 年 4 月 1 日に変更契約を締結している。

変更内容は、月額 1,419,000 円であった委託料を月額 1,595,000 円に増額するものである。これは、令和 2 年度における年間を通しての 1 日平均入所者数は 46.2 人であるものの、年度後半においては 50 人を超える入所児童数が継続していたことから、実質的な定員を 60 人と想定した委託料としたものである。

川崎市こども家庭センター調理業務委託契約第 14 条は一般的な契約内容の変更に関する内容を定めたものであるが、一時保護児童数や平均保護日数が増加している状況においては、今後においても、事後的に契約変更が求められる事態が生ずることが想定される。

このように将来において不確実な状況が生じる可能性が高い場合には、契約書等において、市と受託者との間のリスク分担を具体的に明示することが望ましい。

したがって、例えば、入札公告時において、定員等に加えて、直近における延入所日数の状況や推移、提供給食数等といった当該業務の実態をあらゆる情報を提供した上で、契約書等において市と受託者とのリスク分担を明示し、入所者数等の変更に関しては、受託者が管理できるリスクではないため、当初契約時の条件よりも一定割合を超えて変動した場合には契約変更の要否を検討する協議を行うことがある旨を明記すること等を検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和 5 年 4 月 1 日開始の契約においては、事業候補者募集要領に現在の定員の他、平均入所数や平均入所見込数を明記し、定員を超過する場合があること、業務の見積については定員ではなく平均入所（見込）数で行うこと、大幅な定員超過により調理従事者の配置に影響があるときは協議により経費の調整を行う場合があることについても記載しました。その上で契約書においても保護児童数が想定数を大幅に超過し受託業務に影響がある場合は協議を行うことを明記しました。

## 16. 児童相談所運営事業

### 【意見 30】 賄材料の調達事業者との覚書等の締結等について

#### 〔意見の要旨〕

川崎市こども家庭センター調理業務委託で用いる賄材料（給食材料）の調達先は、市が指定する業者（以下、「指定業者」という。）が原則とされている。

こども家庭センターにおいては、表 56 のとおり、賄材料の種別に応じて、6 事業者

を調達先に指定しており、令和3年度においては16,799千円を調達している。

賄材料の調達は、川崎市予算及び決算規則第23条において予算執行伺を省略することができることとされており、日々、献立に応じて発注を行い、納品後に1ヶ月分をまとめて支払いを行っている。このため、事業者との間において契約書や請書等は締結されておらず、当該事業者の選定理由等を記録した文書等も作成されていない。

川崎市予算及び決算規則において認められた方法ではあるものの、年間を通して多いもので4百万円を超える取引規模の事業者もあることから、取引の安定性を確保する上でも、事業者との間において、取引方法や取引条件、発注した賄材料が納品されない場合や品質不良の場合の協議方法等を示した覚書等を締結することを検討する必要がある。

また、現在の事業者は、平成29年10月から継続的に取引を行っているものであり、その際、市内の中小企業であること等を要件として選定されたものとのことであるが、詳細は明確に記録されていない。

事業者選定の妥当性を明確にするため、毎年度、事業者の選定理由を明示した文書にて選定に係る決裁を行う等の手続を検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

賄材料の調達について、取引の安定性確保及び事業者選定の妥当性を明確にするため、毎年度、各事業者の選定理由を明示した上で、請書により契約を締結する方式に移行いたします。令和6年度から当該方式へ移行するため、各事業者への丁寧な説明を重ねて理解を得てまいります。

## 16. 児童相談所運営事業

### 【意見31】業務従事者に係る経歴書の提出について

#### 〔意見の要旨〕

中部児童相談所に付設されている一時保護所においては、入所している児童に対して食事を提供しており、その調理に関しては、表57のとおり、外部業者への委託により行っている。なお、令和3年度においては、年間で26,808食分の調理が実施されている。

また、同様の契約を締結している川崎市こども家庭センター調理業務委託においては、当初の想定よりも入所者数が増加したことから、令和3年4月1日に変更契約を締結しているが、中部児童相談所においては、令和4年度に一時保護所の改築に伴う移転を予定していたため、令和4年度に移転後の定員に基づく変更契約を締結している。

契約書に添付されている調理業務仕様書においては、受託者は、業務従事者の届出と併せて当該業務従事者の経歴書を市に提出することが定められているが、業務従事者の経歴書の提出を受けていない状態であった。

中部児童相談所によれば、これまで同一の事業者が当該業務を受託し、業務従事者にも変更がなかったことから、3年おきに契約を締結した際にも経歴書の提出を受けていなかったとのことである。

確かに、業務従事者に変更がない場合には既に見知った者であり、新たな情報がな

いことも十分にあり得る。しかし、文書廃棄年限等の関係で、従前に提出を受けた経歴書を廃棄する可能性もある。

したがって、受託者に確認の上で内容に変更がないのであれば、従前に提出を受けた履歴書の写しを新しい年度の簿冊に繰り越す等の対応を図るか、あらためて受託者から経歴書の提出を受ける等の対応を行う必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和5年4月1日開始の契約において、すべての従事者の経歴書の提出を受けました。今後も受託者の変更・継続に係わらず、契約期間ごとにすべての従事者の経歴書の提出を受けることを徹底してまいります。

## 16. 児童相談所運営事業

### 【意見 32】 リスク分担の明示について

#### 〔意見の要旨〕

川崎市中部児童相談所調理業務委託においては、令和元年に行った当初入札時においては、それまでの一時保護所の定員である20人を基礎として入札を実施したが、令和4年度に一時保護所の改築に伴う移転を予定していたため、移転後の定員30人を基礎として、川崎市中部児童相談所調理業務委託契約第14条に基づき、令和4年4月1日に変更契約を締結している。

一時保護所の移転に伴い定員は増加したものの、表58のとおり、一時保護を要する児童数は増加しつつあり、新たな定員30人を超過して収容せざるを得ない状況も想定し得る。そのため、川崎市中部児童相談所調理業務委託においても、今後、事後的に契約変更が求められる事態が生ずることが想定されることから、川崎市こども家庭センター調理業務委託と同様、契約書等において、市と受託者との間のリスク分担を具体的に明示することが望ましい。

したがって、例えば、入札公告時において、定員等に加えて、直近における延入所日数の状況や推移、提供給食数等といった当該業務の実態をあらゆる情報を提供した上で、契約書等において市と受託者とのリスク分担を明示し、入所者数等の変更に関しては、受託者が管理できるリスクではないため、当初契約時の条件よりも一定割合を超えて変動した場合には契約変更の可否を検討する協議を行うことがある旨を明記すること等を検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和5年4月1日開始の契約においては、事業候補者募集要領に現在の定員の他、平均入所数や平均入所見込数を明記し、定員を超過する可能性があること、業務の見積については定員ではなく平均入所（見込）数で行うこと、大幅な定員超過により調理従事者の配置に影響があるときは協議により経費の調整を行う可能性があることについても記載しました。その上で契約書においても保護児童数が想定数を大幅に超過し受託業務に影響がある場合は協議を行うことを明記しました。

## 16. 児童相談所運営事業

### 【意見 33】 賄材料の調達事業者との覚書等の締結等について

### 〔意見の要旨〕

川崎市中部児童相談所調理業務委託で用いる賄材料（給食材料）の調達先は、子ども家庭センターと同様、指定業者が原則とされている。

中部児童相談所においては、表 59 のとおり、賄材料の種別に応じて、5 事業者を調達先に指定しており、令和 3 年度においては 9,527 千円を調達している。

賄材料の調達は、川崎市予算及び決算規則第 23 条において予算執行伺を省略することができることとされており、日々、献立に応じて発注を行い、納品後に 1 ヶ月分をまとめて支払いを行っている。このため、事業者との間において契約書や請書等は締結されておらず、当該事業者の選定理由等を記録した文書等も作成されていない。

川崎市予算及び決算規則において認められた方法ではあるものの、年間を通して多いもので 5 百万円を超える取引規模の事業者もあることから、取引の安定性を確保する上でも、事業者との間において、取引方法や取引条件、発注した賄材料が納品されない場合や品質不良の場合の協議方法等を示した覚書等を締結することを検討する必要がある。

また、現在の事業者は、一部、従前の事業者の廃業により交代した事業者もあるとのことであるが、それ以外は継続的に取引を行っているものである。いずれも市内の中小企業であること等を要件として選定されたものとのことであるが、詳細は明確に記録されていない。

事業者選定の妥当性を明確にするため、毎年度、事業者の選定理由を明示した文書にて選定に係る決裁を行う等の手続を検討する必要がある。

### 〔措置の内容〕

賄材料の調達について、取引の安定性確保及び事業者選定の妥当性を明確にするため、毎年度、各事業者の選定理由を明示した上で、請書により契約を締結する方式に移行いたします。令和 6 年度から当該方式へ移行するため、各事業者への丁寧な説明を重ねて理解を得てまいります。

## 17. 児童養護施設等運営事業

### 【意見 34】児童福祉施設の計画的な保全の実施について

#### 〔意見の要旨〕

児童福祉施設整備事業費の対象となっている市有の児童福祉施設は表 60 のとおりである。

令和 3 年度における本事業の実績は「(1)事業の概要 ③ 事業費の主な内訳 コ. 児童福祉施設整備事業費」に記載したとおりである。施設の老朽化という点では、母子支援施設ヒルズすえなが、昭和 61 年建築ということもあり、特に進んでいる。それゆえ、令和 3 年度における修繕工事の実績もその多くは、母子支援施設ヒルズすえながにかかるものであったが、これは平成 22 年度以降の全年度の工事内容にも当てはまることである。さらに、市では、今後の数年間においても毎年概ね 5 百万円程度の修繕費を支出して、同施設の維持を図る予定である。

母子支援施設ヒルズすえながは、昭和 61 年の建築であるため昭和 56 年制定の耐震基準は満たしているが、令和 4 年度においてはおおよそ築 36 年が経過している。建物

そのものの寿命は今しばらく保つと考えられるが、生活施設であるため設備によっては利用頻度も多く、老朽化のスピードは相当程度早いことが考えられる。その結果、修繕にかかるコストも嵩んでしまうこととなる。

このような建物で修繕にかかるコストの発生を抑え、合理的な維持運営を行っていく上では、可能な限り早い段階で建替計画を立てることが重要である。建物の建替計画ができることにより、建物の修繕をどのように行うかの指針が得られる。すなわち、修繕の範囲や仕様は存続期間に合わせたものとするところから、効果的かつ計画的な修繕が可能になる。

市では、適切に計画的な保全を行い、施設を良好な状態で使用し続ける「施設の長寿命化」の取組を行っているところである。したがって、母子支援施設ヒルズすえながについて、施設の機能、性能の劣化の有無や兆候・状態を把握し、時間の経過とともに進む劣化の状態を予測した上で、計画的な保全を行う必要がある。

#### 〔措置の内容〕

母子生活支援施設ヒルズすえながについて、年1回以上の電気・空調・給排水等の設備点検を実施するなどの計画的な保全を行い、「施設の長寿命化」の取組を行っています。施設の機能、性能の劣化の有無や兆候・状態については適切に把握を行い、劣化等の状態を予測しながら、計画的な保全に努めます。

## 18. ひとり親家庭の生活支援事業

### 【意見 35】 助成金支給事務のオンライン化の検討について

#### 〔意見の要旨〕

交付要綱では、助成金申請は申請書により行われ、その様式も整備されている。申請内容は、申請者の住所、氏名、連絡先電話番号、対象となる児童（高校生等）の氏名、住所、学校名、学校の所在地、通学交通機関、金額等、交付に必要な全ての情報のため、申請書の情報を一覧表に転記するだけでもかなりの時間を要する。また、手書きの様式であり、記入漏れや誤字なども散見された。情報に不足があれば市の担当者が電話等で本人に確認し、正しい情報への修正が行われている。添付書類には、定期券の写し、生徒証の写しが必要とされ、その確認も必要になる。

これらの事務負担を軽減し、正確な申請を行うためには申請のオンライン化が必要と考えられる。オンライン化することにより、必須項目や任意の項目などの区分が可能となり、字が判読しづらいことや、フリガナがないことなどのエラーは申請時に防止することが可能となる。

したがって、市職員の事務負担軽減と受給者の申請手続の簡略化を考えると、早急にオンライン申請への切り替えを検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

ひとり親家庭等通学交通費助成事業については、令和5年3月からオンライン申請を開始しました。

## 18. ひとり親家庭の生活支援事業

### 【意見 36】 助成金支給要件の確認の徹底について

### 〔意見の要旨〕

市は、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、もって、親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、雇用契約上通勤交通費の全部又は一部が支給されていないと認められる者等について、その通勤に係る費用を助成している（ひとり親家庭等通勤交通費助成金交付要綱）。

対象者は、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者または川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成を受けることができるひとり親等である。

助成金申請は、申請書により行われ、申請書には勤務先が記載した「就労等証明書」が添付され、証明書には通勤手当の支給状況についての回答も記載されている。

そこで、就労等証明書の通勤手当に関する項目について書類を閲覧したところ、次の事例が発見された。

#### （事例）

勤務先からは通勤費を支給している旨の記載は無いが、申請者本人からは通勤費の支給は受けている旨の申告があったため、助成金の計算上控除している事例。なお、控除する金額は前回の申請と同額として計算されていた。

本事例のように、勤務先の回答と申請内容に矛盾が生じている場合に、申請内容だけで支給の可否を判断するのであれば、勤務先への通勤手当の支給状況に関する確認項目は、実効性に乏しく形骸化する恐れもある。

本事例の場合は、申請者本人の申請内容だけでなく、勤務先から、申請者に対する通勤手当の支給状況に関する具体的な情報を問い合わせるか紙媒体等で入手し、証拠資料に裏付けされた正確な計算を行う必要があった。

したがって、勤務先の通勤手当に対する規程や対象者との雇用契約上の条件を確認するなどして、助成金支給要件の確認を徹底する必要がある。

### 〔措置の内容〕

ひとり親家庭等通勤交通費助成事業について、申請者本人の申告と勤務先の通勤交通費の支給に対する回答に矛盾が生じないように、令和5年2月24日付でひとり親家庭等通勤交通費助成金交付要綱を改正し、通勤交通費の支給状況を申告する様式について、通勤交通費の支給状況を申請者本人が記載し、それに対して会社が内容を証明するものに変更しました。

## 19. 子ども・若者支援推進事業

### 【意見 37】 受託者の定期的な見直しについて

#### 〔意見の要旨〕

ア. 事業内容の概要

川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業は、児童相談所及び地域みまもり支援センター（以下、本意見においては「相談機関」という。）で相談を受理したひきこもり、不登校等の児童であって、当該児童又はその保護者が希望し、かつ相談機関の長が

適当と認めた者（以下、本意見においては「対象児童」という。）に対し、個別支援活動及び集団支援活動をそれぞれ実施するものである。

個別支援活動は、所定の要件を満たす大学生等で事前に登録されたスタッフ（ふれあい心の友）が、対象児童と交流することを通じて、自主性及び社会性の伸長並びに登校意欲の回復を図るものである。また、集団支援活動は、対象児童を児童相談所等に通所させ、集団的な生活指導及びレクリエーション等を実施し、児童の福祉の向上を図るものである。

なお、川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱第2条において、本事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、公益法人、非営利活動法人等に委託することができるとしている。

#### イ. 委託契約等の概要

市は、川崎市ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱に基づき、事業の一部を委託している。当該委託の概要は表 61 のとおりである。

現在の事業者は、委託を開始した平成 26 年度に公募型プロポーザルを実施した結果選定された事業者であり、その後は毎年度、特命随意契約を締結している。また、令和 3 年度における当初の契約金額は 6,470,446 円であったが、新型コロナウイルス感染症まん延への対応により中止とした集団支援活動等があったことから、ふれあい心の友に対する活動謝礼 710,600 円分が戻入され、確定額は 5,759,846 円となっている。

令和 3 年度における委託事業の主な実績は、表 62 のとおりである。

#### ウ. 受託者の定期的な見直しについて

現在の受託者は、委託を開始した平成 26 年度に公募型プロポーザルを実施した結果選定された事業者である。その後は毎年度、特命随意契約を締結しており、令和 3 年度で 8 年程度契約が継続している。

特に、ひきこもりや不登校といった困難な状況にある子どもを対象とした支援活動においては、対象児童との信頼関係の構築が重要であり、頻繁な事業者の変更は望ましくないことから、特命随意契約を締結することには一定の合理性を有するものといえる。また、そもそも市域においてひきこもりの支援をしている社会福祉法人等は少なく、公募型プロポーザルを実施した際も現在の受託者からのみ応募があった状況であるとともに、現在の委託事業に関しても大きな問題等もなく遂行されているとのことである。

しかし、状況によっては、現在の受託者とは異なる知見やノウハウ等を有する新たな事業者が参入する可能性も否定できないことから、事業の特性や現在の委託事業において大きな問題等が生じていないことをもって、実質的に終期の定めなく特命随意契約を継続することは望ましくない。

したがって、本件事業の特性を踏まえた上で、例えば、同一の受託者への連続する委託期間が 5～10 年程度経過した際にあらためて公募型プロポーザルを実施する等、受託者を定期的に見直す機会を設けることを検討する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和 6 年度の事業実施に向けて、令和 5 年度末を目途に公募型プロポーザルを実施

します。また、その後の委託期間が5～10年程度経過した際に改めて委託者の見直しを検討します。

## 19. 子ども・若者支援推進事業

### 【意見 38】補助金実績報告書の確認方法の見直しについて

#### 〔意見の要旨〕

市は、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進める団体を育成・支援するため、対象となる団体に対し、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成補助金を交付している。

補助対象経費は、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第7条に規定されている。

補助対象事業が完了したときには、補助金の交付を受けた団体から、地域子ども・子育て活動支援助成事業実績報告書（以下、「実績報告書」という。）が市に提出される（交付要綱第14条）。

実績報告書には、補助対象経費の支出状況が記載される。具体的には、表63の実際の一事例のとおり、補助対象経費である交付要綱第7条各号の支出項目ごとに、補助対象経費、支出済額、摘要が記載される。

市は、すべての受領団体に対して中間視察を実施し、支出状況を含む事業の適正な実施について実地に確認することとしているが、実績報告書に記載されている支出済額についての証憑の確認は行っていない。

しかし、表63の事例を見ると、例えば、実施場所の賃借料について、日常的に使用する事務所家賃以外の賃借料に該当するものであるかどうか、摘要欄にある「賃借料の20%」という計上割合が適切かどうか、そもそも賃借料が996,000円であったかどうか等についての検証は慎重に行うべきものとする。また、講師及び補助員へ謝礼やバス代を支払っているが、団体構成員以外の者に対して支払っているものかどうか等についての検証も同様である。

したがって、事業がより適正かつ有効に遂行されるためにも、支出内容によっては領収書などの証憑を提出させるなど、支出額の妥当性についての確認方法を見直す必要がある。

#### 〔措置の内容〕

支出額の妥当性の確認方法を次のとおり改善します。

- 申請時において、提出する様式2-1（収支予算書）の摘要欄への記入を必須とし、科目ごとの計上根拠をより精緻に事務局で把握できるようにしました。
- 交付決定時において、全ての交付決定団体に対し、証憑の保管、帳簿の作成を科目ごとに適切に行うよう改めて周知しました。
- 中間視察において、実地に科目ごとに帳簿の確認を行い、妥当性のチェックを適切に行うよう、視察手順を改めます。特に賃借料、講師及び補助員への謝礼金については、領収書等証憑の確認を実地に行い、計上根拠の妥当性を検証します。
- 実績報告において、申請時に摘要欄に記載した計上根拠との整合や中間視察における妥当性の検証結果を踏まえ、報告書の記載内容の点検を行います。

## 20. 子どもの権利施策推進事業

### 【意見 39】子どもの権利条例リーフレットの配布数算定方式の見直しについて

#### 〔意見の要旨〕

市は、子どもの権利条例の啓発のために、子どもの権利条例リーフレットを作成している。リーフレットは、「みんなで考えてみよう かわさき子どもの権利じょうれい 小学生版」（以下、「小学生版リーフレット」という。）と「みんなで考えてみよう 川崎市子どもの権利条例 中高生版」（以下、「中高生版リーフレット」という。）の 2 種類がある。

市は、毎年 1 月頃に実施される入学説明会時に、小学校及び特別支援学校入学予定児童に向けて、小学生版リーフレットを配布している。令和 3 年度の配布状況（例示として川崎区と幸区を抜粋）は、表 64 のとおりである。

配布数の算定は、学校ごとに行っている。具体的には、入学予定児童数に予備 40 部（特別支援学校は 20 部）を加えた部数を 10 部単位で繰上げて算定している（例：殿町小学校 児童数 44+予備 40=84 → 90 に繰上げ）。

予備部数については、以前、学校から追加希望の要請があったことから現在の部数を一律加えているとのことである。配布準備段階から入学予定児童数の変動が生じることがあることから、若干数の予備は必要であると考え、小学校一律 40 部、特別支援学校一律 20 部の予備部数についてはその必要性は低いと考える。

この結果、小学校入学予定児童数 12,462 名に対して 17,570 部の小学生版リーフレットを、特別支援学校入学予定児童数 21 名に対して 90 部の小学生版リーフレットを配布している。

また、市は、権利学習時にもリーフレットを配布している。市は、11 月 20 日を「かわさき子どもの権利の日」に制定していることから、市立小中学校及び市立高校では例年 11 月に権利学習の機会を設けている。そこで、毎年 10 月頃に、私立も含む全小学生に小学生版リーフレットを、全中高生に中高生版リーフレットを配布している。

なお、学校への配布については、教育委員会事務局から 1 束 30 部とすることが指定されているため、リーフレット作成業者には 30 部ずつ帯をかけた状態での納入を要請しており、各学校へも 30 部束単位での配布を行っている。

令和 3 年度の配布状況（例示として川崎区中学校）は、表 65 のとおりである。

配布数の算定過程では、生徒数を 30 で除して 30 部束数を算定し、予備及び指導教諭用の部数を考慮した上で束数を計算し直している（例：南大師中学校 生徒数 347÷30=12 束に予備及び指導教諭用 2 束を加えた 14 束 420 部と算定）。

この結果、川崎区の生徒総数 4,891 名に対して 186 束 5,580 部の中高生版リーフレットを配布しており、川崎市全体では中学校、高校及び特別支援学校の生徒総数 34,669 名に対して 38,730 部の中高生版リーフレットを配布するに至っている。

このように、在籍する児童・生徒数を大幅に超える部数のリーフレットが配布された学校では、予備リーフレットを処分することも出来ず、手に余る状況になっていると推察される。また、SDGs の観点からも紙資源が無駄になる事態を出来る限り回避す

ることが望ましい。

したがって、予備部数を見直すなど、子どもの権利条例リーフレットの配布数算定方式を見直す必要がある。

#### 〔措置の内容〕

予備部数を 20 部に減らし、不足する場合は学校から連絡をもらい、追加送付して対応しました。

## 20. 子どもの権利施策推進事業

### 【意見 40】日本語を母語としない児童生徒等への配慮について

#### 〔意見の要旨〕

子どもの権利条例リーフレットは、イラストが多く盛り込まれた多色刷りであり、わかりやすい言葉で書かれている。また、リーフレットには以下の「子どもたちからおとなへのメッセージ」が記載されている。

子どもの権利が守られるには、保護者ら大人が幸せであることが前提となることから「大人が幸せでいて欲しい」という趣旨のこのメッセージは子どもの成育環境と体罰や虐待などとの相関性について核心を突いたものであると考えられる。加えて、大半の家庭が共働きの核家族である今日において、保護者に対して、しみじみかつじんわりとした温かなエールに相当するメッセージであると考えられる。

例年 11 月に各学校で権利学習の機会が設けられていることから、少なくとも川崎市における全ての児童生徒が、子どもの権利条例について認知できるようにする必要がある。さらに児童生徒がリーフレットを各家庭に持ち帰った時に、保護者に向けて、積極的に子どもの権利条例について話をするのが出来なくとも、机などの上に置いたリーフレットに保護者が目を通し、この「子どもたちから大人へのメッセージ」を読むことが出来たら、保護者に対しても何らかのプラスの働きかけになり得ると考える。

令和 4 年 3 月末現在、市における外国人住民は 43,760 人である。国籍は多岐に渡り、把握しているだけでも 138 か国に上っている。国籍別の外国人住民で 1,000 人超の国を列挙すると、表 66 のとおりである。

外国籍住人のうち、児童生徒の数がどれだけかは不明であるが、日本語を母語としない児童生徒及びその保護者に対してもこの子どもの権利に関する条例を広める必要があり、加えて、前述の「子どもたちからおとなへのメッセージ」も保護者に読んでもらいたい内容であると考ええる。

市は全ての人々が互いに認め合い、人権が尊重され自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指して外国人市民施策推進事業に取り組んでいる。しかし、子どもの権利条例リーフレットに関して中国語や韓国語、英語といった日本語以外の言語によるものを制作していない。

子どもの権利条例リーフレットの中国語版、韓国語版、英語版などの様々な言語版を制作するためには、多額の費用を要することから難しいかもしれないが、例えば、「大切な 7 つの子どもの権利」及び「子どもたちからおとなへのメッセージ」の部分だけでもそれぞれの言語に翻訳した補助資料を作成し、該当する児童生徒へ提供し啓

発するといった工夫も可能であると考える。

日本語を母語としない児童生徒及びその保護者らにも、子どもの権利についての理解が進むような取組を行う必要がある。

〔措置の内容〕

啓発チラシを令和4年度中に英語・中国語・韓国語で作成し、各区役所等へ配架しました。

## 21. 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業

### 【意見41】通訳・翻訳申請書の記載誤りについて

〔意見の要旨〕

令和3年7月26日に教育文化会館において、「日本語を母語としない児童生徒・保護者への就学支援相談会」が行われた。実施報告書によると、当相談会では、英語・中国語・ベトナム語・タイ語・ポルトガル語の通訳者が派遣されていた。

しかし、通訳・翻訳申請書を閲覧したところ、通訳する言語はポルトガル語のみが記載されており、英語・中国語・ベトナム語・タイ語については記載されていなかった。

市は、通訳する言語を適切に記載した通訳・翻訳申請書を提出するよう指導する必要がある。

〔措置の内容〕

1枚の申請書で複数言語の通訳・翻訳申請があった場合、依頼者に通訳・翻訳の言語数分の申請書を提出させるよう指定事業者に指導を行いました。

## 21. 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業

### 【意見42】通訳・翻訳申請書様式の改正の検討について

〔意見の要旨〕

通訳・翻訳申請書には、通訳の希望月日や翻訳の完成希望月日を記載する欄はあるが、実際に通訳・翻訳を実施した月日を記載する欄はない。

そのため、例えば、通訳・翻訳申請書に記載の希望月日に実施することができず、別の月日に実施した場合、通訳・翻訳申請書と実施報告書の実施月日を照合することができない状態である。

したがって、通訳・翻訳申請書の下欄に、通訳・翻訳実施月日や通訳・翻訳者氏名を記載する欄を設けるなど、通訳・翻訳申請書と実施報告書とを照合することができる様式に改正することを検討する必要がある。

〔措置の内容〕

通訳・翻訳申請書の下欄に、通訳・翻訳実施月日、通訳・翻訳者氏名を記載する欄を設ける様式に令和5年4月1日に改正しました。

## 22. 総合的な子ども支援ネットワーク事業

### 【意見43】講演会の開催方法の検討について

〔意見の要旨〕

令和3年度においては、幸区こども総合支援ネットワーク会議が主催する子育てに関する講演会を2回開催しているが、新型コロナウイルス感染症まん延防止のためオンライン方式で開催している。

オンライン方式には、講師と参加者との間のコミュニケーションが不足し、一方的な情報提供となってしまうおそれもあるが、幸区においては、事前に講師への質問を募集し、当日に回答をしてもらうことや、Web会議ツールのコメント欄等を活用し、講師と参加者との間でのコミュニケーションを図るよう工夫して行っている。

オンライン方式自体には、会場に集まらなくとも参加できるというメリットがある。このメリットは有用なものであり、会場に赴くこと自体が参加への大きな制約となる小さな子どもを育てている保護者等にとっては、その解消策の一つとなり得るものである。また、他区のこども総合支援ネットワークとの共同開催等といった方法も想定し得ることから、他区のこども総合支援ネットワーク等との情報交換の機会として活用することも考えられる。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止を目的としていたが、今後、新型コロナウイルス感染症が終息した場合であっても、講演会を開催するにあたっては、オンライン方式のメリットとデメリットを踏まえ、会場開催とオンライン方式とを併せたハイブリッド方式も含めて、より利用者が参加しやすく、より有意義な講演会となるような開催方法の検討を行う必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症が蔓延していた時期でもあり、オンライン方式での開催となりましたが、令和5年1月25日に開催した講演会では、一方的な情報提供の場とならないよう、質疑や意見交換等の時間を十分に設け、開催にあたって講師と参加者との間の双方向性の確保に努めたところであり、講師と参加者との間で多くの意見交換が行われるなど、有意義な講演会となりました。また、同講演会においては、開催時の動画をホームページで後日配信するなど、講演内容をより多くの方々に届けるための工夫も併せて行いました。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことも踏まえ、ハイブリッド方式による一層の双方向性の確保や、講演内容の後日配信による利便性の向上など、より参加・利用しやすく、より有意義な取組となるよう、今後も様々な工夫を施しながら講演会を開催してまいります。

## 23. こども・子育て支援事業

### 【意見44】仕様書に即した実施報告書の徴取について

#### 〔意見の要旨〕

「乳幼児期・学齢期の外遊びと地域人材育成講座の実施」の一つとして、こどもの外遊び・地域人材育成推進事業委託を行っている。

請書に添付された「こどもの外遊び・地域人材育成」推進事業委託仕様書において、成果物として、交流広場や人材育成の実績を記載した実施報告書の提出が求められている。

これを受けて、受託者である「夢見ヶ崎プレーパークをつくる会」から、同会の令

和 3 年度における活動報告書が実施報告書として提出されているが、これは同会の活動報告書のため、必要な交流広場の開催実績や講座の開催実績は記載されているものの、必ずしも仕様書において実施を求めている業務の区分では記載されておらず、開催数等も集計されていない。

委託業務の実績報告としては明瞭性に欠けることから、仕様書に示す委託内容に即した区分により開催数等を集計した報告の提出を併せて求める等、仕様書に即した実施報告書を徴取する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

仕様に対する取組結果をより明瞭に把握できるようにするため、令和 4 年度より、同委託に係る成果物として、従前の活動報告書に加え、仕様書で実施を求めている業務の区分に即して取組状況や開催数等を一覧形式でまとめた実施状況表を併せて徴取するようにしました。

## 24. 幸区待機児童対策事業

### 【意見 45】 保育所施設案内動画を希望しない園に対する継続的な協議について

#### 〔意見の要旨〕

保育所施設案内動画の作成は令和 2 年度から順次行っており、概ね毎年度 12 園程度を目途に進めてきたところである。対象となる区内の認可保育所等 73 園（令和 4 年 4 月 1 日時点）に対して、令和 4 年 10 月の時点で、幸区のウェブサイトには 34 園の動画が公開されており、概ねその半分近くまで進捗しているところである。

今後も残りの認可保育所等を対象に動画の作成を進めるとのことであるが、現在までに、動画の作成及びウェブサイトでの公開を希望しない園があるとのことである。動画の作成及び公開は、認可保育所等の運営主体の意向を無視して進めることはできないが、保育所施設案内動画は、子どもの預け先を探す利用者が保育室等の施設の概要や行われている保育の一端を視覚的に把握できる有意義なものといえる。

今後、同園がどのような理由で希望しないかを把握し、子どもの預け先を探す利用者への情報提供の観点から、どのような対応であれば可能か協議を進める必要がある。

#### 〔措置の内容〕

令和 5 年度についても 14 園分の予算を確保しており、動画作成について、認可保育所をはじめ、川崎認定保育園に対しても意向確認を行っているところですが、過去に動画作成を希望しない川崎認定保育園から動画の作成希望がありましたので、令和 5 年 9 月末までに動画を作成し公開しています。また、他の動画作成を希望していない園についても、情報提供のツールとして重要なものであるとの趣旨を再度説明し、個別にヒアリングするなど作成に協力いただけるよう取り組んでまいります。

## 25. 中原区総合子どもネットワーク事業

### 【意見 46】 子ども未来フェスタの協働における留意点について

#### 〔意見の要旨〕

中原区では、第 16 回なかはら子ども未来フェスタを実施するに当たり、なかはら子ども未来フェスタ実行委員会(以下、「実行委員会」という。)に業務委託を行っている。

実行委員会の推薦理由は、表 70 のとおりである。

また、なかはら子ども未来フェスタ実行委員会設置要綱が定められており、役員や事務局について規定されている。

本事業は、市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業である協働型事業として位置づけられている。市は、「行政のみで実施するよりも市民活動団体が加わることでより一層の価値を生み出す場合、または市民活動団体が実施する事業に行政が加わり公的資源（場、資金、人材等）を投入することでさらに価値を生み出す場合」に協働型事業を実施するとしている。

協働型事業では、市民活動団体が自主的・自発的な活動により参加することで、より専門性が高く、多様な市民ニーズに柔軟かつ機動的な対応が可能となるが、一方で、市民活動団体では人材・資金・組織運営力等の経営基盤を安定的に確保することが難しい場合も想定される。

本事業においては、推薦理由からもわかるとおり、各関係団体の委員を集めて実行委員会を組織し、イベントを運営・実施しているが、実行委員会だけでは、経理事務等を含めた組織運営を行うときの人員は十分に確保できないため、事務局は中原区役所内に置き、会計処理を中心とした事務局機能は中原区役所が分担している。

協働で事業を実施する場合には、多様性、先駆性、自立性、専門性、地域性等の特徴の理解が行政に求められるとともに、対等の関係を有することが原則であることから、経理事務等を市が負担することによって、過度な行政負担や団体の自立性が損なわれることのないよう留意する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

毎年実施する『なかはら子ども未来フェスタ』について、行政と実行委員会それぞれの特性が発揮できるよう年度当初に役割分担を明確にすることで、過度な行政負担の防止及び実行委員会の自立性の維持に努めます。

## 26. 多摩区こども・子育て情報収集・発信事業

### 【意見 47】仕様書の記載内容の具体化について

#### 〔意見の要旨〕

令和 3 年度多摩区地域子育て情報収集・発信事業業務委託事業（以下、「情報収集等委託事業」という。）は、子育て家庭のニーズに応じて多様な情報提供を行い、親の育児不安の軽減及び地域子育て支援体制へつなげる機会とすること、区内の子育て支援活動情報を積極的に収集・発信し、市民活動・交流やコミュニティの活性化を図ることを目的とする事業である。

情報収集等委託事業仕様書（以下、「仕様書」という。）が定めている委託内容は次のとおりである。

- ① 地域子育て情報の収集及び確認業務
- ② 「多摩区地域子育て情報ブック」の編集業務
- ③ 地域子育て情報収集・発信に係るアンケートの実施

上記項目のうち、①と②については、具体的な仕様が記載されているが、③については、アンケートの内容や実施件数等が記載されておらず、受託者がどのようなアン

ケートを実施すべきなのか不明である。

令和3年度の委託では、受託者との協議により100件程度のアンケートを実施しているが、今後は、アンケートの実施に係る具体的な内容について、仕様書に明記しておく必要がある。

#### 【意見の要旨】

令和5年度の仕様書に、下記のとおり、実施件数及びアンケート内容について記載しました。

##### ○対象

多摩区地域子育て情報BOOK」配架先（区内地域子育て支援センター等）の利用者を中心に100名程度とする。

##### ○調査項目

次の事項等をA4サイズ1枚程度にまとめる。個人を特定する事項については収集しない。

- ・「多摩区地域子育て情報BOOK」に掲載している情報で参考になったこと
- ・「多摩区地域子育て情報BOOK」を活用したこと
- ・「多摩区地域子育て情報BOOK」に今後充実させてほしい情報
- ・お住まいの地域
- ・お子さんの年齢